

湖南省環境基本計画



湖南省の環境未来像※

野州川の清流
山々の景色
歴史が育む
うつくし湖南



の実現のために

※湖南省の環境未来像とは、21世紀
半ばの湖南省のあるべき姿です。

《環境基本計画策定の目的》

この計画は、湖南省環境基本条例に基づいて定められるものであり、右に示す5つの基本的な考え方によって、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

自然との調和

環境自治

地球環境の保全

歴史・伝統文化
の継承

良好な生活環境
の確保

はじめに



湖南省の環境未来像

野洲川の清流 山々の景色

歴史が育むうつくし湖南 の実現のために

湖南省長 谷 畑 英 吾

湖南省は、古より東海道^{いにしえ}の宿場町として栄え、現在も国道1号、JR草津線や名神高速道路をはじめとする交通ネットワークによって京阪神、中京および北陸の経済圏を結ぶ要衝となっています。また、阿星・岩根の両山系、野洲川をはじめとした自然環境にも恵まれており、豊かな水を利用して農業が営まれてきました。こうした中で、「湖南三山」に代表される社寺や伝統工芸などの独自の風土が育まれてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く今日の環境問題は、地域の自然環境の保全や公害の防止ばかりではなく、地球的規模、次世代への影響という空間的かつ時間的な広がりを持つ問題として捉えられています。

「湖南省環境基本計画」は今日の環境問題を踏まえ、湖南省環境基本条例に基づいて策定する今後の本市の環境行政の方向性を示すものであります。このため条例に定めた5つの基本理念のほか、環境基本法における市の責務などの関係法令、国や県の環境基本計画などの趣旨を踏まえ、湖南省総合計画の環境面を具現化していく計画として位置づけられます。

今後は本計画に基づき、市民、事業者、環境関連団体および市が推進主体となり、「地域の環境は自らがつくる」を基本とする「環境自治」の考え方を根幹として、21世紀半ばの湖南省の環境のあるべき姿としての環境未来像「野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南」の実現をめざします。

本基本計画の策定にあたり、慎重にご審議いただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご提案をいただいた市議会議員の皆様、ならびにさまざまな形で貴重なご意見をいただきました多くの市民の方々に心からお礼申し上げます。

目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の概要	2
1-3	湖南省における環境のとりえ方	5

第2章 湖南省の環境の現状と課題

2-1	湖南省の概要	9
2-2	環境の特性と課題	12

第3章 計画の目標

3-1	目指すべき環境未来像	22
3-2	環境未来像実現に向けた基本目標	25

第4章 環境保全施策

4-1	施策の方針	27
4-2	基本施策	30
4-3	重点プロジェクト	49

第5章 環境自治の全体像

5-1	環境自治の推進体制	61
5-2	環境自治のしくみ	62
5-3	環境自治の進め方	66

第6章 計画の推進方策

6-1	進行管理の基本的な考え方	67
6-2	取組みの評価	68
6-3	重点プロジェクトの進め方	69

資料編

1.	湖南省環境基本条例	資-1
2.	計画策定体制と経過	資-6
3.	関連計画	資-10
4.	基礎調査（アンケート結果）	資-18
5.	用語の解説	資-35
6.	湖南省位置図	資-46

●本書において、※を付した語句については、「資料編5. 用語の解説」において語句の説明を記載しています。

参考掲載 新春座談会 2009 『一人ひとりの「環世界」を大切に』

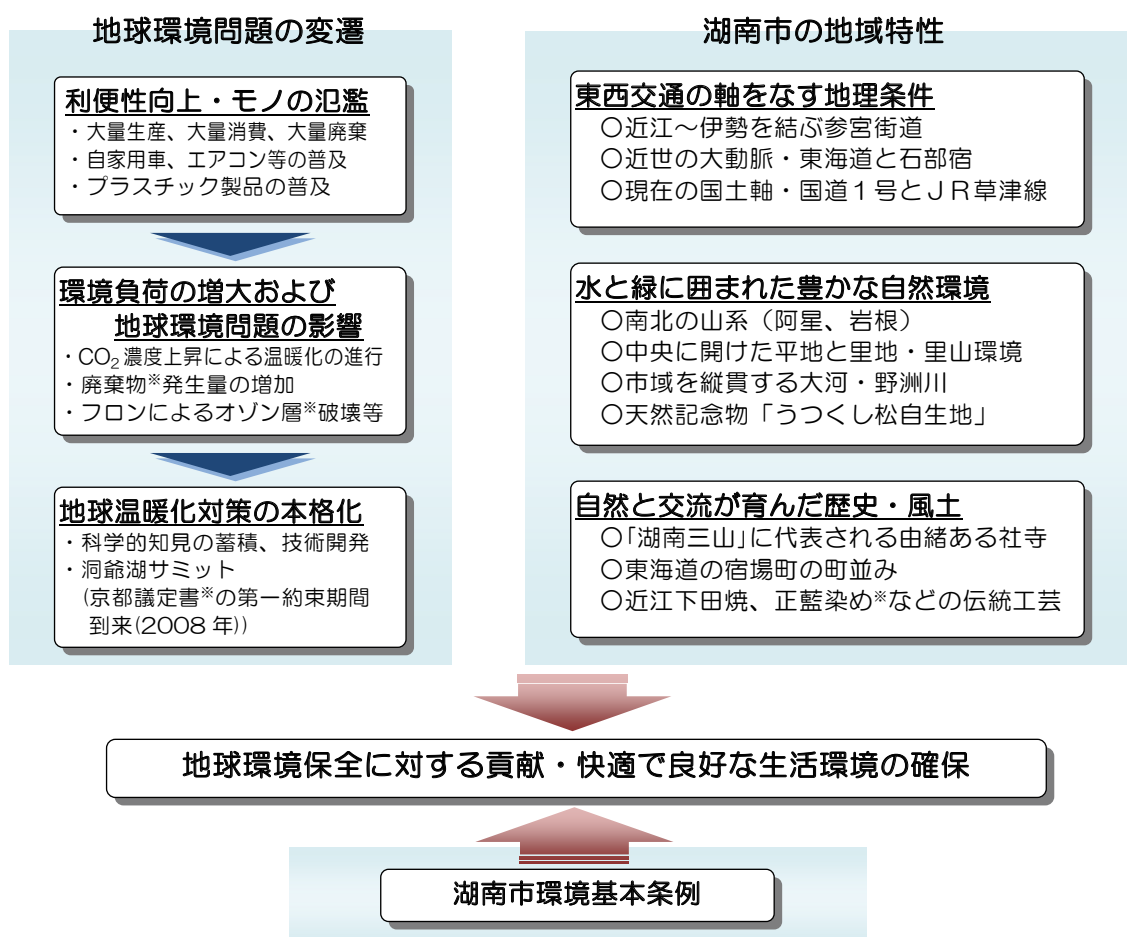
第1章. 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

今日の環境問題は、地域における公害の防止や自然環境の保全ばかりではなく、地球的規模あるいは将来の世代への影響というように、空間的かつ時間的な広がりをもつ問題としてとらえられています。とりわけ、世界各地で異常気象が続き、日本でも猛暑日や集中豪雨が増えるなど、気候変動の影響が顕在化しています。

私たちが住む湖南省は東海道の宿場町として栄えた歴史を持ち、今も国土軸として我が国の交通・物流を担う国道1号が縦貫しています。また、阿星・岩根の両山系の間に開けた平地では、野洲川の豊かな水を利用して農業が営まれる静かな地域です。こうした中で、「湖南三山※」に代表される社寺や近江下田焼※などの伝統工芸に見られるように、独自の風土が育まれてきました。しかし、昭和30年～40年代（1955年～1974年）には湖南工業団地への工場誘致が進められ、その頃立地した多くの事業所が現在も操業する産業都市へと変貌を遂げました。加えて、京阪神地域へのアクセスの良さから住宅団地の開発等による都市化が進み、人口の急増によって住民構成も大きく変化しています。

以上のことを踏まえて、地球環境の保全に貢献するとともに、快適で良好な生活環境を確保するため、市では「湖南省生活環境保全条例」〔平成19(2007)年1月〕、「湖南省環境基本条例」〔平成19(2007)年7月〕を相次いで制定しました。これらに基づき、あらゆる分野で環境に配慮した取組みをこれまで以上に進め、私たちの生活習慣や社会経済構造そのものを環境への負荷が小さいものへ変えていくことが求められています。

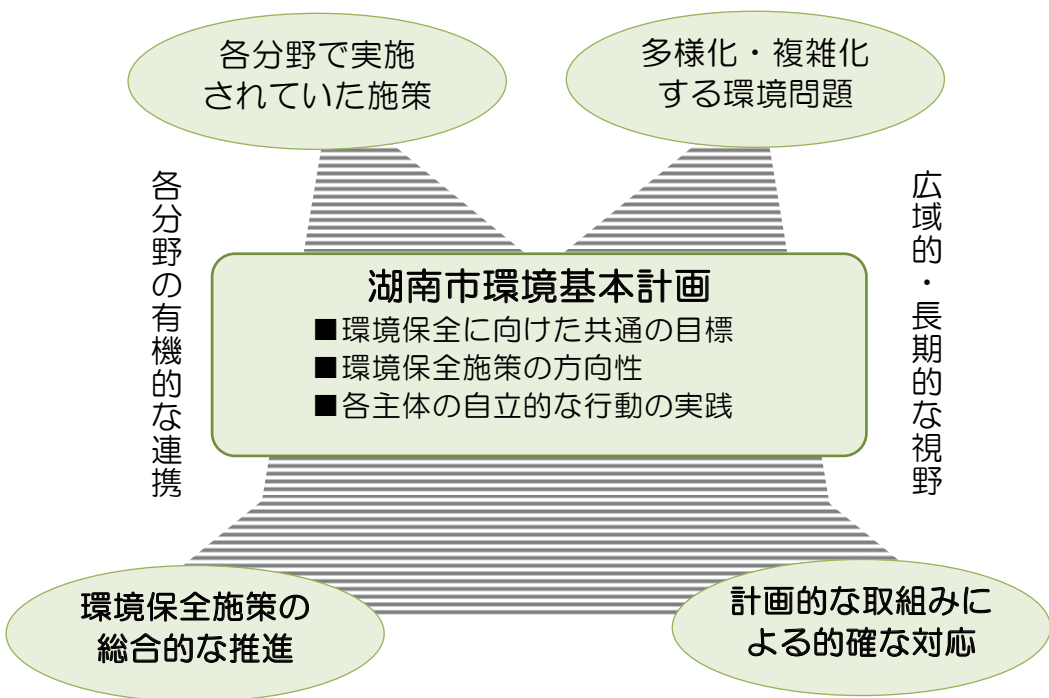


1-2 計画の概要

■目的

多様化、複雑化する今日の環境問題には、これまでのように各分野がそれぞれ個別の施策を実施していくだけでは的確な対応は望めません。したがって、各分野、各施策相互の連携を図り、広域的・長期的な視野のもとで取組みを進めていく必要があります。

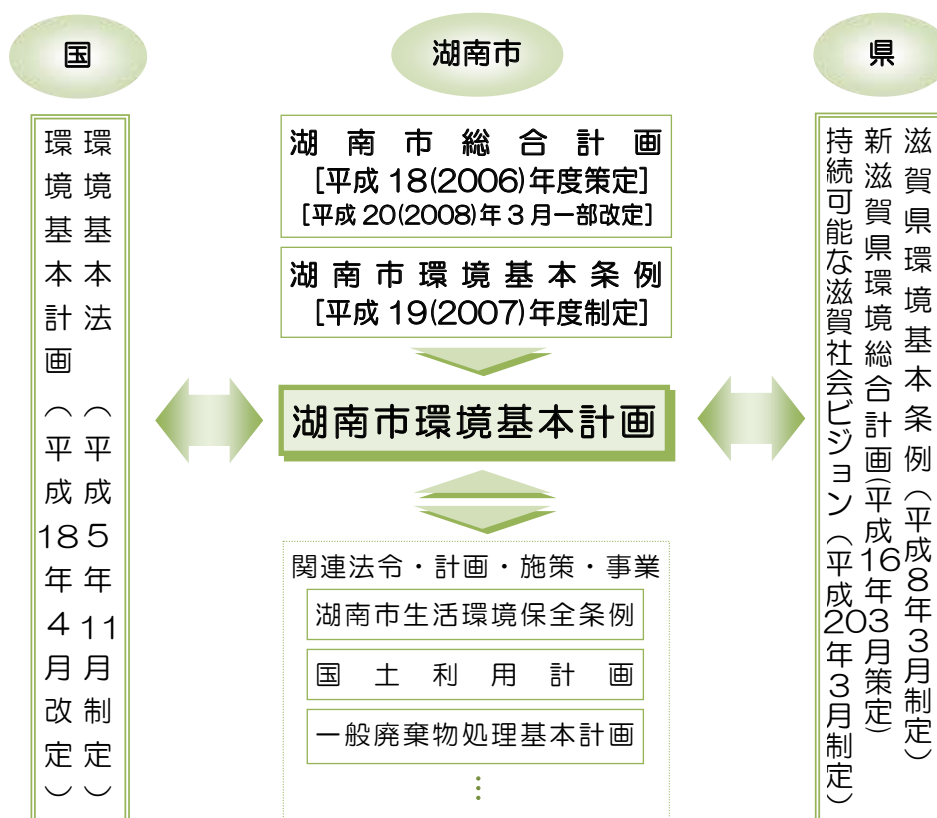
このため本計画は、湖南省と湖南省に暮らす市民および事業者等が環境保全に取り組んでいく上での共通の目標や施策の方向性を示すとともに、各主体の自立的な行動を喚起する役割を担うことを目的とします。



■位置付け

本計画は、湖南省環境基本条例（資料1参照）に基づいて策定する今後の市の環境行政の方向性を示すマスタープランであり、湖南省総合計画を上位計画とします。このため、条例に定めた5つの基本理念のほか、環境基本法*における地方公共団体の責務などの関係法令、国や県の環境基本計画*などの趣旨を踏まえ、将来像「**ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南**」を環境面から具現化していく計画として位置付けられます。

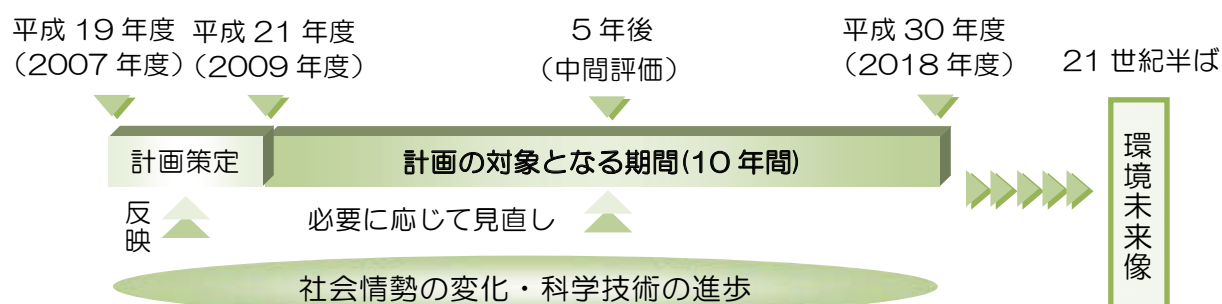
また、環境保全に向けて分野を越えた総合的な取組みを展開していくため、関係各部署の施策を「環境」の視点から調整していく役割を担います。



■対象とする期間

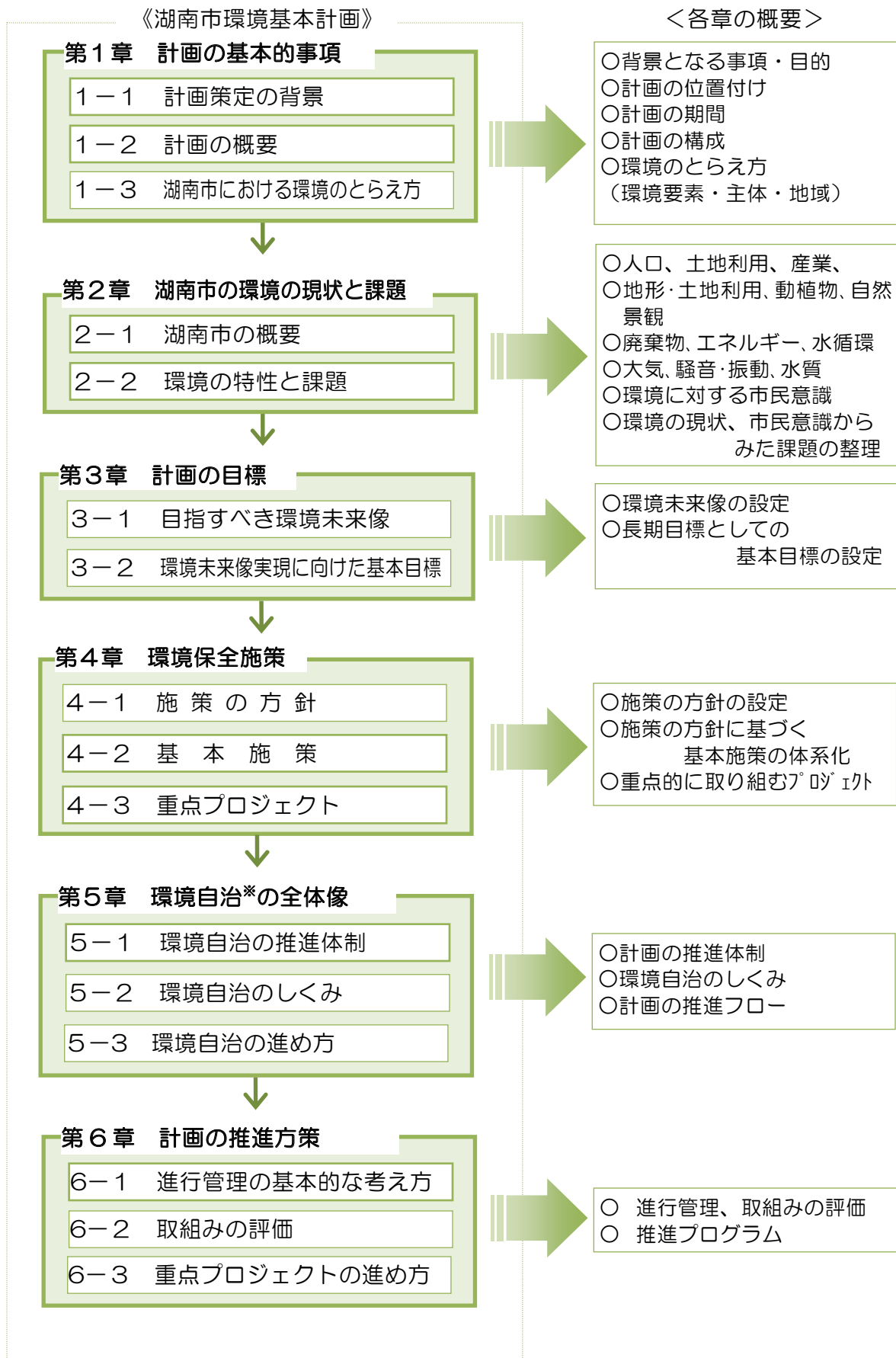
本計画が対象とする期間は、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10年間とし、21世紀半ばの湖南省の環境のあるべき姿として環境未来像を定めます。

また、5年後を目安に計画の中間評価を行うほか、社会情勢が変わって直面する課題に変化が生じたり、科学技術の進歩などによってより効果的な手段が生じる場合には、必要に応じて検討、見直しを行います。



■計画の構成

本計画の構成と各章の概要について以下に示します。



1-3 湖南省における環境のとらえ方

■今後の環境行政のあり方

湖南省は、「地域の環境は自らがつくる」という環境自治^{*}の考え方を根底にすえ、豊かな自然環境と美しい景観による「うるおいのあるまち」を目指しています。その実現にあたっては、湖南三景プラン^{*}を将来のイメージとして、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進めていく必要があります。

またこのような取組みは、地球温暖化^{*}の影響を改めて認識した今、その防止に向けた対策につながるものであります。

■基本計画検討の視点

基本計画は、湖南省環境基本条例の理念に沿って、以下の5つの視点により検討します。

＜基本計画検討の視点＞

- 「自然との調和」
- ・南北の山系（阿星・岩根）、里地・里山^{*}、河川など個々の自然とその環
 - ・河川を軸として琵琶湖へと連なる流域のつながり

- 「地球環境の保全」
- ・環境負荷の小さい低炭素社会^{*}づくり（温室効果ガス^{*}削減）
 - ・循環型社会^{*}の構築

- 「良好な生活環境の確保」
- ・国道1号（国道1号^パ 伏^ス）の沿道における環境
 - ・産業の集積による周辺への影響
 - ・市街化による周辺への影響および新市街地の環境

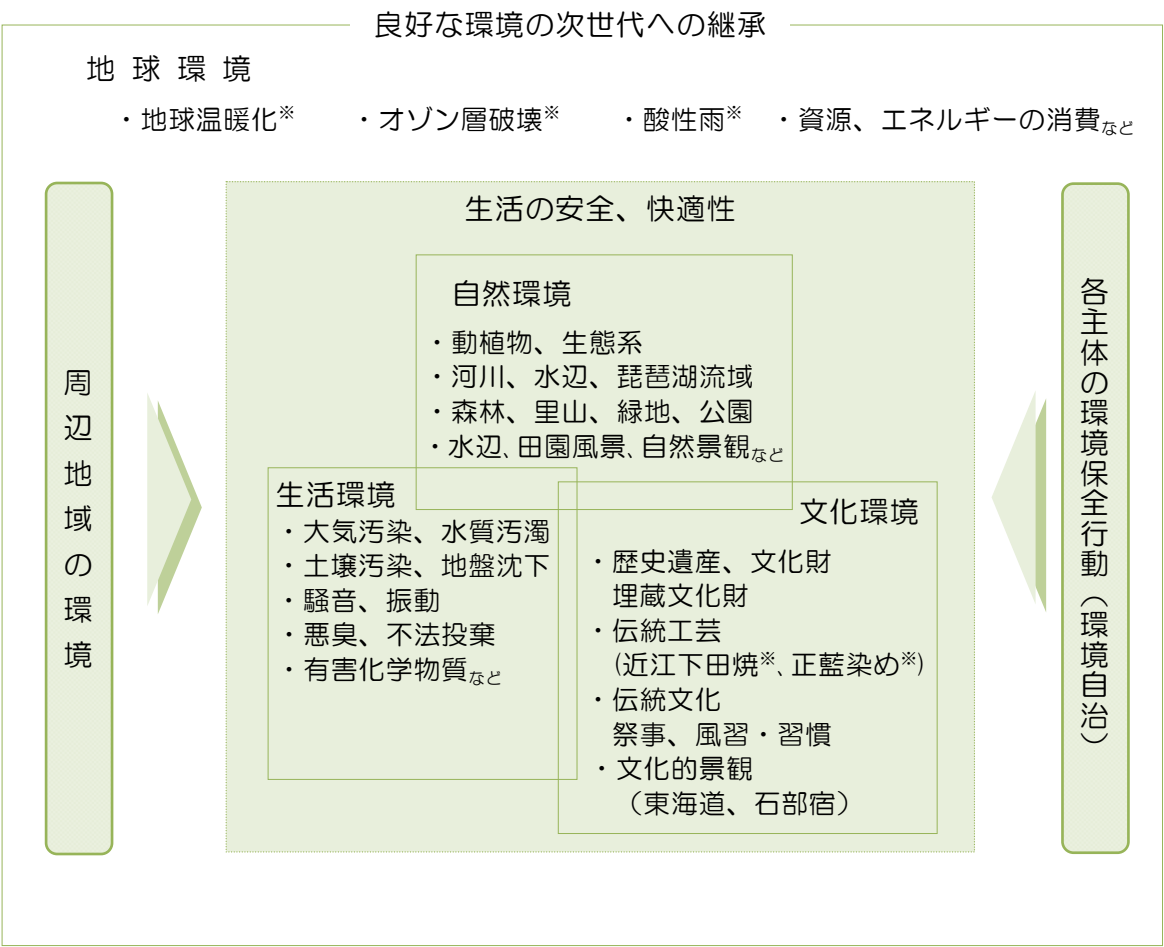
- 「歴史・伝統文化の継承」
- ・歴史拠点としての東海道の宿場や湖南三山^{*}
 - ・地域の伝統行事と伝統工芸

- 「環境自治」
- ・市民、事業者による地域における環境活動への積極的な取組み
 - ・市による市民、事業者の取組みへの支援
 - ・環境自治、協働のための体制およびしくみ

■対象とする環境の範囲

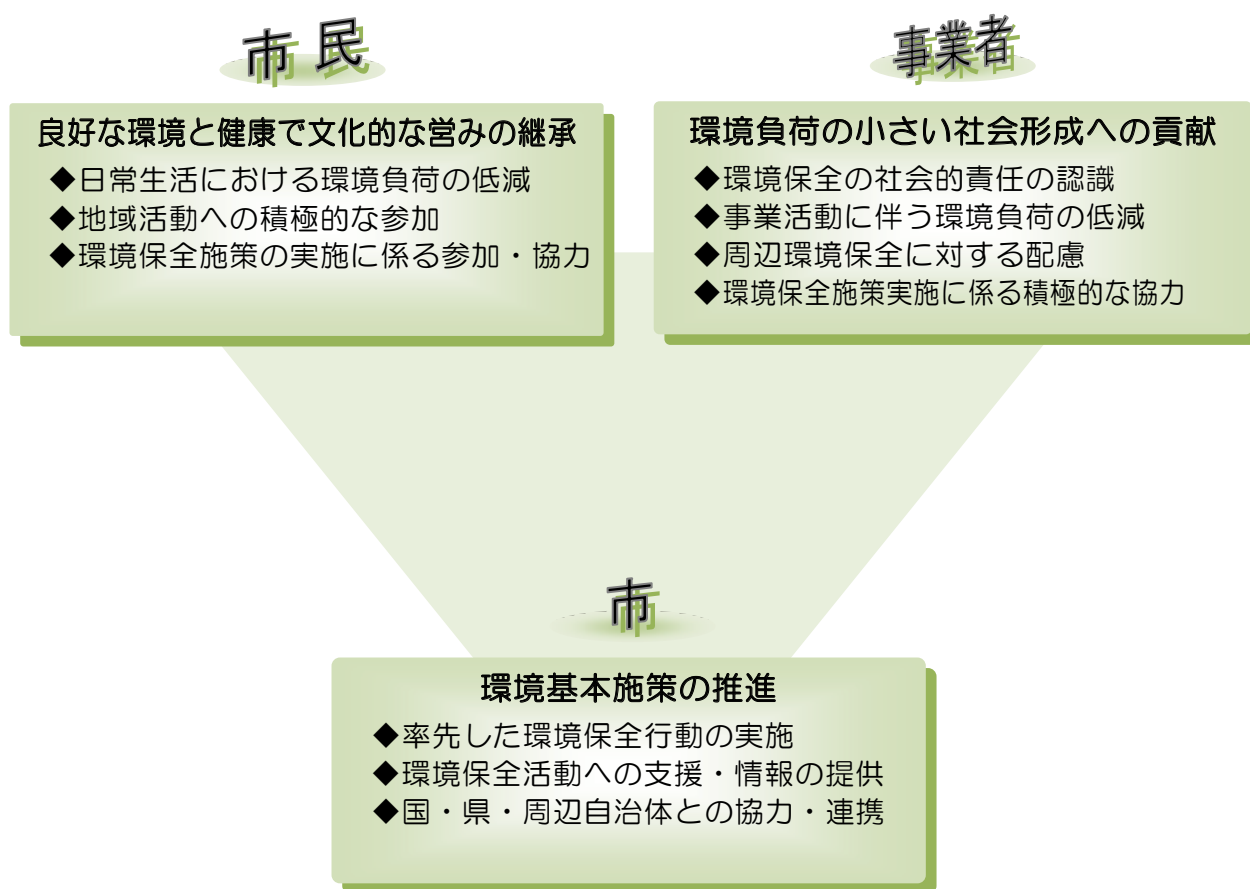
本計画は、湖南省全域を対象とし、自然・生活・文化・地球という4つの視点から環境をとらえ、それぞれ以下に挙げるような環境要素を対象とします。

また湖南省の環境は、市域のみで独立して形成されているわけではないため、周辺地域との一体性を考慮した広域的な観点を含めるとともに、私たちの日常生活や事業活動などにおける環境保全行動にも目を向けて策定します。



■計画を推進する主体と役割

社会の構成員すべてが今日の環境問題の原因者であり、一方では環境の恵みを受ける権利を持つことから、本計画においては、湖南省に住むすべての市民、事業者、市が推進主体となります。各主体は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、環境保全に向けて一体となった取組みを進めます。

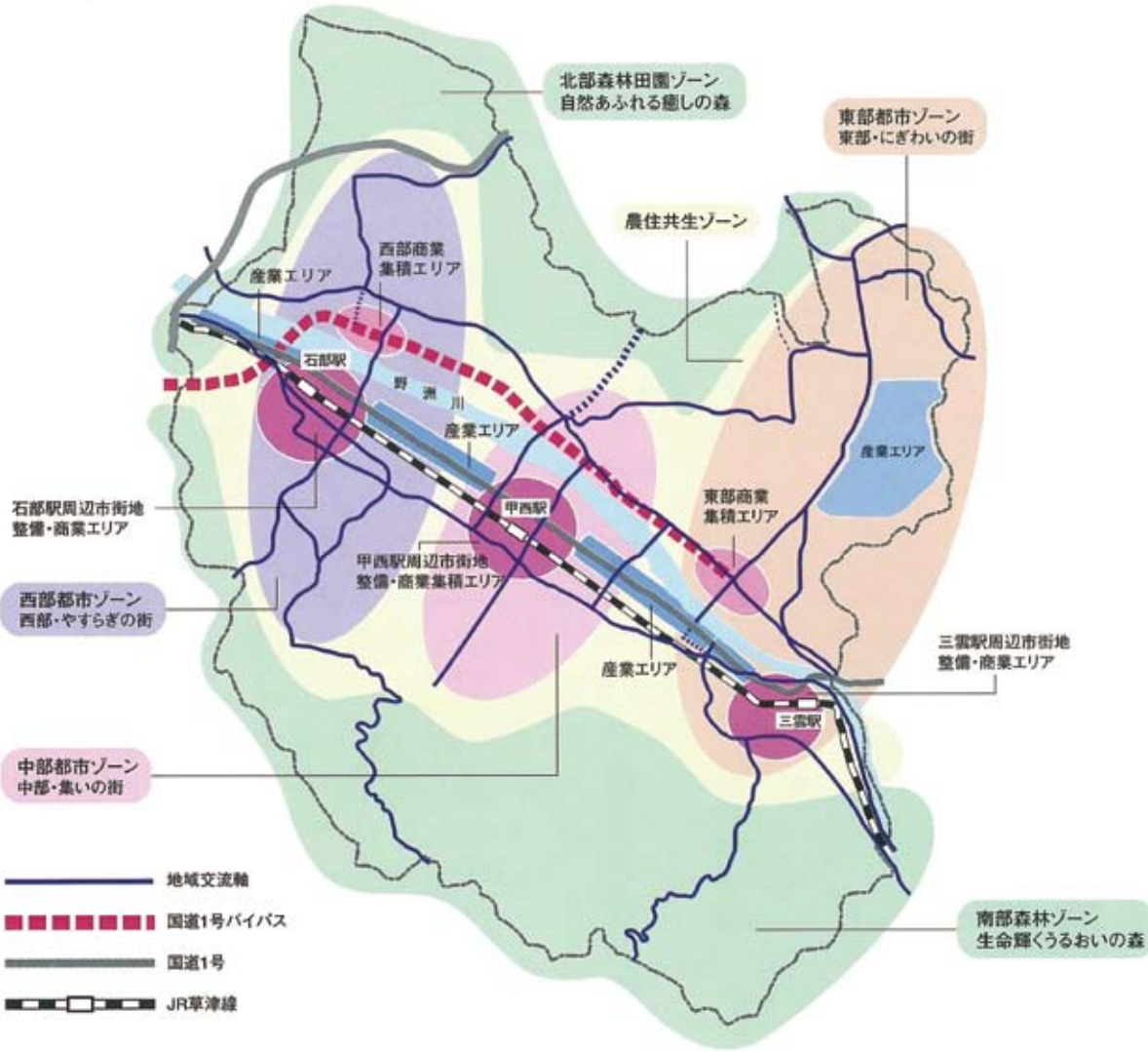


■地域類型の考え方

本計画では、湖南市総合計画に示された土地利用イメージに準じて、景観的な類型も加味しながら市全域を以下の6つに区分し、それぞれの地域特性を考慮して環境保全の取組みを進めます。

【地域類型】

- 北部森林田園ゾーン
- 南部森林ゾーン
- 農住共生ゾーン
- 西部都市ゾーン
- 中部都市ゾーン
- 東部都市ゾーン



土地利用イメージ図

第2章. 湖南省の環境の現状と課題

2-1 湖南省の概要

位置・地勢

本市は滋賀県の南東部に位置し、北では野洲市と竜王町、西では栗東市、南と東では甲賀市とそれぞれ接しています。市域は東西に12.7km、南北に18.3kmの広がりがあり、70.49km²の面積を有しています。南端には阿星山系、北端には岩根山系を望み、これらの山並みに挟まれるように野洲川が流れています。

野洲川に沿って開けた平野部に本市の市街地が形成されており、国道1号やJR草津線など全国レベルの交通軸が市の東西を貫く大動脈となっています。

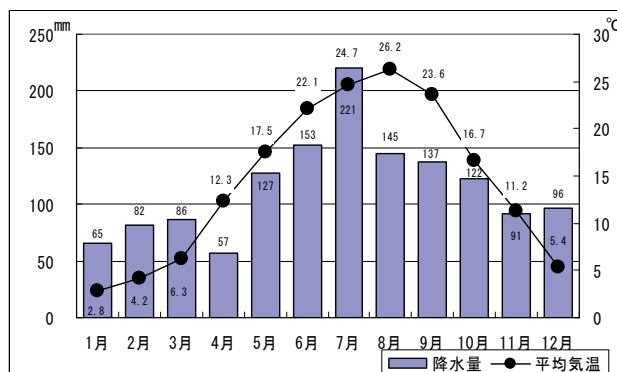


気 象

平成15年から平成19年の5年間における年間降水量の平均値は1,383mm、平均気温は14.5℃となっています。

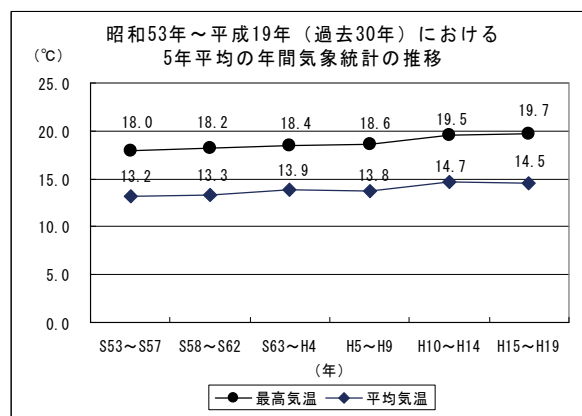
月別の推移を見ると、降水量は4月が最も少なく(57mm)、7月が最も多く(221mm)となっています。また、平均気温の推移を見ると、8月が最も高く(26.2℃)、1月が最も低く(2.8℃)となっています。

また、昭和53～57年の平均気温は13.2℃、平成15～19年の平均気温は14.5℃となっており、気温は上昇傾向にあり、30年前と比較して、平均気温が1℃以上、最高気温で2℃近く高くなっています。



月別降水量および日平均気温の推移
(平成15年～平成19年の平均値)

資料：彦根地方気象台(東近江観測所)

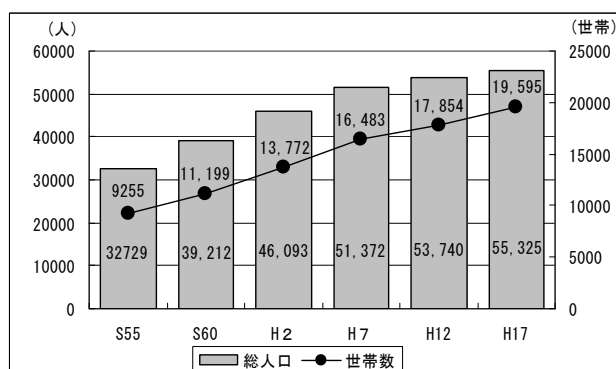


資料：彦根地方気象台(東近江観測所)

人 口

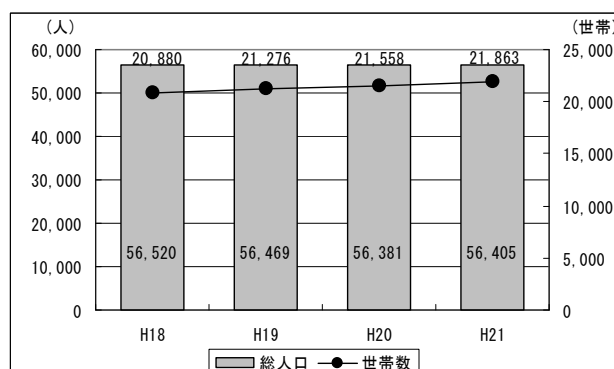
平成 17 年国勢調査における人口は、55,325 人となっており、昭和 55 年と比べて約 1.7 倍に増加しています。また、世帯数も 19,595 世帯に増え、同年比で 2 倍以上となっています。しかしながら、世帯あたり人口について見ると、平成 17 年は 2.8 人となっており、昭和 60 年の 3.5 人から減少し続けています。

さらに市の人口統計による近年（平成 18～21 年）の推移を見ると、人口は約 56,000 人、世帯数は約 21,000 世帯とほぼ横ばいに推移しています。



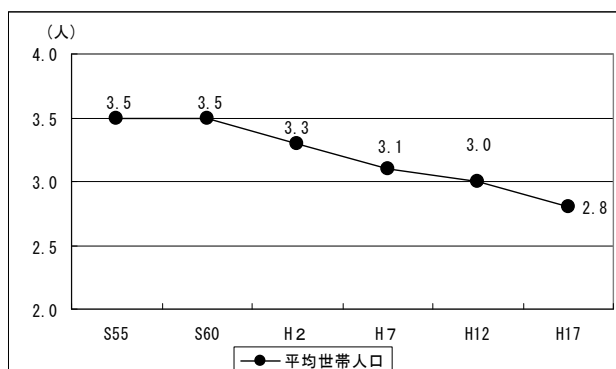
人口および世帯数の推移

資料：国勢調査（各年 10 月現在の値）



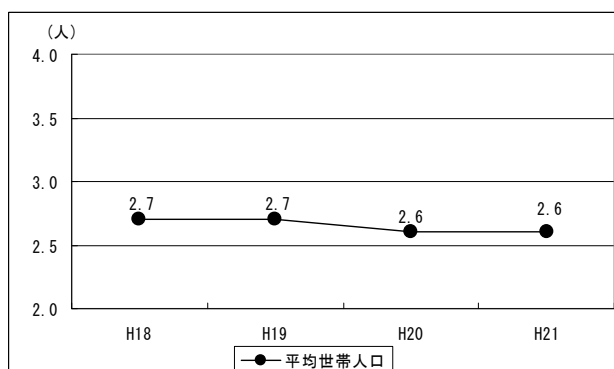
人口および世帯数の推移

資料：市企画財政課（各年 1 月現在の値）



平均世帯人口の推移

資料：国勢調査（各年 10 月現在の値）



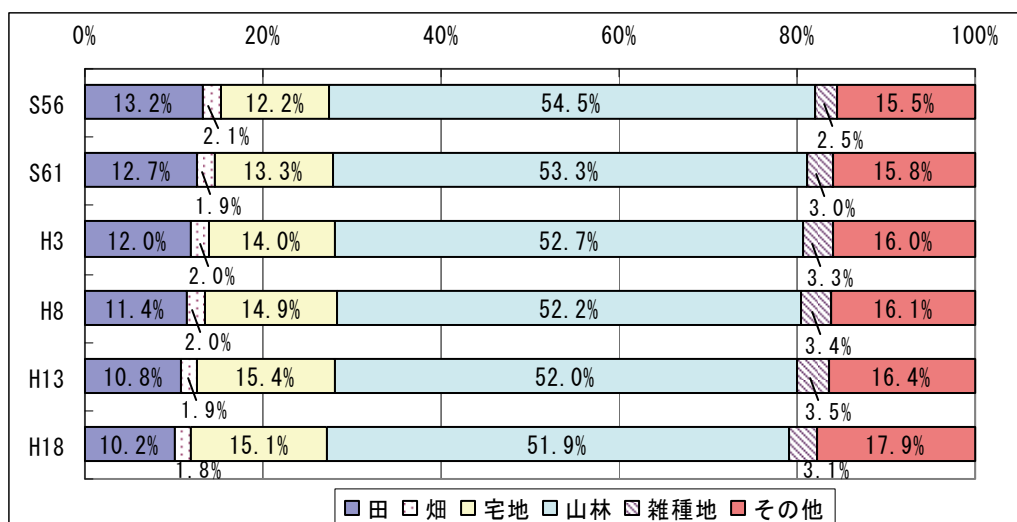
平均世帯人口の推移

資料：市企画財政課（各年 1 月現在の値）

土地 利 用

平成 18 年における地目別面積割合を見ると、山林が約 52%と最も高い割合を占めており、次いで宅地が約 15%、田が約 10%となっています。

昭和 56 年からの経年変化を見ると、田・畑・山林が減少しているのに対し、宅地、雑種地、その他（池・沼、原野、河川等）は増加していることがわかります。

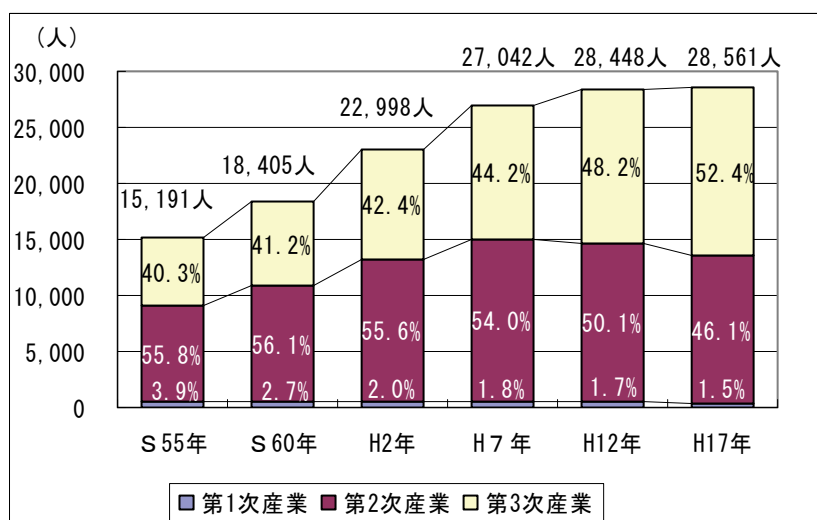


地目別土地利用状況の推移

資料：「市固定資産概要調書」
ただし山林のみ「滋賀県林業統計要覧」

産 業

本市の就業人口は、総人口の増加に伴って一貫して増加してきましたが、平成 12 年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 17 年においては 28,561 人となっています。産業構成比について見ると、第 3 次産業が約 52%と最も多く、次いで第 2 次産業（46%）となっています。近年は、第 2 次産業の割合が下がり、第 3 次産業の割合が高くなっています。



産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

2-2 環境の特性と課題

(1) 自然環境

環境の特性

◇地形

- ・ 地形は大きく山地、丘陵、低地に区分され、現状はそれぞれ森林、農地、市街地として利用されています。
- ・ 地域の中央を野洲川が流れており、その水系として荒川、大沙川、思川、由良谷川、家棟川、大谷川、落合川、宮川、広野川など多数の小河川が流れ込んでいます。
- ・ 地域の北部を日野川水系として茶釜川、祖父川、長谷川が流れています。
- ・ 野洲川流域は本市の他、上中流の甲賀市、下流の栗東市、守山市、野洲市の5市にまたがっています。
- ・ 農地や山林が減少している一方で市街化が進んでいます。

◇動植物

- ・ 絶滅のおそれのある種や保全すべき種は、レッドデータブック※によると19種報告されています。
- ・ うつくし松自生地が市の天然記念物に指定されています。
- ・ 巨樹・巨木林※は、「吉永の弘法杉」など4件があげられています。

◇自然景観

- ・ 北の岩根山系や南の阿星山系は、市内のいたるところから眺められます。
- ・ 野洲川沿いの見通しは良く、開けた眺望が楽しめます。
- ・ 自然環境保全上重要な要素である自然景観として、「十二坊」があげられています。

市民アンケート結果から ～湖南省の環境のシンボルについて

湖南省の環境のシンボルとしてふさわしいものについて、具体的な名称として、野洲川、うつくし松、十二坊の山々などが多くあげられています。それらがシンボルとしてあげられる理由としては、「市の中心を流れる川である」（野洲川）、「市が有する天然記念物であるため」（うつくし松）、「自然が豊かで温泉もある」（十二坊の山々）などとなっています。



うつくし松

課 題

■土地利用への配慮

- ・ 地形や土地利用に応じた環境配慮に努める必要があります。
- ・ 農家、林家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地[※]の増加や里山の荒廃が懸念されることから、人の手が入りにくくなっている農地や里山の適切な維持管理の仕組みを考えていく必要があります。

■美しい自然景観の保全

- ・ 市の南北の山への眺望や、野洲川沿いの開けた景観は、市の代表的な自然景観として保全、活用する必要があります。
- ・ 市の天然記念物でもあるうつくし松自生地や巨樹・巨木林[※]、十二坊、阿星山などのすぐれた自然景観を保全していく必要があります。

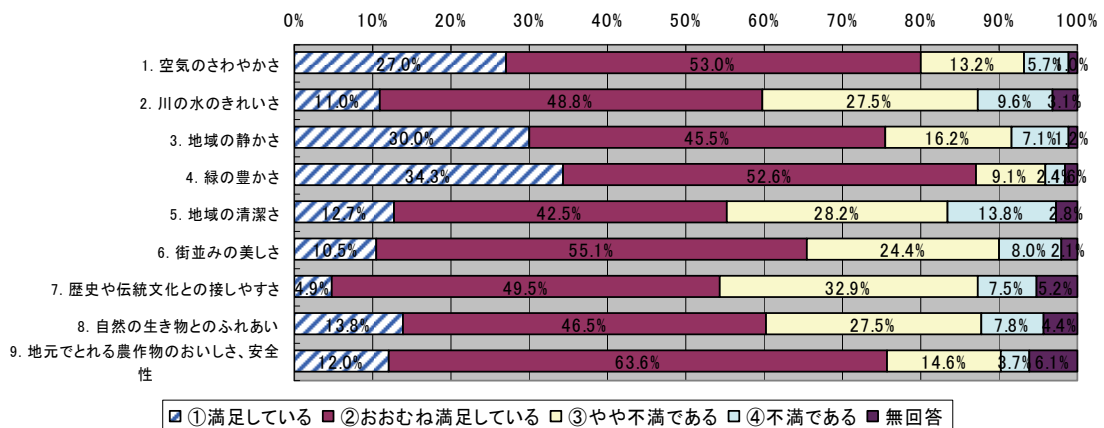


十二坊山頂からの眺め

■琵琶湖へ連なるより良い流域環境の創造

- ・ 河川などの身近な水辺が琵琶湖へとつながる一つの流域にあることを市民一人ひとりが自覚して生活するとともに、水辺や自然とふれあう機会を通じて、より良い流域環境の創造に結びつけていく必要があります。

市民アンケート結果から～お住いの近くの環境に対して、満足していますか？



住まいの身近な環境に対し、“緑の豊かさ”や、“地域の静かさ”への満足度は高い一方で、“地域の清潔さ”や“川の水のきれいさ”については不満度が高くなっています。

(2) 地球環境

環境の特性

◇廃棄物*

- ・ 市民一人あたり（一日）のごみ排出量は平成 18 年で 889g となっており、全国平均（1,116g）や滋賀県平均（1,004g）より少なくなっています。
- ・ 平成 17 年度からプラスチック類が加わり、ごみの分別は 15 品目に上っています。市民のみなさんの協力を得て、ごみ減量化や再資源化に積極的に取り組んでいます。

◇エネルギー

- ・ 電灯・電力使用量は、過去数年の推移を見ると、増加傾向にあります。
- ・ 自動車登録台数は 41,870 台（平成 19 年）で増加傾向にあり、特に軽自動車・普通乗用車の増加率が著しくなっています。
- ・ ハイブリッド車*や低燃費車*、低公害車*の登録台数は年々増えており、アンケート結果からも市民の関心が高まっていることがうかがえます（資-22 参照）。

◇水循環

- ・ 水道水源の 95%は琵琶湖を水源とし、県が供給する水道に依存しています。
- ・ 平成 19 年での下水道普及率は市全体で約 89%であり、実際に下水道に接続しているのは、そのうちの約 90%となっています。

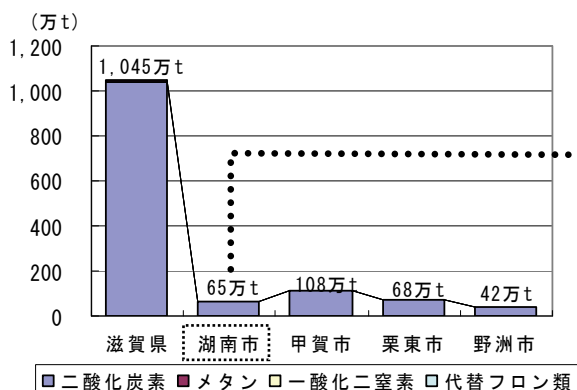
◇地球温暖化*

- ・ 2003 年の温室効果ガス*排出量は滋賀県で 1,045 万 t、湖南市で 65 万 t（滋賀県に占める割合は約 6.2%）と推計されています。
- ・ 部門別の排出割合を見ると、製造業部門の割合が高くなっています。

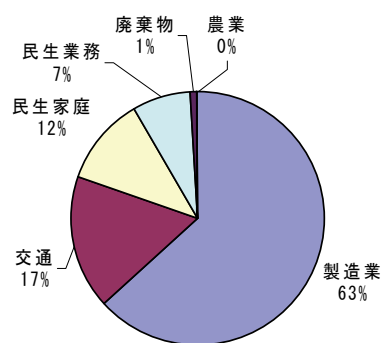
◇その他の地球環境問題

- ・ 県内 2 ヶ所（大津、今津）での酸性雨出現率*は 95%となっています。
- ・ オゾン層保護のため、法令に基づきフロンガスの回収処分に取り組んでいます。

湖南市における温室効果ガス排出状況



県および県内自治体の温室効果ガス総排出量の比較 (2003年)



部門別二酸化炭素排出割合 (2003年)

資料：環境自治体会議環境政策研究所

■ごみ減量の推進

- 可燃ごみの収集量は横ばいの状況ですが、引き続きごみ排出量の継続的な減量とともに、リサイクルの推進を図る必要があります。

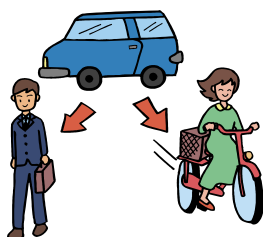
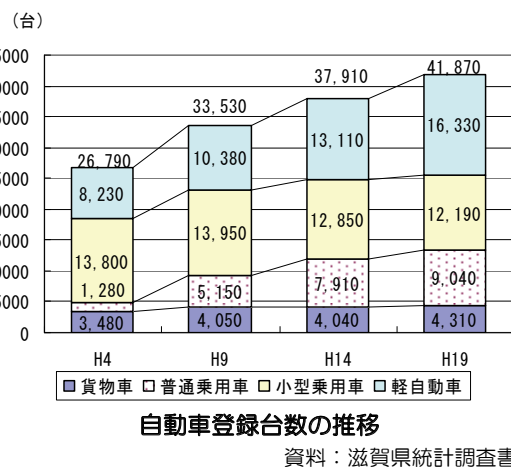
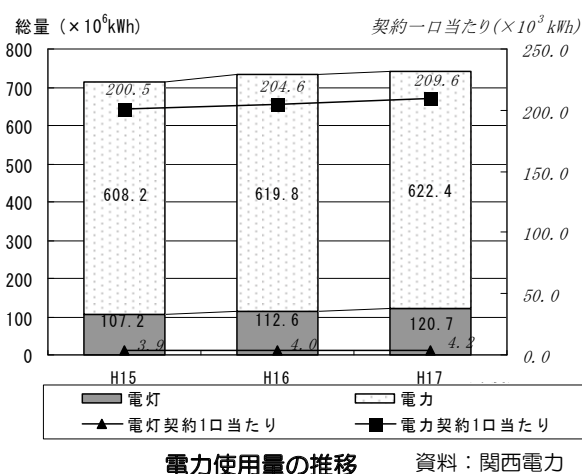
■温室効果ガス※排出量削減に向けた取組みの推進

- 地球温暖化の防止に向けて、低公害車の普及促進や、車がなくても移動しやすいような公共交通機関の充実、利用促進に努めていく必要があります。
- 県では 2030 年における温室効果ガス排出量（1990 年比）半減を目指していることから、市民・事業者・市が一丸となって取り組んでいくとともに、新エネルギー※の導入促進、省エネルギー※の普及促進に努め、エネルギー起源※の二酸化炭素を減らしていく必要があります。

■その他の地球環境問題への取組みの推進

- 酸性雨※などに関する情報収集、提供に努めるとともに、引き続きフロンガスの回収処分に取り組む必要があります。

湖南市における電力使用量、自動車登録台数の推移



(3) 生活環境

環境の特性

◇大気・騒音・振動

- ・ 大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を市内4ヶ所で常時観測しており、いずれの値も環境基準※を下回っています。
- ・ 平成19年の国道1号沿線（湖南市三雲）における騒音の測定結果は、環境基準を上回っていましたが、平成20年4月に国道1号バイパスが一部開通したことにより、交通量が分散され改善が見込まれます。
- ・ 大気に関する苦情は過去5年で27件あり、年々増加傾向にありましたが、平成19年は減少に転じました。

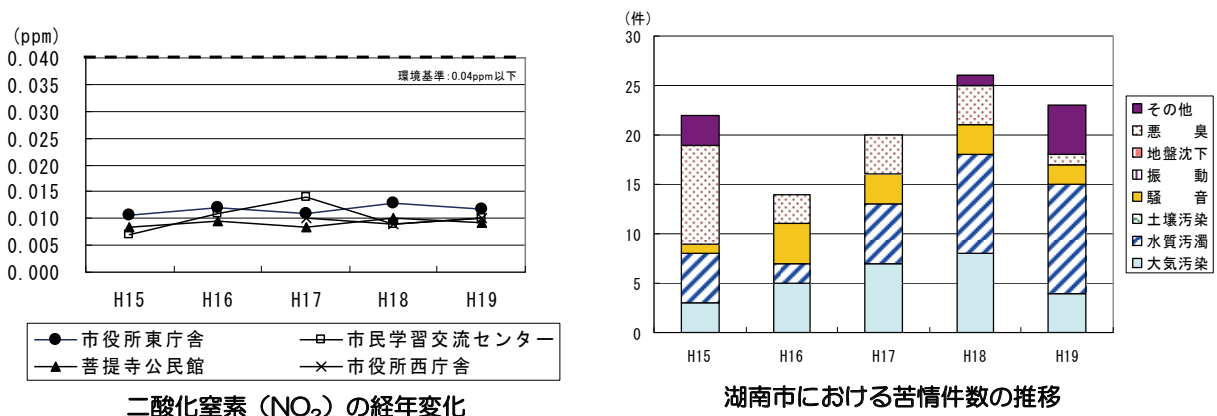
◇水質

- ・ 環境基準地点としてA類型に指定されている野洲川（横田橋）では、平成19年において、pH※、大腸菌群数を除いて、BOD※、DO※、SS※について環境基準を達成しています。
- ・ BOD（平均値）の経年変化をみると、市が調査するほとんどの河川において2mg/l程度（A類型相当）で推移していますが、祖父川上流が比較的高くなっています。また、いずれの地点においても農薬や塩素系有機溶剤等の有害化学物質は検出されていません。
- ・ 水質に関する苦情は過去5年で34件あり、年々増加する傾向にあります。

◇不法投棄

- ・ 山間部、河川敷、道路脇、田畑、ゴミステーションの周辺に集中して、家庭ごみを中心に、不法投棄が継続的に見られます。
- ・ アンケート結果から、ごみのポイ捨てや不法投棄、犬猫のふん害などマナーの悪さが指摘されています（資-32 参照）。

湖南市における二酸化窒素（NO₂）の経年変化、苦情件数の推移



資料：市環境課

■良好な生活環境の保全と創造

- ・ 市内の大気環境は良好ですが、今後とも良好な大気環境を保全していく取り組みが必要です。
- ・ 市の東西を貫く大動脈となっている国道1号は、バイパス道路が一部開通したことにより交通量が分散されましたが、引き続き騒音などの監視に努める必要があります。
- ・ 国道1号バイパスが一部開通したことにより、車の流れが変わったことを踏まえ、国道1号バイパス沿線における良好な環境の創造に努める必要があります。

■河川・地下水の水質保全

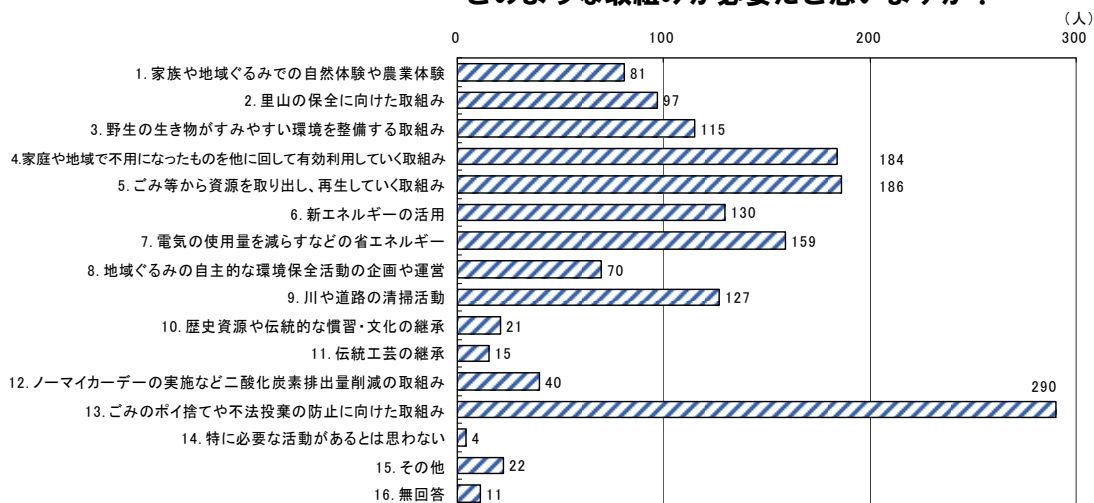
- ・ 野洲川の水質は概ね良好ですが、一部の項目において環境基準※を超える値がみられることから、流域の市と連携して水質保全に取り組む必要があります。
- ・ 一部の河川（祖父川など）において、BOD の値が比較的高めに推移していることから、引き続き生活排水対策に努める必要があります。
- ・ 河川や地下水などの水質について、継続的に状況を把握し、監視する必要があります。

■環境美化の推進

- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、させない、犬のふんを放置しない、させないための意識啓発やパトロールの強化などの必要があります。
- ・ 廃棄物処理の意識の向上を図り、県、警察などの関係機関と連携した取り組みを行う必要があります。

市民アンケート結果から～身近な地域の環境を保全していく上で

どのような取り組みが必要だと思いますか？



身近な地域の環境を保全するために、約半数の人が“ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた取り組み”が必要と考えており、3割の人が“ごみ等からの資源の再生利用”や“不用になったものの有効利用”を考えています。

(4) 文化環境

環境の特性

◇歴史遺産

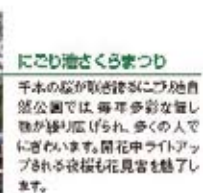
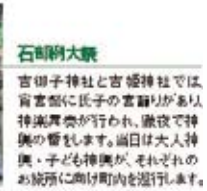
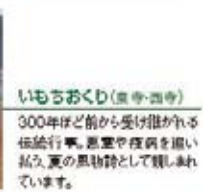
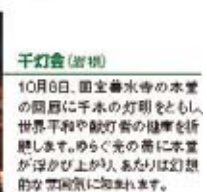
- ・ 市には現在、46 件の国指定文化財があります。このうち湖南三山※にまつわる文化財が 28 件あり、特に仏像彫刻が多くあります。
- ・ 埋蔵文化財は 70 件あり、寺院跡、城跡、古墳群等が多数あります。
- ・ 歴史の拠点として東海道の宿場である石部宿があります。

◇伝統工芸

- ・ 近江下田焼※や正藍染め※、石部焼といった伝統工芸があります。

◇伝統文化

- ・ 年間を通じて各地で祭事や伝統行事が行われていますが、アンケート意見から、歴史や伝統文化と触れ合う機会が少ないという市民意識がうかがえます（資-32 参照）。また、近年では新しい郷土芸能として「湖國十二坊太鼓」や「石部太鼓」が創造され、活動しています。

鬼ばしり(東寺) 大太鼓、ほら貝が躍り響くなか、室町屋の作といわれる鬼の面をかぶって、鬼子に扮した男の子が内陣を走り、観衆と意気投合する。		にぎり漬くらまつり 千木の森が一望できるにぎり漬自然公園では、毎年多彩な催し物が盛り込まれ、多くの人でにぎわいます。開花中ライトアップされる夜桜も花見客を魅了します。	
お田植えまつり(下田) 5月1日、日枝神社でお化けした子どもたちが、手巾・細鈴・黄紙をつけ、わらじばきで踊ります。その後、獅子も参列して神輿の渡御が行われます。また、子ども神輿も出て町内を練り歩きます。		石部町太鼓 吉田子神社と吉崎神社では、宵宮祭に氏子の宮簀戸が、神楽舞臺で行われ、徹夜で神輿の宵をします。当日は大人神輿・子ども神輿が、それぞれのお祭りに向け町内を巡行します。	
ぼんごのこへんのかまつり(平松) 男女のランボルを作って集落の中を子どもたちが「ぼんごのこへんのか 作らな門のなすびやーい」と声高らかに練り歩きます。松尾神社の三宝堂人神に捧げ、防火祈願をするちよと家わたのおまつりです。		いもちおくり(東寺・西寺) 300年ほど前から受け継がれる伝統行事。悪霊や疫病を払い、秋・夏の風物詩として親しまれています。	
夏まつり イベント会場では、コンサートや富嶺大会が行われ、たくさんの人でにぎわいます。夏の夜を彩る花火がフィナーレを飾ります。		千灯会(富嶺) 10月8日、国主善水寺の本堂の回廊に千木の灯籠をともし、世界平和や秋の収穫の健康を祈願します。明るく光る帯に本堂が浮かび上がり、あたかも幻想的な雰囲気に包まれます。	
天保越民蔵(三島) 天保13年(1842年)の秋、奥尾2万人が幕府の不平等地代抗議、一揆を起した。犠牲者を弔うために建立された「天保越民蔵」が建つ三島山で、毎年10月16日に慰霊祭が行われます。		東海石部宿まつり・市産産 宿場町の石部と文化を後世に伝えるまつり。石部宿コンテストや富嶺がきりなど多彩なイベントが盛り込まれるほか、多くの模擬店やフリーマーケットの出店があり、たくさんの人でにぎわいます。	

湖南市の主な行事

資料：市勢要覧

■地域の歴史遺産の保全、継承

- ・ 市域には湖南三山にまつわる国宝や重要文化財が数多くみられることから、その他の文化財も含めて、これらを保全、継承、活用していく必要があります。

■伝統工芸の伝承

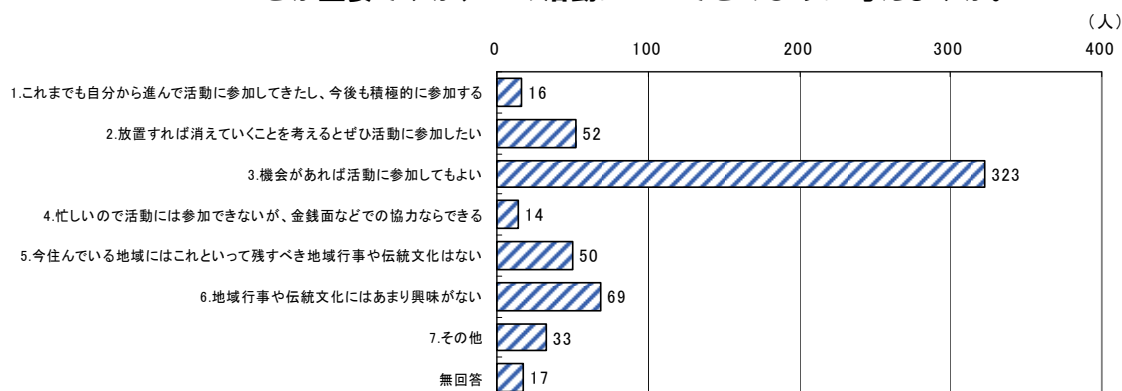
- ・ 宿場町としての歴史や伝統文化、近江下田焼[※]や正藍染め[※]といった伝統工芸についての情報発信や、イベントを開催するなどの交流を進める必要があります。
- ・ 伝統工芸を受け継ぐ人材を育てる必要があります。

■伝統文化の体験、継承

- ・ 市民の祭事などの伝統行事への参加を促すため、市民への情報発信を図る必要があります。
- ・ 言い伝えや風習・習慣として語り継がれている先人の知恵などを作法書として書き留め、後世に残していく必要があります。

市民アンケート結果から～

生活にゆとりと潤いをもたらすためには地域行事や伝統文化を保全することが重要ですが、この活動についてどのように考えますか。



地域行事や伝統文化を保全する活動に“機会があれば参加してもよい”とする人が、積極的に参加したいとする人と併せて約7割と多くなっています。



近江下田焼
出典：湖南市商工会ホームページ



正藍染め
出典：湖南市観光ガイド



石部宿
出典：「東海道一人旅」ホームページ

(5) 環 境 自 治

環 境 の 特 性

◇環境意識の啓発活動

- ・ 学校では、環境に関する取組みとして、自然体験学習や環境に関わる施設での見学や学習、環境美化活動等が行われています。
- ・ 地域では、環境に関する取組みとして、環境学習^{*}や施設の見学、自然体験学習等が行われています。
- ・ アンケート結果から、「地域の環境は自らがつくる」という環境自治^{*}の考え方について市民は必要性を感じています。

◇環境関連団体

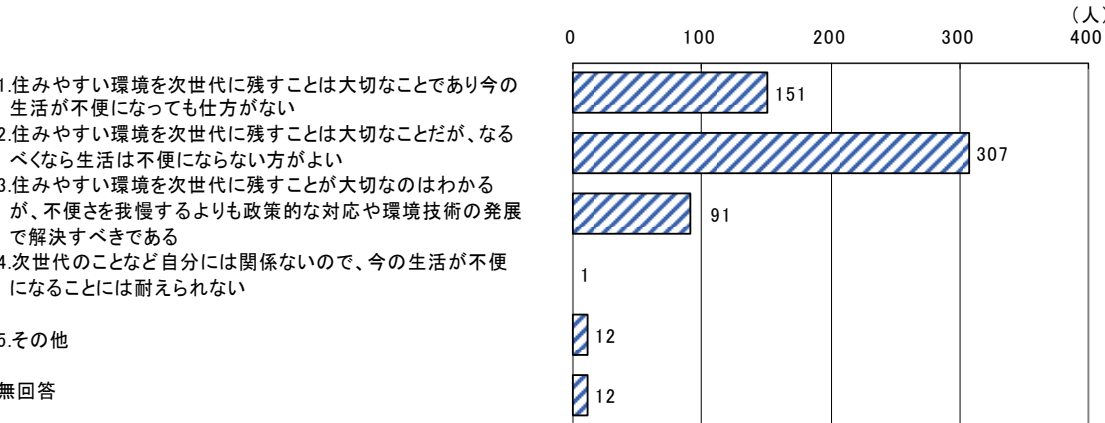
- ・ 市内において、環境保全協議会に所属する団体は 23 団体あり、それぞれの団体が河川美化活動、里山^{*}整備活動、かしこい消費者活動（グリーンコンシューマー活動など）を行っています。
- ・ 淡海エコフォスター制度^{*}にもとづいて継続的なボランティア活動をしている企業、団体は、市内で 17 団体あります。

◇環境保全活動

- ・ 大山川や思川のホタルの生息環境向上への取組みなど、地域住民による活動が進められています。
- ・ 廃棄物の不法投棄や野外焼却などの未然防止・早期発見に努めるため、地域住民や事業所による地域パトロール隊を結成し、市と地域が連携した監視体制を展開しています。

市民アンケート結果から～自然と調和した住みやすい良好な生活環境を次世代に残すことについて、あなたはどのように考えますか。

9 割強の人が住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことだと思っていますが、約 7 割の人が生活が不便になることに抵抗を感じています。



■市民、事業者の環境保全意識の啓発

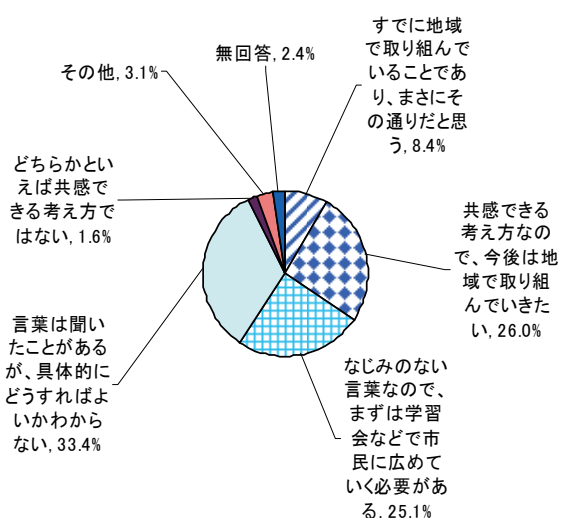
- ・ 学校や家庭、地域における環境保全意識の啓発に向けた活動を継続する必要があります。
- ・ 「環境自治[※]」の考え方や取組みについて市民の間に浸透をはかる必要があります。
- ・ 市民は、自然観察会など地域の環境に親しめる機会を活かし、自ら環境への関心を高める必要があります。
- ・ 自治会や事業所を中心にして環境リーダーを育む必要があります。

■環境保全活動の推進

- ・ 市民活動の協力を得て、地域の環境への取組みを強化する必要があります。
- ・ 市民に対し環境に関する情報発信を行うとともに、市民が環境保全への取組みを通じて得た経験を活かし、市民がそのノウハウを伝えられる場、コミュニケーションをはかる場づくりが必要です。

市民アンケート結果から～地域の環境は自らがつくるという「環境自治」の考え方について、どのように考えますか。

「環境自治」の考え方について、“共感できる考え方”、“学習会などで市民に広めていく必要がある”とする人が併せて約6割となっています。



グリーンコンシューマーについて

グリーンコンシューマーとは、「グリーン＝緑・環境を大切にするというシンボルカラー」と「コンシューマー＝消費者」を合わせた造語（緑の消費者）です。

グリーンコンシューマー活動は、日常生活の入口であるモノを入手する買い物に“環境”の視点を取り入れて消費行動をすることにより、自らのライフスタイルを環境にやさしいものへと変えることにあります。消費を変えることにより、販売事業者、さらには製造事業者が環境に配慮するようになります。そうして、消費者側も事業者側も環境意識が高くなっていき、環境負荷の大きい商品やサービスが社会から淘汰され、個人の日常生活や企業の事業活動が環境に調和したものに変わっていきます。

第3章 計画の目標

3-1 目指すべき環境未来像

ここでは、湖南省における将来の環境の姿として、目指すべき環境未来像を示します。

環境未来像は、第1章で述べたように21世紀半ばを見据えた長期目標として掲げるものであり、市の環境保全施策や市民、事業者の取組みが目指す方向を示しています。このため、環境未来像は以下にあげる湖南省の地域特性を踏まえて設定します。

■野洲川の存在—市民の心のよりどころ

- ・市の中央を流れる野洲川は、湖南省の恵まれた自然環境の象徴として市民に親しまれています。
- ・父なる森と母なる琵琶湖を結ぶ清流が、流域の豊かさを育んでいます。
- ・ずっと住み続けたいまちを目指す湖南省にとって、人々が交わり集う場として、野洲川の存在はなくてはならないものです。



■山々の存在—先人が守り、受け継いだ自然環境

- ・南の阿星山系、北の岩根山系は、湖南省の自然環境として重要な要素です。
- ・南北の山系は、東海道を行き来した人々が目にした景色です。一時荒廃の危機にありましたが、明治期以降の大がかりな植林活動を経て見事に再生し、かつての美しい稜線を保っています。
- ・市民をいやすこれら緑の山々への眺めは、市の宝としてこれからも守り続けていくべきものです。



岩根山

出典：岩根山国宝善水寺ホームページ

■時の存在—時間軸がつむいだ歴史

- ・ 湖南三山※として有名な常楽寺、長寿寺、善水寺は、湖南省を代表する歴史資源であり、市外からの来訪者が絶えません。
- ・ 東海道沿いには、往時を偲ぶ歴史資源が数多く残されています。
- ・ これらの歴史的資源を守り後世に伝えていく必要があります。



湖南三山（左上 善水寺、右上 長寿寺、下 常楽寺）
出典：市勢要覧

■こころの存在—うつくしへの憧憬

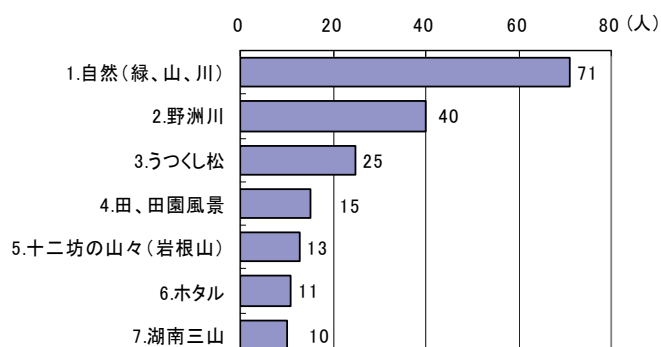
- ・ 一本の根から枝分れした珍しい樹形の松を、いつしか「うつくし松」と呼んだ人の心の中には、うつくしいものに対する憧憬が感じられます。
- ・ うつくしさを求めるこうした心は、これからの環境自治の原動力に通じるものがあります。



うつくし松

市民アンケート結果から～湖南省の環境のシンボルについて

湖南省の環境のシンボルとしてふさわしいものについて、具体的な名称として、野洲川、うつくし松、十二坊の山々などが多くあげられています。



以上のことを踏まえて、湖南省の目指すべき環境未来像を次のように設定します。

目指すべき環境未来像

野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南

南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望む丘陵地からなり、かつて十二坊の山々を始めとした植林活動や天保義民※に代表されるように、人々の力を結集させ大きなエネルギーに代えることのできる気質を湖南省の人々は持っています。

また、市の中央を流れる野洲川は、湖南省を代表するシンボルとして市民に親しまれています。こうした郷土愛をいつくしむ市民性を土台に、野洲川によって結ばれる空間のひろがり、過去からつむいできた時間のつながりによって、充実した環境自治※に取り組み、将来のうつくしい環境を育んでいきます。

野洲川



緑の山々



時

こころ

東海道石部宿（左下）
出典：「東海道一人旅」ホームページ

3-2 基本目標

目指すべき環境未来像の実現に向け、市の今後の環境保全施策を展開するにあたって、

「共生」・「循環」・「快適」・「文化」・「協働」

をキーワードとして以下に示す5つの基本目標を定めます。

共生

基本目標1：豊かな自然と地球を未来に残す

私たちに数々の恵みを与えてくれる自然の大切さを再認識し、その豊かさを守るべく環境との調和を図るとともに、自然とのふれあいを通じて自然を大切にする心を育みます。

また、このことが湖南省の自然ばかりでなく、私たちの存在基盤である地球を未来に残すための取組みとなることを目指します。

循環

基本目標2：環境負荷の小さい社会を築く

循環型社会を目指し、省エネルギー※、省資源に向けた取組みを始め、日常生活や事業活動を見直し、地球環境への負荷を低減します。

そして、これらの取組みを通じて、持続的発展が可能な社会※の実現と地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全への貢献を目指します。

快 適

基本目標３：健康で良好な生活環境を守る

大気環境や水環境、静穏さ、環境上の安全性など、私たちが健康な生活を維持していくために必要となる良好な生活環境を確保します。

さらに、緑や水辺など私たちを取り巻く身近な環境の質の向上によって、だれもが住みやすいまちづくりを目指します。

文 化

基本目標４：潤いのある文化的な環境をつくる

地域に残る歴史的資源や伝統・風習などを守り伝えるとともに、潤いのある環境づくりに生かします。

またそれらをもとに、環境保全に関する新たな環境文化※の創造を目指します。

協 働

基本目標５：みんなが一体となって環境自治※を進める

市民、事業者、市が協力して環境との望ましい関わりをもち、環境を保全する役割と責任を自覚し自律的に行動できる体制をつくります。

さらに、地域がそれぞれの個性を生かした独自の取組みを進める環境自治を目指します。

第4章 環境保全施策

4-1 施策の方針

前章で掲げた基本目標は、湖南省における環境保全施策の方向性を示す最も大きなまとまりです。したがって、基本目標に基づいて、その達成に向けた基本施策をさらに具体化していく必要があります。

このため、ここでは第1章で示した「基本計画検討の視点」や第2章で整理した「環境の現状と課題」などを踏まえて、基本目標ごとの基本施策展開の方針を設定します。

(1) 共生

基本施策①多様な自然環境の体系的な保全

【ポイント】南北の山系（阿星・岩根）、里地、里山[※]、河川、個々の自然の環^わ

基本施策②身近な自然生態系の保全と創造

【ポイント】里地里山の管理放棄、外来種[※]の流入、地球温暖化[※]、ビオトープ[※]

基本施策③自然とふれあう機会の創出

【ポイント】野洲川、里山、その他の水辺

基本施策④自然景観の保全・活用

【ポイント】野洲川沿いの開けた景観、阿星山系・岩根山系への眺望、うつくし松自生地など

(2) 循環

基本施策①ごみ減量・リサイクルの推進

【ポイント】3R[※]（ごみの排出抑制、再利用、リサイクル）

基本施策②省エネルギー[※]の推進

【ポイント】エネルギーの有効利用、新エネルギー[※]・未利用エネルギー

基本施策③環境負荷の小さいまちづくりの推進

【ポイント】交通、土地利用、地産地消[※]

基本施策④琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり

【ポイント】水源の確保、水の循環利用

基本施策⑤地球温暖化防止への取組みと対策推進

【ポイント】温室効果ガス[※]の排出抑制、計画的な取組み

基本施策⑥その他の地球環境問題への取組み

【ポイント】酸性雨[※]、オゾン層[※]破壊

(3) 快適

基本施策①生活環境の確保

【ポイント】公害の発生防止、大気、水質、騒音・振動、悪臭、廃棄物、有害化学物質

基本施策②環境美化の推進

【ポイント】ポイ捨て、不法投棄、身近な環境の美化

基本施策③水と緑を生かした田園都市景観の形成

【ポイント】水辺の景観、まちなみ

(4) 文化

基本施策①歴史資源や伝統文化の保全と継承

【ポイント】文化財、祭り、伝統工芸、情報発信、歴史的資源の活用

基本施策②東海道沿いの町並みの再生

【ポイント】宿場町の景観、歴史的資源のネットワーク

基本施策③環境文化※の創造・継承

【ポイント】風習・習慣、環境文化の考え方

(5) 協働

基本施策①環境学習・環境教育※の推進

【ポイント】学習の場（家庭・地域・職場）、体験、ボランティア

基本施策②環境情報ネットワークの整備・提供

【ポイント】交流、情報流通の仕組み、情報拠点、情報提供

基本施策③環境保全活動の推進

【ポイント】実践活動、活動体制、マネジメント、遵法

基本施策④環境自治※に向けた体制の構築

【ポイント】意識づくり、体制づくり、推進の仕組みづくり



4-2 基本施策

ここでは、基本施策ごとに具体的施策と考えられる行動例をあげます。

●基本施策

5つの基本目標に基づいて、前節の「施策の方針」にしたがって基本施策を示します。

●具体的施策

前節の「施策の方針」であげた基本施策ごとのポイントを踏まえて、さらに具体的施策を展開しています。

●考えられる行動例

具体的施策について、湖南省に住むすべての市民、事業者、市が推進主体となることから、各主体が積極的にそれぞれの役割を担うことを認識の上、連携、協力して取り組むものとして、考えられる主な行動例を示しています。ここでは多くの項目については、あえて「誰が」というのを固定せず、これからの検討と展開に委ねています。

（１）共 生 （豊かな自然と地球を未来に残します）

基本施策①多様な自然環境の体系的な保全

＜具体的施策＞

- ・ 阿星山系・岩根山系の森林を守り育みます
- ・ 多様な里山環境を育みます
- ・ 農地の維持管理を図ります
- ・ 環境配慮型農業※に取り組めます
- ・ 河川やため池の水辺環境を守り育みます
- ・ 自然の緑と水辺のネットワークを育みます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 保安林等に指定されている森林の維持・保全対策を進める。
2. 生き物の生息環境（営巣・繁殖・採餌等）に配慮した森林整備を推進する。
3. 水源かん養などの機能性のある森林づくりに努める。
4. 森林のライフサイクルに応じて計画的に幼樹を植樹し、保育する。
5. 森林の無秩序な伐採や開発を抑制する手だてを検討し、森林環境の保全に努める。
6. 松食い虫などの病虫害の防除・駆除に努める。
7. 山林所有者は里山※や森林ボランティア活動のフィールド提供などの情報を提供する。
8. 里山保全に取り組むボランティア活動をバックアップする仕組みを充実させる。
9. 里山や森林ボランティアに参加して保全活動に協力する。
10. 里山に広葉樹を植樹し、混交林※を育てる。
11. 下草刈りなどの里山の手入れを行う。
12. 田畑の耕作においては農薬や化学肥料の使用量を減らす「滋賀県環境こだわり農業※」を実践する。
13. 畔や水路際の土手の草刈りなどにおいても環境に配慮する。
14. 休耕地を利用して、ひまわり、コスモス、菜の花、レンゲなどの景観作物※を栽培し、荒廃を防ぐ。
15. 休耕地などを利用してバイオ燃料として使う作物（菜の花等）を栽培する。
16. 耕作放棄地※の有効活用に向けたしくみについて土地所有者を交えて検討する。
17. 生き物が移動できるよう連続性に配慮して緑や水辺を計画的に配置する。

基本施策②身近な自然生態系の保全と創造

＜具体的施策＞

- ・ 動植物の生息生育環境を開発から守ります
- ・ 護岸工事など河川改修においてはビオトープ※の整備に取り組みます
- ・ 外来種※の侵入を防ぎます
- ・ 地球温暖化※による生物への影響について、情報を収集します
- ・ 鳥獣害対策に取り組みます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 開発時の事業計画や工事内容は生態系に配慮する。
2. 開発や工事の実施にあたっては、環境への影響を事前に調査して把握する。
3. 貴重な生き物や植物の保護活動に努める。
4. 安易な草花の採取や、園芸・飼育目的の野生動植物の採取・捕獲はむやみに行わない。
5. 護岸工事時や河川改修時にはビオトープの整備などに配慮する。
6. 地域のビオトープの整備にあたっては積極的に参加したり、協力する。
7. 生態系への影響に配慮し、外来種は無秩序に持ち込まない。
8. ブラックバスやブルーギル等は駆除を行い放流しない。
9. 飼育しなくなったペットは適切に処理し、むやみに放置しない。
10. 自然観察会などを企画、実施、または参加し、地域の生き物の分布や生息環境などについて学ぶ。
11. 市内の良好な生物生息環境を把握し、地域の人たちと共に保全していく。
12. ホタルが乱舞できる生息環境づくりに努める。
13. 野生鳥獣が生活環境・農作物へ被害を与えないよう、適正に保護・管理する。

基本施策③自然とふれあう機会の創出

＜具体的施策＞

- ・ 野洲川の水辺を活かした自然とのふれあいの場をつくります
- ・ 森林レクリエーションの場をつくります
- ・ 小河川やため池を自然とのふれあいの場として活用します

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 野洲川親水公園は定期的に清掃を行い、常に清潔に保ち水辺環境の保全に努める。
2. 野洲川の護岸の改修にあたっては、動植物の生息・生育環境や親水性に配慮する。
3. 森林を散策する遊歩道や四阿(あずまや)の維持管理に取り組むとともに、案内マップを作成する。
4. 青少年自然道場、雨山文化運動公園などの施設をレクリエーションに活用する。
5. 十二坊や阿星山のハイキングコースを適正に管理、整備し、またそれを利用して健康づくりに励む。
6. 大山川などの市内の小河川で実施されている水生生物調査や水質調査を続ける。
7. ひょうたん池やにごり池周辺などで愛好家を交えたバードウォッチングを企画・実施する。
8. 市内のため池の生物分布や生息調査等の自然環境を調査する（ため池探検隊）。
9. 滝などの清涼な水辺に出向いて気分をリラックスさせる。
10. 観光農園を利用して、ぶどうやいちごなどの旬のくだものを味わう。
11. 地域の自然をよく知るガイドなどの人材の確保・育成に努める。



観光ぶどう園（大谷）
出典：湖南市観光ガイド



じゅらくの里（東寺）
出典：湖南市観光ガイド



青少年自然道場（吉永）
出典：湖南市観光ガイド

基本施策④自然景観の保全、活用

＜具体的施策＞

- ・ 野洲川沿いの奥行きと広がりのある景観を守り育みます
- ・ 阿星山系、岩根山系への眺望を守ります
- ・ 天然記念物のうつくし松自生地を守ります
- ・ 巨樹、巨木林※をはじめ、地域の樹木を守るとともに景観づくりに活かします

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 河川沿岸の美化活動や親水公園などにサツキ（市の花）などの植樹・花植えを行う。
2. 山への眺望を阻害するような建築物や屋外広告物は、滋賀県景観計画や県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」を遵守し、それに反する建築をしたり屋外広告物を設置したりしない。
3. うつくし松自生地周辺を保全するため、市は地域住民と協力して計画的な幼樹の移植、雑木伐採、下草刈り、病虫害防除駆除等を進める。
4. 吉永地区の「弘法杉」を国や県と協力して地域のランドマークとして守る。
5. 身近にある桜並木を育み、春にはお花見を楽しむ。
6. 市民の憩いの場として活用するため、巨樹・巨木林周辺にベンチを置くなど整備し、憩いの場とする。
7. 市は将来的に景観行政団体※を目指す。



斎神社（菩提寺）
出典：湖南市観光ガイド



弘法杉（吉永）
出典：湖南市ホームページ

（２）循環（環境負荷の小さい社会を築きます）

基本施策①ごみ減量・リサイクルの推進

＜具体的施策＞

- ・暮らしを見直しごみを減らします
- ・ごみ分別を徹底します
- ・不用品の再利用を促進します
- ・生ごみ等有機性廃棄物の有効利用を促進します
- ・資源を大切に使います

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 買物時のマイバッグ運動※を推進する。
2. 過剰な包装がされた商品を買わない。
3. 使い捨て商品はできるだけ使わないようにする。
4. 食品はできるだけバラ売りや量り売りで買う。
5. できるだけ詰め替え製品を利用して、容器は何度も使うようにする。
6. 食事は食べ残し（売れ残り）のないように適量だけつくる。
7. ごみのゼロエミッション※の実現に向けて3R※に取り組む。
8. 使わなくなったものを交換銀行（市のホームページに掲載されている）に出して再利用する。
9. 地域で行われるフリーマーケットに参加したり、利用する。
10. ベビーカーなど一時しか使わないものや使用頻度の低いものはリースやレンタルを活用する。
11. 耐久性があり、繰り返し使える伝統工芸品などを使い、使い捨てのライフスタイルを見直す。
12. ごみの分別を徹底して実施し、資源としての再利用に努める。
13. 包装トレイやペットボトル、牛乳パックなどのリサイクル活動に参加する。
14. 廃食油は石けんやバイオディーゼル燃料※として利用するために回収し、市民はそれに協力する。
15. グリーン調達やグリーン購入※を進め再生品等を積極的に利用する。
16. 生ごみは堆肥化して有効利用する。
17. 資源ごみのリサイクル工場や清掃センターなどを見学し、資源の大切さを学ぶ。

基本施策②省エネルギーの推進

＜具体的施策＞

- ・ 省エネルギー※とエネルギーの効率利用を促進します
- ・ 新エネルギー※の利活用を促進します
- ・ 未利用エネルギーの情報収集、調査を進めます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 家庭、学校、職場、地域で省エネルギーの取組を実践する。
2. 市庁舎・施設、各事業所で省エネルギーの目標を設定し取り組む。
3. 冷暖房機器の設定温度はこまめに調整する（冷房は28℃、暖房は20℃に設定する）。
4. 冷暖房機器のフィルター等はこまめに掃除し、消費電力の削減に努める。
5. コージェネレーション※機器や蓄熱式空調※を導入し、余熱や深夜電力を有効に活用する。
6. 省エネルギー型の機器を選択する。
7. エネルギー効率の高い設備機器や照明を選択する。
8. 自動車購入の際は低公害車※・低燃費車※を選ぶ。
9. エコドライブ※の実践に心がける。
10. パーク＆ライド※などのシステムを整備するとともに、それを実践し、積極的に公共交通機関を利用する。
11. ノーマイカーデー※を市として設定し、市民にも参加をはたらきかけ、自動車利用を減らす。
12. クールビズ※やウォームビズ※に積極的に参加する。
13. 新エネルギーを使った設備機器などを積極的に導入するように努める。
14. 新エネルギー導入に向けた支援制度について情報を提供する。
15. 太陽光発電※の設置に対する表彰制度を設ける。
16. バイオ燃料として使う作物（菜の花等）を栽培し、バイオディーゼル燃料※として活用する。
17. 間伐材や廃木材など未利用エネルギーの利活用について調査、検討する。

基本施策③環境負荷の小さいまちづくりの推進

＜具体的施策＞

- ・ 公共交通機関の利用を促進します
- ・ 環境に配慮した土地利用を進めます
- ・ 地産地消※に取り組みます
- ・ 暮らしや事業活動の中での情報化を進めます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 公共交通機関（バス（路線バス、コミュニティバス）や電車等）の整備と充実を図り、それを積極的に利用する。
2. 自動車の利用をなるべく避け、近いところは徒歩又は自転車を利用する。
3. 効率的な土地利用、施設配置を推進する（コンパクトなまちづくりを進める）。
4. 野菜や果物などの食材は地場産のもの、旬のものを食卓にのせるように心がける。
5. 住宅を建築の時はできるだけ地元産木材を使用する。
6. 家庭や事業所でインターネットを利用できる環境を整える。
7. 携帯電話などの情報通信機器を活用する。

基本施策④琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり（水循環）

＜具体的施策＞

- ・ 琵琶湖に流入する河川の水質保全に取り組みます
- ・ 琵琶湖流域での取組みに参加します
- ・ 節水に努め、雨水利用など水資源の循環利用を促進します
- ・ 生活排水対策を推進します

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 家庭では食器洗いや洗濯などにより水を汚さないように配慮する。
2. 農地への農薬や化学肥料の使用量を減らす。
3. 水源の森の整備に取り組む。
4. 県の「マザーレイク 21 計画※」と連携して流域全体を視野に入れた取組みを進める。
5. 川を通じた交流を促進し、琵琶湖と関連水系を保全するネットワーク形成に努める。
6. 琵琶湖や河川に関わる環境保全活動に積極的に参加する。
7. 台所や洗面などでは水を流しっぱなしにしない。
8. 使わなくなった浄化槽やドラム缶、ポリバケツなどに雨水をためて、庭の水やりや洗車に利用する。
9. 公共下水道供用開始後は早期に接続するよう、市としても推進する。

基本施策⑥地球温暖化*防止への取組みと対策推進

＜具体的施策＞

- ・ 温室効果ガス*排出量の削減に取り組みます
- ・ 温室効果ガス吸収源となる緑を増やします

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 電灯はこまめに消し、節電に努める。
2. 冷暖房はこまめに温度調節する（冷房は 28℃、暖房は 20℃に設定する）。
3. 不要なアイドリングを止める。
4. 自動車購入の際は低公害車*・低燃費車*を選ぶ。
5. 環境負荷の少ない商品や環境に配慮した製品開発をする。
6. 製品の製造・消費・廃棄時等における環境負荷の低減に努める。
7. 太陽光や風力など、自然エネルギーの積極的な利用を図る。
8. 地球温暖化対策新実行計画*（事務事業）に基づいて、公共施設の温室効果ガス削減に取り組む。
9. 地球温暖化対策新実行計画（区域施策）において温室効果ガス削減目標の設定を検討するとともに、計画に基づいて、市民、事業者、市が温室効果ガス削減に協力して取り組む。
10. 地域の緑化活動や植樹活動に積極的に参加する。
11. 森林は適正な間伐や植林など管理を行う。
12. ノー残業デーを設定するなど、環境負荷の低減に努める。

基本施策⑥その他の地球環境問題への取組み

＜具体的施策＞

- ・ 酸性雨*について情報収集します
- ・ フロンの回収と適正処理に取り組みます
（オゾン層*の保護）

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 酸性雨について県や市内の企業が調査するデータを収集、整理して情報を共有する。
2. フロンを使用した家電製品（冷蔵庫やエアコンなど）の買い替えや、カーエアコンにフロンを充填した自動車の買い替えや廃車にあたっては、フロン回収破壊法および家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき使用済み製品や廃車は販売店や引き取り業者等に引き渡す。

(3) 快 適 (健康で良好な生活環境を守ります)

基本施策①生活環境の確保

<具体的施策>

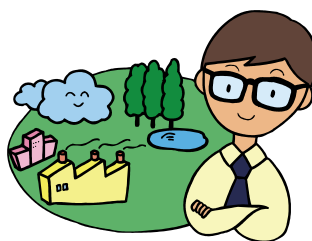
- ・ 公害の発生防止に努めます
- ・ 自動車排出ガスの抑制に努めます
- ・ 河川の水質向上に取り組めます
- ・ まちの静けさを確保します
- ・ 屋外焼却ほか悪臭発生防止に取り組めます
- ・ 廃棄物※の適正処理を促進します
- ・ 有害化学物質による環境汚染を防止します

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 市は、国道1号など広域幹線道路の大気汚染、騒音・振動などの公害防止について、国、県と協力しながら、その低減を図る。
2. 市は環境保全のために調査、パトロールを行い、必要に応じ条例その他の公害防止策を推進する。
3. 市民・事業者などは、市の調査やパトロールに協力し、市内の環境状況に関心を持ち、日常生活において環境に配慮する。
4. 事業者は、環境に関するそれぞれの規制基準を遵守するとともに、自主測定で監視を行い、可能な限り環境への負荷の低減に努める。
5. 事業者は、公害防止のための施設の設置及び正常な稼動に、最大限の努力を行い、周辺住民の生活環境の保全に努める。
6. 事業者は環境汚染事故の未然防止に努める。
7. 事業者は、事故により公害の原因となる物質等を発生させ、漏洩、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、復旧に努め、速やかにその内容及び被害防止対策状況等を市長に報告する。
8. 市は事業所と環境保全協定※の締結を推進する。
9. 用途地域に応じ、周辺住民の生活環境の保全に配慮し、適正な土地利用を行う。
10. ノーマイカーデー※、エコドライブ※などを実践し、排気ガスの抑制に取り組む。
11. 自動車運転時には排気ガスの抑制のため、不必要なアイドリングをしない。
12. 自動車の購入時には、できるだけ環境負荷の少ない低燃費車※や低公害車※を選ぶ。
13. 事業所から排水を排水する時は、施設の管理を十分に行い、水質汚濁防止法等に違反する異常な排水を放流しない。
14. 工事を行う時は沈砂池を設けるなどして、河川等に濁水等の流出を防止する。
15. 自動車やバイクの違法改造などで異常な排気ガスが排出し騒音が発生するなどの行為は行わない。
16. 自動車やバイクの空ぶかしなどで不必要な排気ガスが排出し騒音が発生するなどの行為は

行わない。

17. 楽器や音響機器は、使う時間や音量を考えて、騒音で近隣の迷惑にならないようにする。
18. ペットの鳴き声などの騒音や異臭で近所迷惑にならないように適正に飼育する。
19. カラオケ店などでは、騒音を防止する防音設備の設置を徹底する。
20. 家庭や事業所では大気汚染物質、悪臭等が発生する違法なごみの焼却は行わない。
21. 周辺住民に悪影響を及ぼす野焼きは行わない。
22. 周辺に影響を与える悪臭の発生源となる生ごみなどは屋外に放置しない。
23. 家電リサイクル製品を廃棄する時は家電リサイクル法^{*}に則り販売店に引き渡す。
24. 事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{*}に基づき処理をする。
25. 産業廃棄物の処理を委託するときは、委託契約書を締結し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）^{*}で管理し、適正に処理する。
26. 化学物質の使用では生態系への影響のおそれの少ないより安全な代替物質に転換するように努める。
27. 化学物質の管理を適正に行い、地下水や土壌の汚染をさせない。
28. 化学物質や有害物質等の使用、保管、廃棄にあたっては、法を遵守し安全管理、環境汚染防止に十分配慮する。
29. 自己の管理、所有し、または管理する土地の汚染情報は公にし、不測の損害を与えないように努める。



＜具体的施策＞

- ・ ごみのポイ捨てや散乱の防止に向けた対策の強化を図ります
- ・ 不法投棄の根絶に取り組みます
- ・ 身近な地域や河川の美化に取り組みます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 河川敷や農地、道路沿い等へごみなどの不法投棄はしない。
2. 河川敷や農地、道路沿い等においては、看板でポイ捨て禁止を呼びかける。
3. 不法投棄防止に向けて定期的な市域のパトロールを実施する。
4. 不法投棄の監視体制の充実を図り、県、警察と連携し不法投棄防止の指導を行なう。
5. 市の「ごみの分け方、出し方マニュアル」に従い、指定された収集日にゴミステーションに出す。
6. タバコの吸殻はポイ捨てしないで、吸殻入れに処分する。
7. 犬の散歩時には、ふんは放置せず自宅に持ち帰って始末する。
8. 森林パトロール員や地域住民等の協力を得て、不法投棄の監視体制を充実する。
9. 市民や各種団体、事業者による散在性ごみの清掃ボランティア活動を行う。
10. 定期的に自宅や職場の敷地周辺のごみ拾いを行い、環境美化に努める。
11. 河川美化活動や一斉清掃などの地区の美化活動に家族ぐるみで参加・協力する。
12. 「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）に市民、企業等が参加して一斉清掃活動を行う。
13. 空き地の草刈り清掃等適正管理を行い、環境美化に努める。
14. 産業廃棄物の処理を委託するときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）*で管理し、不法投棄を防止する。



基本施策③水と緑を生かした田園都市景観の形成

＜具体的施策＞

- ・ 安心して親しめる水辺をつくれます
- ・ 緑を楽しめるまちづくりを進めます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 護岸等の整備にあたっては、親水性と安全性を確保する。
2. 市は地域のビオトープ※の整備のための施策を講じるとともに、市民・事業者などはそれに積極的に参加・協力する。
3. 水辺や水路の定期的な清掃などを行い維持管理に協力する。
4. ため池や水路にごみなどを投げ捨てる不法投棄行為をしない。
5. 河川敷や水辺に花などを植え、沿道景観の形成に努める。
6. 道路沿いや敷地内の植木や生垣など良好な状態を保つよう心がける。
7. 休耕地や遊休農地※ではコスモスやレンゲなどの景観作物※などを植えて、景観に配慮する。
8. 地域の河川清掃や公園清掃などの行事に積極的に参加したり、協力する。
9. 公共施設や工場、住宅等敷地内の緑化を推進する。



阿星林道からの眺め



(4): 文 化 (潤いのある文化的な環境をつくります)

基本施策①歴史資源や伝統文化の保全と継承

＜具体的施策＞

- ・ 地域の文化財を保存し、次世代に継承します
- ・ 地域の祭事を地域の力で継承していきます
- ・ 近江下田焼*や正藍染め*などの伝統工芸の心と技を伝承します
- ・ 歴史資源や伝統文化についての情報を発信します
- ・ 湖南三山*、湖國十二坊の山々を地域交流に活かします

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 国宝や県・市指定の重要文化財をはじめとする貴重な歴史文化遺産の保存に努める。
2. 地域の神社やお寺などを歴史資源として大切にするとともに、^{いわ}謂れを後世に伝える。
3. 地域に伝わる昔話や言い伝えを学校教育やまちづくりセンター活動の中で語り継いでいく。
4. 地域の祭事の開催に協力するとともに、関連した行事には積極的に参加する。
5. 伝統工芸会館やたくみの家などの施設を利用して、職人の技にふれあう。
6. 伝統工芸の職人さんとのふれあいを通じて、生活の知恵となる考え方について学ぶ。
7. 子どもたちや観光客が気軽に伝統工芸を体験できる場をつくる。
8. 耐久性があり、繰り返し使うために編み出された伝統工芸の技術の真髄を継いでいく。
9. 年間を通じて各地で行われる祭事や伝統行事について、季節感を味わえる「歳時記」として整理する。
10. 地域の隠れた伝統行事を掘り起こして紹介する。
11. 市の歴史資源や伝統文化に関するパンフレットを作成する。
12. 地域の祭事に関して、市の広報誌に掲載する。
13. 観光ボランティアなど語り部となる人材を育む。
14. 湖南三山をめぐる散策ネットワークを形成する。
15. 湖南三山や湖國十二坊の山々などの歴史資源とふれあう。



ぼんのこへんのこ祭 (松尾神社)
出典：市勢要覧



石部氏神祭礼 (吉姫神社)
出典：市勢要覧



お田植えまつり (日枝神社)
出典：風に吹かれて旅人さんの旅行ブログ

基本施策②東海道沿いの町並みの再生

＜具体的施策＞

- ・ 宿場町の風情を漂わせる歴史資源を守ります
- ・ 東海道に関連した歴史的資源を結びつけます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 宿場町として歴史的に価値の高い建物などを保全する。
2. 寺社仏閣、史跡、天然記念物などを結ぶ誘導サインや案内板の設置を行う。
3. 「平地河川計画」との調整を行いながら、大沙川隧道などを東海道のランドマークとして保存するように努める。
4. 石部宿場の里や歴史民族資料館などの施設を利用して、東海道について学習する。
5. 石部宿まつりをはじめとした東海道に関連するイベント・行事を継承する。
6. 三雲城跡ウォークに参加し、三雲城跡と東海道の歴史文化に触れる。
7. イベント・行事を通じて地元への愛着を育む。
8. 通過交通の抑制や観光客へのマナー意識の向上の啓発に努める。
9. これらの行動例を進めるため、滋賀県景観計画と並んで市独自の施策についても検討する。

基本施策③環境文化の創造・継承

＜具体的施策＞

- ・ 昔ながらの遊びや慣習を伝えます
- ・ 地域の環境文化※を受け継ぎます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. お年寄りから地域に伝わる言い伝えなどを教わる。
2. 地域の歴史を勉強する環境学習会や市民講座などを企画・実施するとともに、積極的に参加し知識を深める。
3. 野外学習等を企画・実施するとともに、積極的に参加して理解を深める。
4. 明治から昭和の初期にかけて行われた十二坊の山々の植林活動などに学び、郷土愛を育む。
5. 環境文化の意義に関して家庭内で話し合う。

(5) 協働（みんなが一体となって環境自治を進めます）

基本施策①環境学習・環境教育の推進

＜具体的施策＞

- ・ 家庭、地域、職場における環境学習を進めます
- ・ 自然や農業体験を活かした環境学習に取り組みます
- ・ イベントを通じて地域の環境に親しみます
- ・ 環境ボランティア精神を育みます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. まちづくりセンターにおける公開講座のテーマとして環境を取り上げる。
2. 体験入学などを通じて、地域の環境学習に学校を活用する。
3. 学校や地域などで行われる環境学習会を企画する。
4. 学校の先生をはじめとする学識経験者や有資格者などを専門家として「(仮) エコな語り部バンク」(P57 参照)を整備して登録し、地域の学習会に派遣する。
5. 地域や職場の有資格者(エネルギー管理士、公害防止管理者、環境カウンセラー*等)のノウハウを環境学習会に生かす。
6. 職場の周辺地域の自然環境や歴史文化などの学習会を開催し、理解を深める。
7. 市は里山保全の取組みを促進するための仕組みを整備するとともに、市民は里山保全の取組に企画段階から参加し、下草刈りや植樹活動を体験する。
8. 山林や里山*をテーマとした自然観察会やボランティア活動に参加する。
9. 市は市民農園や休耕地を有効利用して農業体験を行うための仕組みを整備するとともに、市民はそれに積極的に参加する。
10. 地域で実施される河川の水生生物調査や水質調査などの観察会に参加する。
11. 河川公園やため池周辺等で野鳥の観察会を企画・開催する。
12. 資源ごみのリサイクル工場や清掃センターなどを見学し、資源の大切さを学ぶ。
13. 学校教育や生涯学習を通じて環境ボランティア精神を育む。
14. 環境ボランティア団体への活動や情報提供の支援をする。
15. 家庭において環境に関する話し合いを行い、環境意識の向上に努める。

＜具体的施策＞

- ・ 市民、事業者、NPO※、市、学校やまちづくりセンターが協力して、環境情報ネットワークをつくります
- ・ 市民が活動により得た経験やノウハウを共有、活用する仕組みをつくります
- ・ 環境問題やまちづくりなどに取り組む人々が交流しあう拠点をつくります
- ・ 環境基本計画の進行状況に関して情報を提供します

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. インターネットや携帯電話などの情報通信技術を活用して環境情報ネットワークを構築する。
2. 民間のケーブルテレビなどを利用して視覚的に捉えやすい環境情報を提供する。
3. NPOなどと協力して環境情報ネットワークを効率的に運用する。
4. 地域での環境の取組み状況などを調査し、写真などで残す。
5. 環境への配慮、活動を行った際は要点などの記録に努める。
6. 環境保全協議会を通じて環境に必要な情報収集・調整を進める。
7. グループ・団体等におけるこれまでの環境保全活動の成果を冊子などにとりまとめる。
8. 市の広報誌やホームページを充実させ、環境情報を分かりやすく提供する。
9. 環境情報を利用して、環境保全施策の取組み状況を把握する。
10. 市内の出前講座などに派遣する人材を登録する制度をつくる。
11. 親子で、また高齢者が気軽に立ち寄れる環境に関する交流の拠点としてまちづくりセンターや集会所などを活用する。
12. 環境に関して言語や国籍、文化の違いを越えた市民の交流拠点を確保するなど、市民同士の交流を図る。
13. 外国人のための（外国語による）環境情報の発信に努める。
14. 市の施設に環境情報コーナーを設け、環境基本計画の進行状況やその他の環境情報を提供するとともに、市民相互に情報提供、情報交換をできるようにする。

基本施策③環境保全活動の推進

＜具体的施策＞

- ・ 家庭や地域、職場における環境保全活動や美化活動に取り組みます
- ・ 環境保全協議会の活性化を図ります
- ・ 環境マネジメントを推進します
- ・ 環境法令を守ります

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 環境家計簿※（エコ帳）をつけて日頃の行動が環境に与えている影響をチェックする。
2. エコファミリー※（環境省：我が家の環境大臣事業）に参加する。
3. みるエコおうみ※（県：温暖化対策事業）に参加する。
4. 河川美化活動や一斉清掃などの地域美化活動に家族ぐるみで参加・協力する。
5. 定期的に自宅や職場の敷地周辺の清掃活動を行い、環境美化に努める。
6. エコオフィス（省エネ・省資源、グリーン購入、ごみの減量化等）の推進に取り組む。
7. 環境保全協議会に所属する団体や協議会所属以外の団体が協力して、環境情報ネットワークの強化を図り、市域全体での環境保全活動に取り組む。
8. 事業所は ISO14001※やエコアクション 21※などの環境マネジメントシステム※を活用して環境保全に努める。
9. 環境基本条例の理念や生活環境保全条例の規定を踏まえた取り組みに努める。
10. 環境関連諸法令や環境保全協定※を遵守する。

＜具体的施策＞

- ・ 住民主体の地域環境づくりに取り組みます
- ・ 地域の環境問題を自力で解決していきます
- ・ 区・自治会やまちづくり協議会と連携した体制づくりに取り組みます
- ・ 地域の環境保全活動を引っ張るリーダーを育みます
- ・ 環境保全に取り組む地縁を育みます
- ・ 行動計画づくりとその実行に取り組みます

★★★ 考えられる行動例 ★★★

1. 環境保全に向けた活動方針や役割、取り組み方などの行動計画を地域で決定し実践する。
2. 地域やNPO*などが行なう環境保全活動に積極的に参加する。
3. まちづくりセンターや学校などで行われる学習会に積極的に参加して、環境自治に取り組む。
4. 区・自治会をはじめとして、地域の各種団体やNPO*等で環境問題に取り組む。
5. 区・自治会のアンケート調査や懇談会などで環境自治に関する課題や住民のニーズを把握し、会合で話し合う。
6. 区・自治会が事業所と連携し、環境学習*やオープンファクトリー*、工場見学会などを開催する。
7. 区・自治会・事業者などは、学識経験者、有資格者やNPO、環境カウンセラーなど環境分野の専門家を招き、地域の環境問題の解決に向け取り組む。
8. 環境分野の経験者が地域のリーダーとなって環境問題に取り組むとともに、市が設置する「(仮)エコな語り部バンク」(P57 参照)に登録し、その活動を通じて次のリーダーを育成する。
9. 地域で行なわれる環境保全のボランティア活動に、積極的に参加する。
10. 区・自治会やまちづくり協議会に環境担当を置く。
11. まちづくり協議会(部会)などで地域の環境問題を抽出し、解決に取り組む。
12. 市内でモデル地域を指定して環境保全活動に取り組み、環境自治のあり方を深める。
13. 地球温暖化防止活動推進員ほか積極的に環境関係の資格を取得するように努める。
14. 環境に関して言語や国籍、文化の違いを越えた市民の交流拠点を確保するなど、市民同士の交流を図る。
15. 資源ごみ回収や市民共同発電所などの地域の環境保全事業に取り組む。
16. まちづくり協議会などの環境版「コミュニティ計画」(行動計画)の作成を促進・支援する。

4-3 重点プロジェクト

前節の基本施策の中から、本市の地域特性、環境の現状・課題などを踏まえた4つの視点(A～D)に基づき、重点的に進める施策として以下にあげる11の取組みを抽出します。

Aグループ

循環型社会づくりとともに豊かな自然との共生を目指した取組みとして、農地、里山、都市(まち)を活動の場とした、以下のプロジェクトを設定します。

- ①土とのふれあいプロジェクト
- ②里山プロジェクト
- ③バイオマス利活用(廃棄物系)プロジェクト

Bグループ

本市を構成する緑や水辺などの自然環境的要素や、歴史的な資源を守り育てる長期的な取組みとして、以下のプロジェクトを設定します。

- ④うつくしふるさと風景づくりプロジェクト
- ⑤野洲川「風の道」プロジェクト

Cグループ

自然エネルギーや雨水の有効利用、省エネルギーや省資源など、環境負荷の小さいまちづくりを目指した取組みとして、以下のプロジェクトを設定します。

- ⑥低炭素まちづくりプロジェクト
- ⑦小さな市民協働ダムプロジェクト

Dグループ

人とひとが環境を軸につながり、情報が行き交い 相互の力(知恵、技術、ノウハウなど)を生かし遺すために、以下のプロジェクトを設定します。

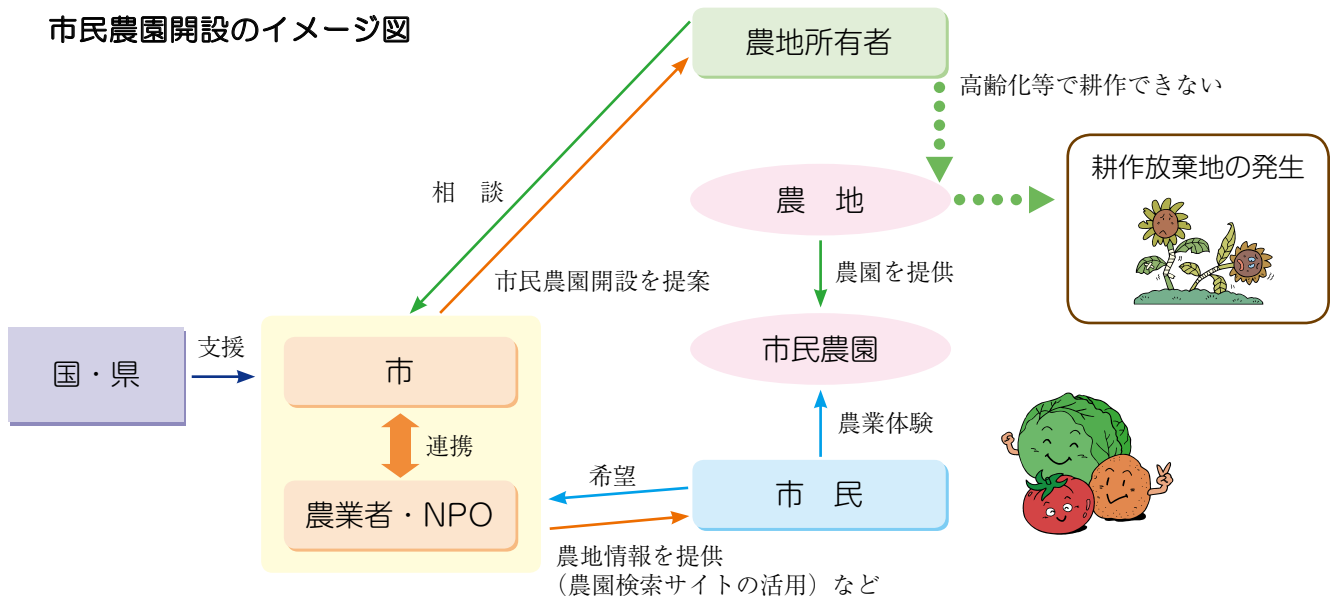
- ⑧エコな語り部プロジェクト
- ⑨平成義民(環境ボランティア)プロジェクト
- ⑩環境情報街道プロジェクト
- ⑪環境作法書プロジェクト

①土とのふれあいプロジェクト

農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、耕作放棄地※、あるいはその予備軍となる農地の増加が懸念されることから、農業者やNPO※等の仲介などにより市民や都市市民がこのような農地を利活用できるシステムづくりに取り組みます。

利活用にあたっては、市が農業者・NPO などとの協働を前提とした市民農園やふれあい農園、学校教育での子どもの農業体験の場所の開設、また都市住民をターゲットとしたグリーンツーリズム※などの方策が考えられ国や県の支援を得て推進します。これらの農業体験を通じて市民や都市市民が自然や土とのふれあいを楽しめる一方で、耕作放棄地や遊休農地※の有効的な利活用につながることを期待されます。

市民農園開設のイメージ図



数値目標	目標値（平成25年度）
農業体験事業の開催件数	10件/年

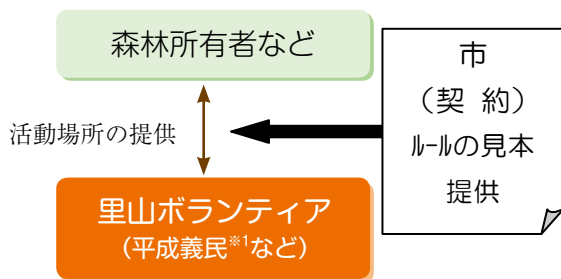
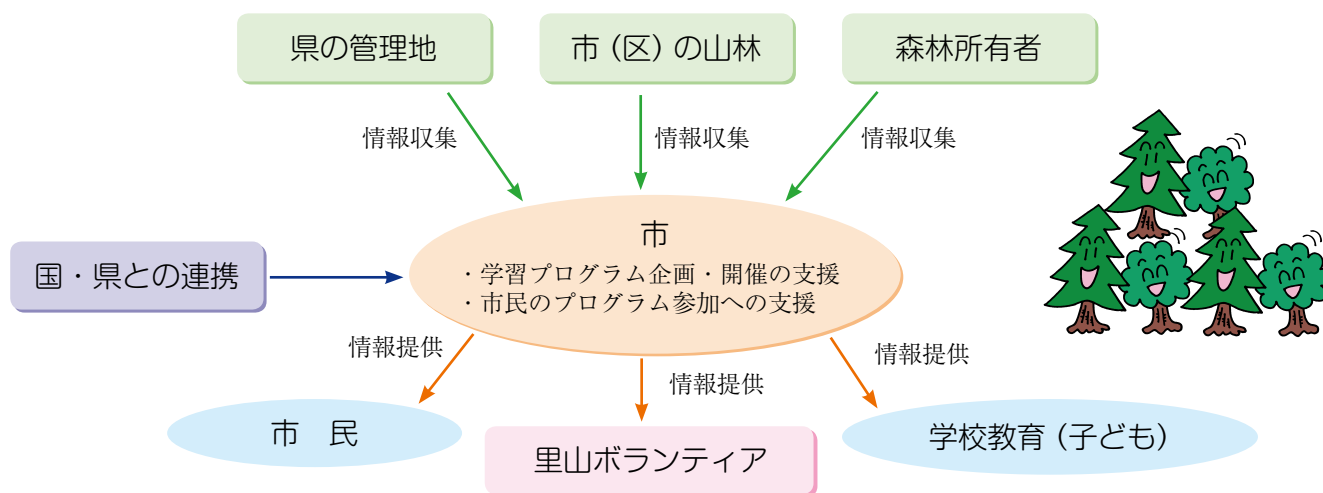
市では、農業体験学習を通して児童が生命や食べ物大切さを学ぶ取り組みとして、市内全小中学校で「たんぼのこ体験事業」を行っている。また、市内の農地所有者と契約して「ふれあい農園」や、親子で稲刈り、露地野菜の収穫を体験できる「親と子のおにぎり体験」等を実施している。

②里山プロジェクト

かつて、人の生活は山の恵みなしには成り立ちませんでした。現代社会において人の生活は山を離れ、資源やエネルギーを電気や化石燃料でまかない便利なものとなりましたがその反面、人の入らなくなった山は荒廃し、ごみの不法投棄などが後を絶たない現状です。

山は本来、治山・治水・保水（利水）など森としての恵みを蓄え、また生態系の保全の上でもなくてはならない存在です。市は、市民や子ども達がそのことの大切さを学んだり、里山に親しんだり楽しんだりすることのできるフィールドとして、提供可能な里山について情報を収集します。また必要に応じて、里山ボランティアなどへ情報提供を行い、森林所有者とボランティアをつなぎます。なお、森林所有者と里山ボランティアの約束事については、市が一定のルールを示し、さらに税制措置その他、多様な手法を用いた支援策についても検討を進めます。

さらに里山ボランティアや林業に携わる人と連携して、しいたけの栽培や枝打ち体験森林ウォーキングなど様々な体験学習プログラムを企画・開催し、市民や子ども達が循環・共生への理解・関心を深めることを目指します。



※1 平成義民プロジェクト⑨を参照

森を知る、育てる、利用する、体感する 学習プログラム（例）

- ・森に親しむ学習
(森林ウォーキング、樹木観察、自然体験ゲームなど)
- ・森林づくり体験学習
(間伐体験、枝打ち体験、植樹、下草刈りなど)
- ・森の恵み利用学習
(間伐材を利用した工作、きのこ採集・栽培など)
- ・森のレクチャー
(山の仕事に携わる人の話、山村文化体験など)



（湖南省環境保全活動団体:みどりのバトンタッチ）
遊びや学習の要素を取り入れながら、森林と触れあい、自然体験活動や環境教育の一環として活動しています。



（湖南省環境保全活動団体:つつじの会）
枯れた木や倒れた木の片付けなど、里山保全活動をしたり、山菜の勉強をして楽しんでいます。

出典：湖南省環境保全協議会ホームページ

③バイオマス利活用（廃棄物系）プロジェクト

現在、市民の協力のもとで、市が家庭から排出される天ぷらなどに使った後の廃食用油を拠点回収していますが、第1ステップの取組みとして回収量を増やし、バイオディーゼル燃料（BDF）※としての活用を推進します。また、それを発展させ菜の花プロジェクトの事例にあるように、菜の花畑で栽培した菜種油を地域内で食用として消費し、使用した廃食油を回収・精製し、公用車やふれあいバスなどの燃料として利用する地産地消※を視野に入れて、取り組む方法を検討します。

また、家庭系生ごみの循環活用に向けた取組みとして、家庭から排出される調理くずなどの生ごみのリサイクルについて、堆肥化、メタンガス化、飼料化をはじめとするあらゆる方法を検討し、市として技術的、経済性、実行性などを勘案して資源の効率的かつ安定的な循環システムの構築を目指します。

家庭、学校から廃食油回収

精製（業者に委託）

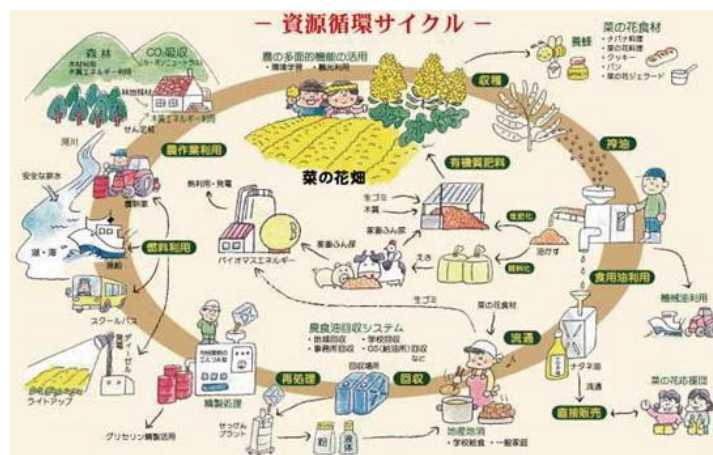
農耕者などの BDF 燃料として活用

発展

菜種油製造

学校などで
菜の花栽培

家庭・学校などで消費
（地産地消）



菜の花プロジェクトの例

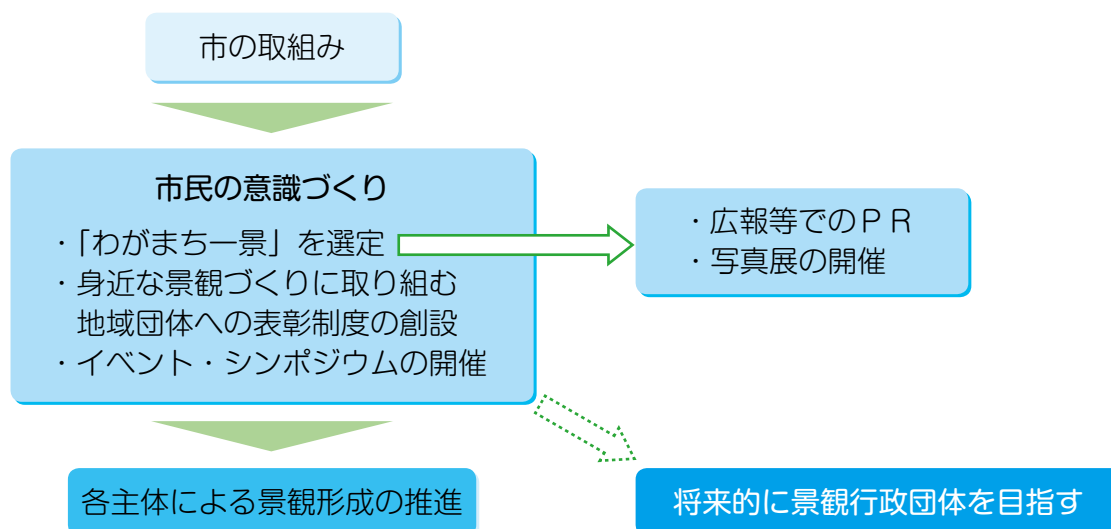
出典：菜の花プロジェクトネットワーク

④うつくしふるさと風景づくりプロジェクト

阿星山や十二坊・岩根山に連なる南北の緑の山並みや、その中央を雄大に流れる野洲川は、湖南市の風土を形づくる重要な要素であります。このように恵まれた自然環境の中で、石部宿に代表される東海道宿場町の街並みや、湖南三山※などの歴史的資源が守り育まれてきました。

この取り組みでは個性豊かなこれらの景観資源を守るとともに、市域を縁取る山々への眺望や川沿いの開放感あふれる景観を活かし、ふるさとの風景と呼ぶにふさわしい「わがまち一景※2」を各地域より選出し、景観を生かしたまちづくりを積極的に進めます。また身近な景観づくりに取り組む地域の団体に対し「表彰」する制度を創設して広報等でPRすると共に、将来的には「景観法」に基づき景観計画の策定や景観地区の指定などを担う「景観行政団体※」を目指すように推進します。

※2 例えば学区単位の地域で自慢できる風景を住民自ら選定します。



数値目標	目標値（平成25年度）
わがまち一景の選出	7か所



（大沙川隧道）



（うつくし松）

⑤野洲川「風の道」プロジェクト

野洲川は市域の中央を流れる開放的な空間を提供しており、湖南省の骨格となる軸としてとらえられます。そこで、国・県と協力しながら野洲川沿いの緑を保全するとともに、周辺の施設整備等においても緑化を推進します。これによって、上流からの浄化された新鮮な大気の通り道（「風の道」）をつくり、良好な大気環境の確保を図ります。

また、市内においては、街中の緑化を推進して「緑の市街地」の形成を図ります。さらに野洲川沿いの散策路との連携を強化し、個性的で連続性のある緑のネットワークを形成します。

緑の市街地

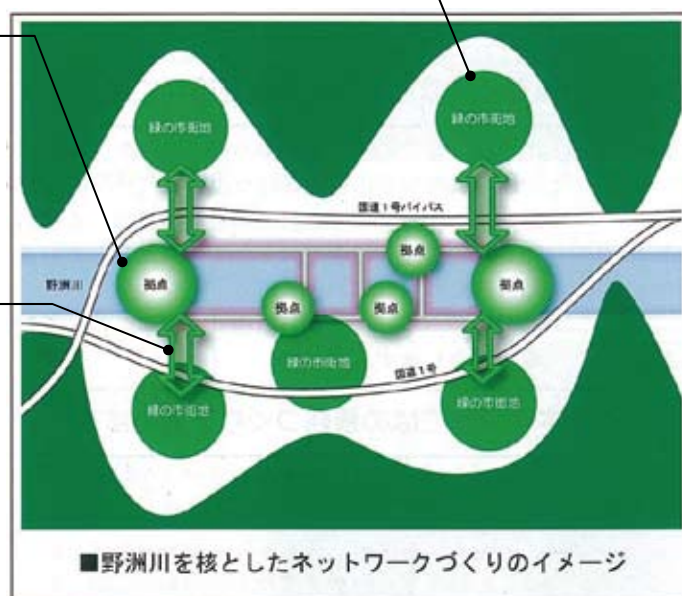
身近な憩いの場や災害時の避難拠点となる公園・緑地の計画的な配置・整備とともに、緑豊かな街路樹の整備、河川や用水を活用した親水空間の整備などに取り組みます。その中で市民の主体的な緑化活動を促し、快適な市街地環境を整備します。

拠 点

市民が気軽に水と緑の環境に親しむことができる憩いややすらぎの拠点となる公園・緑地として、整備推進に取り組みます。

緑のネットワーク

野洲川周辺の道路整備においては、街路樹や花の寄植えなどによる道路空間の積極的な緑化を推進します。



出典：湖南省都市計画マスタープラン



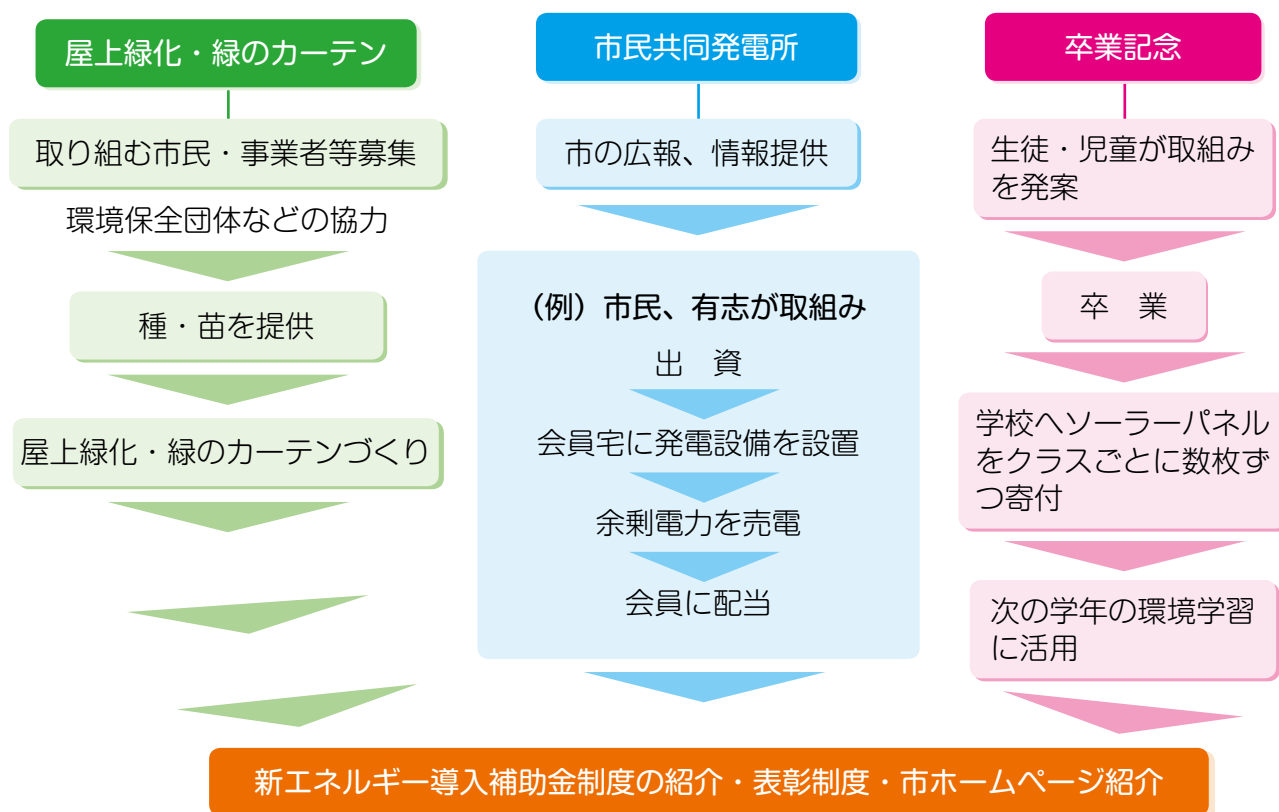
写真：野洲川親水公園

出典：湖南省都市計画マスタープラン

⑥低炭素まちづくりプロジェクト

低炭素まちづくり（温室効果ガス※排出量が少ないまちづくり）を目指した取組みとして、公共施設をはじめ一般家庭や地域の団体・事業所などに対して、屋上緑化※や緑のカーテン※の取組み普及運動を環境保全団体などと協力して推進します。また、太陽光発電※・風力発電※をはじめとする自然エネルギー利用システム、ヒートポンプ式温水器・ガスコージェネレーションシステムなどの高効率型機器の導入も推進します。これらは導入時の多大な初期投資が課題となっているため、国や県の補助金制度や市民共同発電所の取組み、学校の卒業記念時のソーラーパネルの導入など、その負担を軽減するしくみを広報や市ホームページに紹介します。また、温室効果ガスの削減効果が大きい導入事例や導入姿勢が積極的である事例については、市ホームページなどで紹介して表彰する制度を創設します。

取組の事例



数値目標	目標値（平成25年度）
公共施設の緑のカーテン取組率	50%



ゴーヤカーテン（市東庁舎）

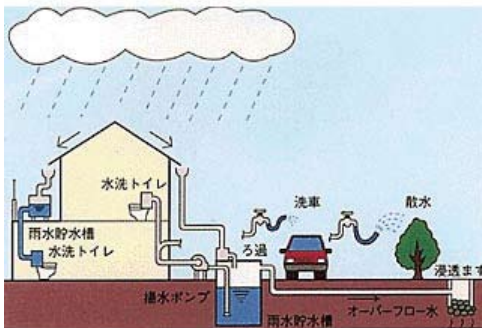


市民共同発電所 「石部・てんとう虫一号」
出典：太陽光・風力発電トラストホームページ

⑦小さな市民協働ダムプロジェクト

家庭や事業所における雨水の貯留を活用し、庭木や道路などへの水やりや散水、自動車の洗車等雨水利用の促進を図ります。雨水の貯留には、使わなくなった浄化槽、ドラム缶やポリバケツなどを安全性に配慮し、雨水貯水槽として活用を図ります。

また、市の取組みとしては流域の健全な水循環の確保に向けて、雨水浸透ますなどの地下浸透施設の設置奨励、公共工事等における透水性舗装の採用など、地下水涵養に取り組めます。こうした小さな市民の取組みや市の取組みの積み重ねによって大規模ダムの機能を代替する、環境負荷の小さいまちづくりを進めます。



雨水利用システム図（出典:墨田区ホームページ）



墨田区内で作られている雨水タンク「天水源」
出典:墨田区ホームページ

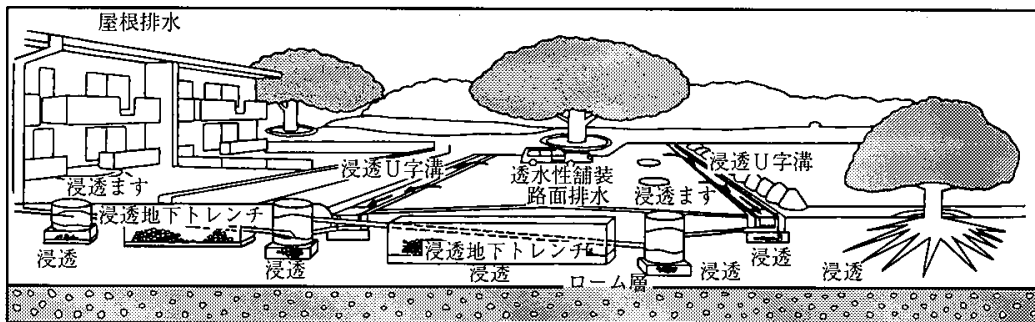
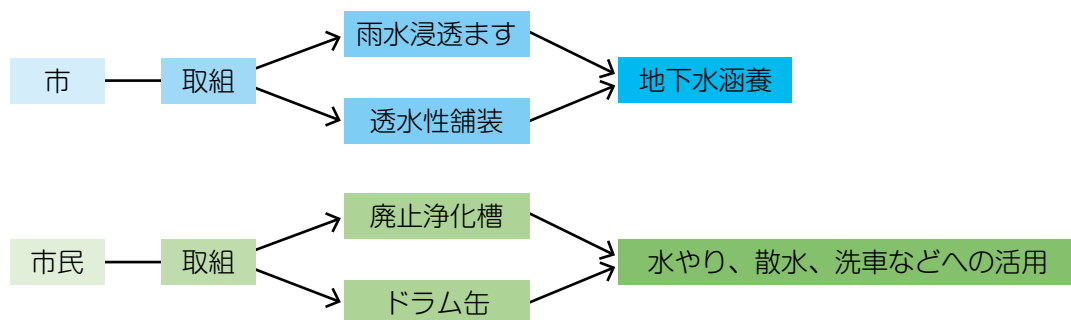


図 雨水浸透施設の配置例（出典：環境共生の都市づくり）

取組の流れ

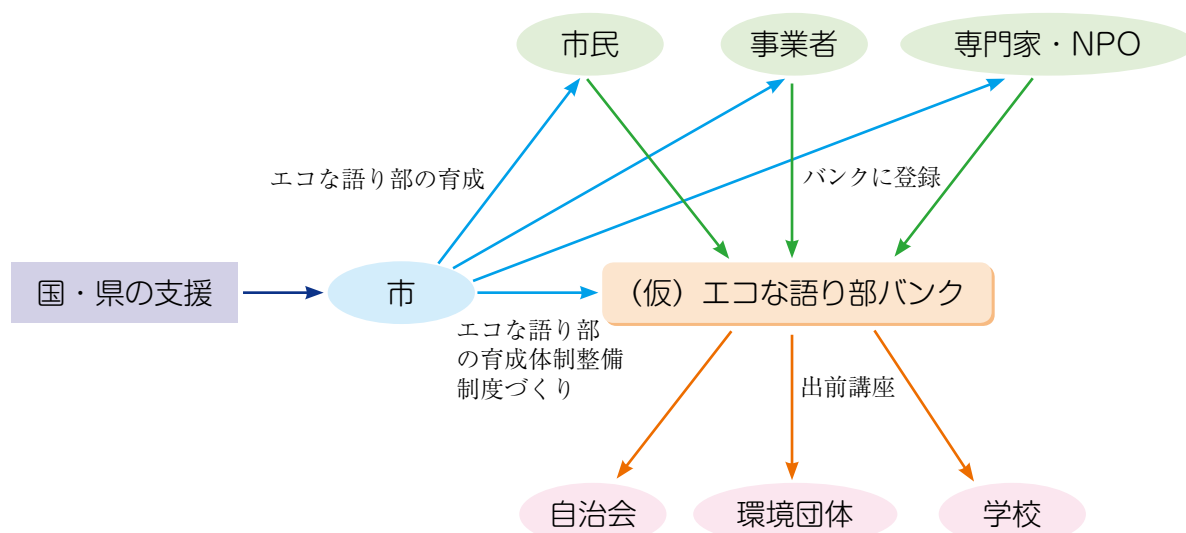


⑧エコな語り部プロジェクト

市民・事業者が環境に関する経験やノウハウを共有することをねらいに、エコドライブ[※]や省エネルギー[※]、節水、ごみの分別などをテーマとした出前講座を企画・開催し、地域への普及を図る人材を「（仮）エコな語り部」として育成します。

この「（仮）エコな語り部」は、環境活動に取り組む NPO[※]や環境活動団体、事業所、環境カウンセラー[※]などから募り、「（仮）エコな語り部バンク」に登録します。

また、学校・自治会・事業所・環境団体等の環境に関する学習会や、出前講座に講師として出向き、環境問題への理解を地域へ広げることで、新たな「（仮）エコな語り部」の育成を図ります。



数値目標	目標値（平成25年度）
エコな語り部バンク登録人数	50人



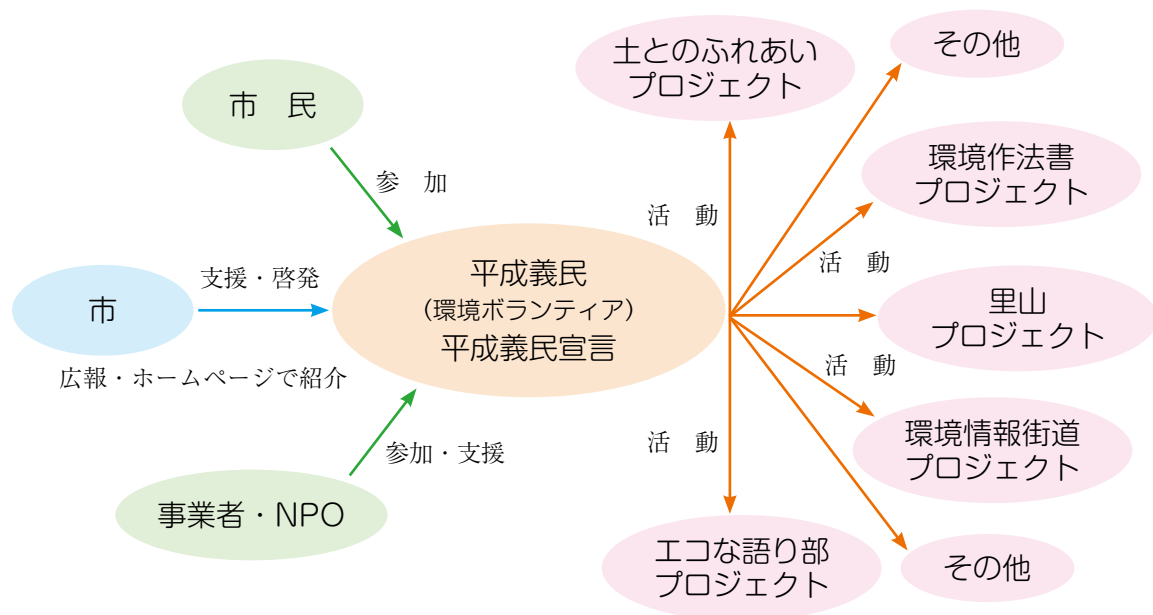
出典：2005年4月～12月滋賀県地球温暖化防止活動（東近江地域）推進員とtanakaの地球温暖化防止推進活動紹介ホームページ

⑨平成義民（環境ボランティア）プロジェクト

湖南省には、天保義民[※]や十二坊の植林活動など、環境自治[※]の根幹ともいえる風土が息づいています。このような歴史に刻まれたボランティア精神に学び、この環境基本計画で掲げられた各重点プロジェクトへの取組みや地域の環境活動など中心となって取り組む平成義民（環境ボランティア）を育成します。

市は、平成義民（環境ボランティア）活動への積極的な参加の支援や啓発を、市民や事業者は環境ボランティア活動へ参加協力を行います。

また、市民は先人のボランティア精神を学ぶことから始め、平成義民宣言を行い、各重点プロジェクトへ積極的に参加し、環境活動の取組を通じて、環境自治の意識を醸成するとともに、地域に根付く環境自治活動を推進します。また、市民の平成義民宣言を、市は広報やホームページにて紹介します。



数値目標	目標値（平成25年度）
平成義民宣言人数	50人



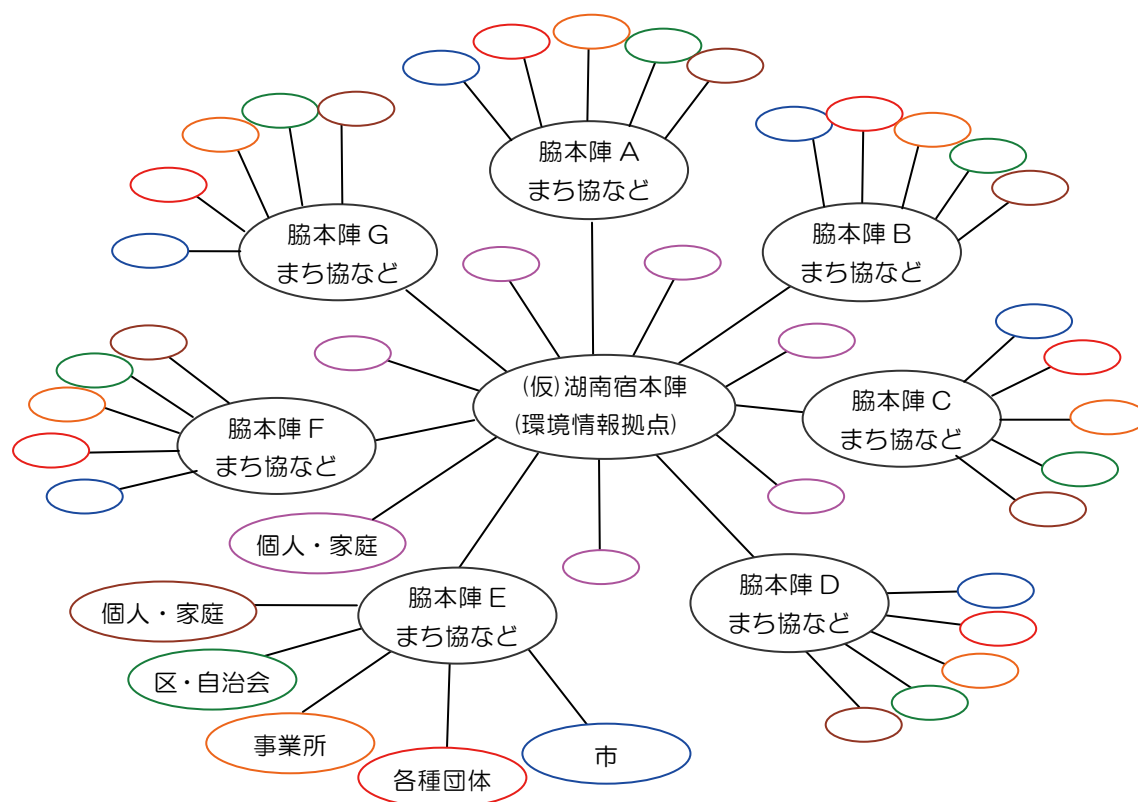
天保義民の碑
出典：湖南省観光ガイド



⑩環境情報街道プロジェクト

東海道になぞらえて、市および市内の活動団体などが保有する環境情報が行き交う情報ネットワーク「環境情報街道」の構築に取り組みます。個人・家庭、自治会、事業所、環境活動団体などの環境情報は地域の区・自治会やまちづくり協議会（脇本陣）に集め交流するとともに、さらにそれらを市全体の情報の拠点（（仮）湖南宿本陣）へ一堂に集め、相互の環境情報の共有化を図るとともに、環境自治*の活動を支援します。

また、市は情報提供や情報公開に努めるとともに、区・自治会やまちづくり協議会をはじめ、市民一人ひとりや事業者、環境保全活動に携わる各種団体等の利用を促進し、それぞれが持つ情報の共有を図るとともに地域の環境の保全活動に活用できるよう、環境情報の発信者としての役割を果たすとともに、情報拠点の整備を行います。



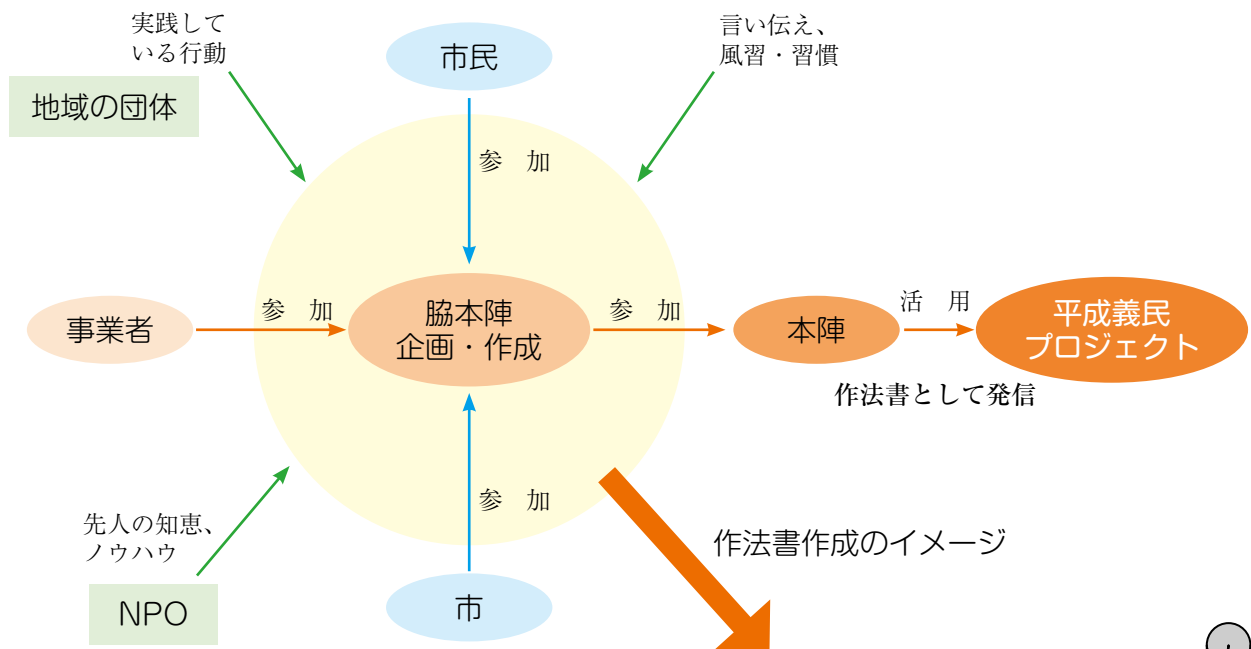
数値目標	目標値（平成25年度）
本陣・脇本陣の設置数	8か所

⑪環境作法書プロジェクト

日常生活や事業活動において市民や事業者が環境への負荷を減らすために実践している行動、言い伝えや風習・習慣として語り継がれている先人の知恵などは、今後私たちが環境保全活動に取り組む上で何物にも代えがたいノウハウです。それらのノウハウを、「湖南市環境作法書」として書き留め、湖南市の新たな一つ的环境文化※として後世に遺します。

取組みは作法書作成のプロセスから始め、多数の主体がコミュニケーションを図りながら作成していきます。

作成した作法書は「脇本陣」や「本陣」に集約され、平成義民プロジェクトで活動する地域の環境活動に活用します。



作法書のイメージ

- ・ 電気ポットよりは保温ポットを使う
- ・ エコバッグや風呂敷を持参する
- ・ 過剰な包装がされた商品を買わない
- ・ エコ替えを促進したり、ベビーカーなど一時しか使わないものはリースやレンタルする
- ・ 使わなくなったものを交換銀行（市のホームページに掲載されている）に出して再利用する
- ・ ごみの分別を徹底して実施し、資源としての再利用に努める
- ・ 生ごみは堆肥化して有効利用する
- ・ ネギ、ミツバなどは根っこだけ残して繰り返し栽培する

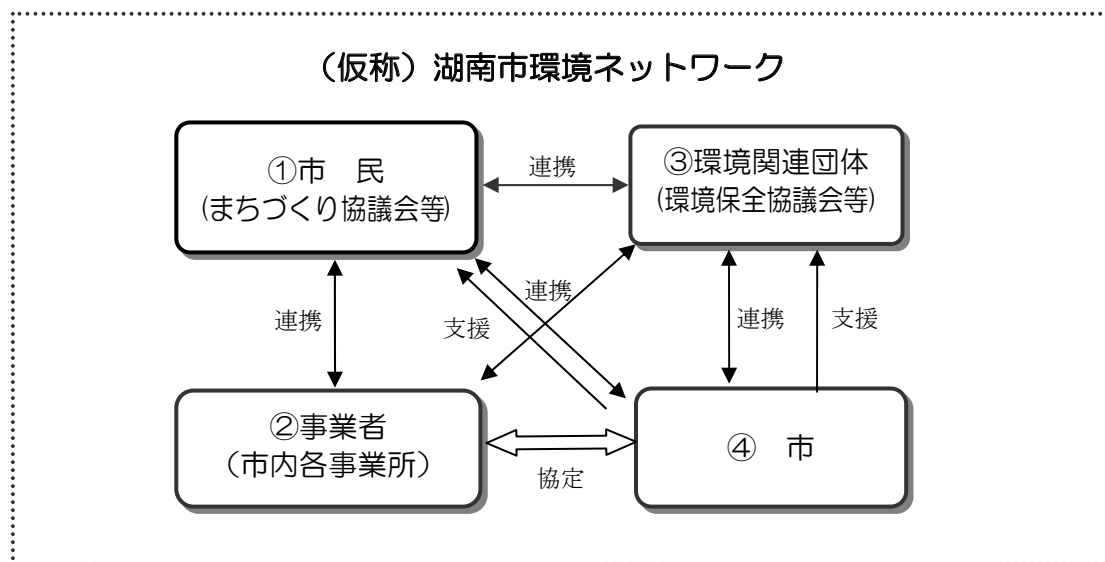
数値目標	目標値（平成25年度）
作法書の発信	2回/年

第5章 環境自治の全体像

5-1 環境自治の推進体制

本計画の推進には、市民、事業者、環境関連団体および市の各主体が、それぞれの所属組織等を介して(仮称)湖南省環境ネットワークを構成し、相互に連携して取り組みます。

《計画の推進体制（案）》



＜各団体等の構成と役割＞

①市民（まちづくり協議会等）

市民が計画推進に参画するための体制として、ここでは市内7学区ごとにできるまちづくり協議会を一つのモデルとします。まちづくり協議会は、各地区における住民主体の行動計画の作成・実践のほか、他の主体と連携・協力して計画の推進に取り組みます。

②事業者（市内各事業所）

事業者は市との間で環境保全協定を締結して、自主的にISO14001^{*}、エコアクション21^{*}などの環境に配慮した事業活動を進めるとともに、商工会、工業会、湖南工業団地協会等の所属団体や他の主体と連携・協力して計画の推進に取り組みます。

③環境関連団体（環境保全協議会^{*}等）

環境関連団体が計画推進に参画するための体制として、それらの代表者から構成される既存の環境保全協議会の充実を図り、環境関連団体の自立的な活動を促進します。

④市

(仮称)湖南省環境ネットワークの設立・運営に際して、事務局的な役割を担います。まちづくり協議会や環境保全協議会の活動を支援するとともに、環境保全協定^{*}の締結によって事業者の環境保全と創造に関する取組みを促進します。また、市の施策・事業・施設にかかわり、環境への配慮を行うこととし、そのための体制を整えます。

5-2 環境自治のしくみ

ここでは、環境自治のしくみについて、それぞれの主体ごとに詳細な内容を示します。

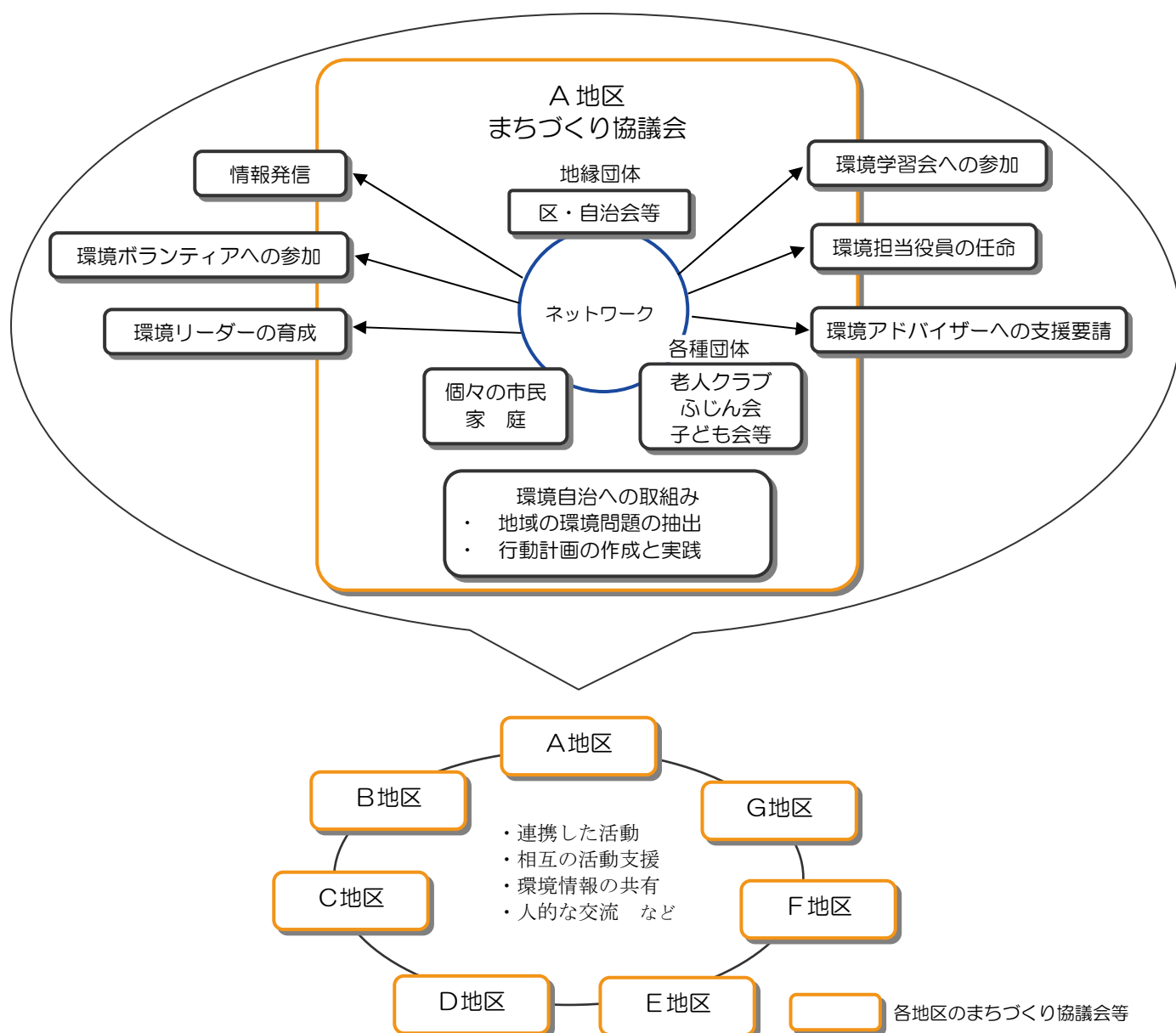
①市 民（まちづくり協議会等）

個々の市民のほか、自治会等の地縁団体や各種団体がネットワークを組み、各地区ごとに取組みを進めていきます。当面は、環境リーダーの育成や環境担当役員の任命など、各地区の行動計画の立案・推進に向けた体制づくりに取り組みます。

その後、環境自治への取組みの第一歩として、地域の環境問題の抽出や、行動計画の作成を行ない、作成された行動計画に基づく環境ボランティアへの参加や環境学習等の環境保全活動を推進していきます。

また、他地区と連携して活動の輪を広げたり、相互の活動を支援したりする中で、環境に関する情報の交換、人的な交流促進等に努め、知識やノウハウの共有を図ります。

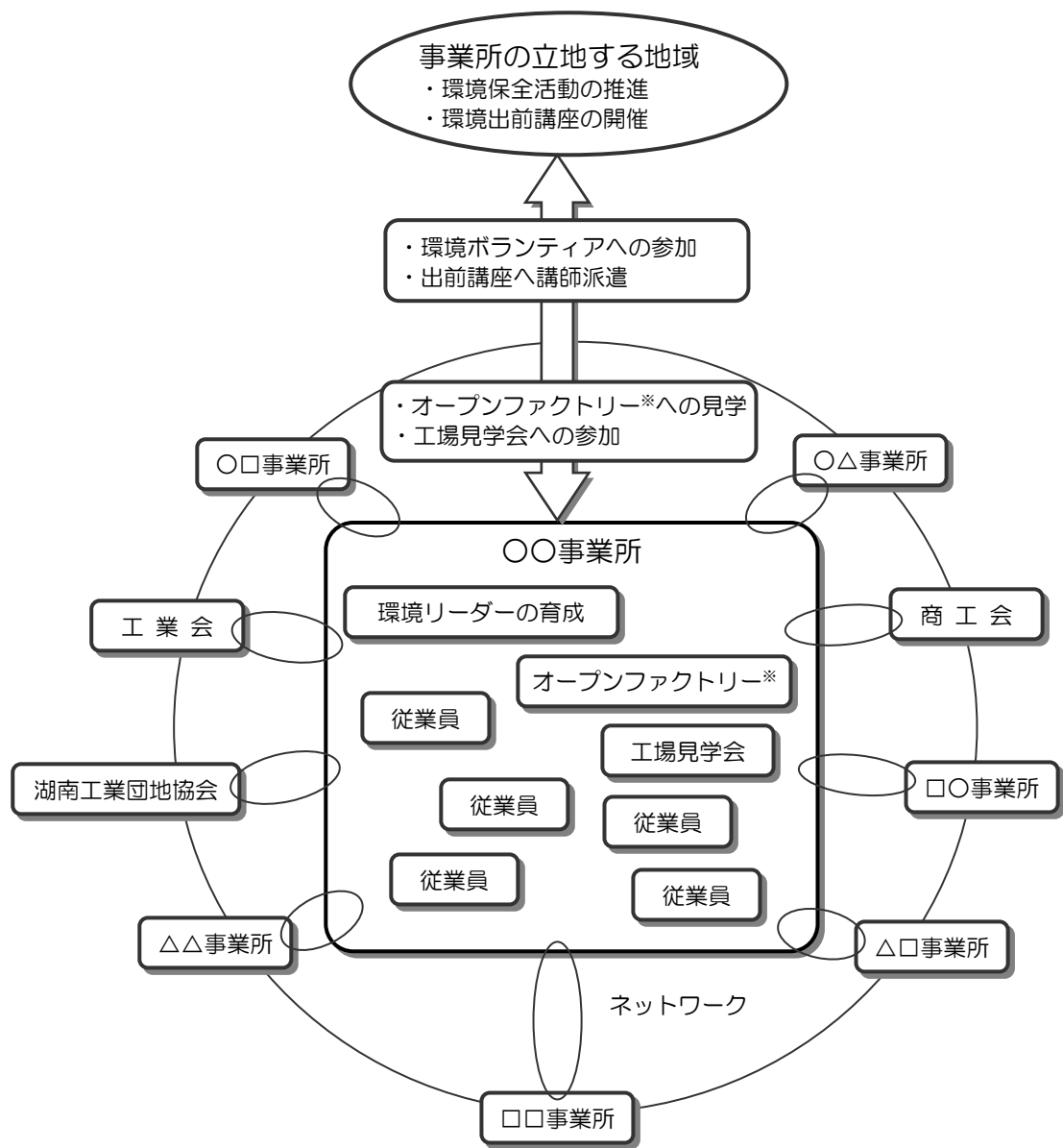
各地区の推進体制のイメージ（まちづくり協議会を中心とした場合）



②事業者（市内各事業所）

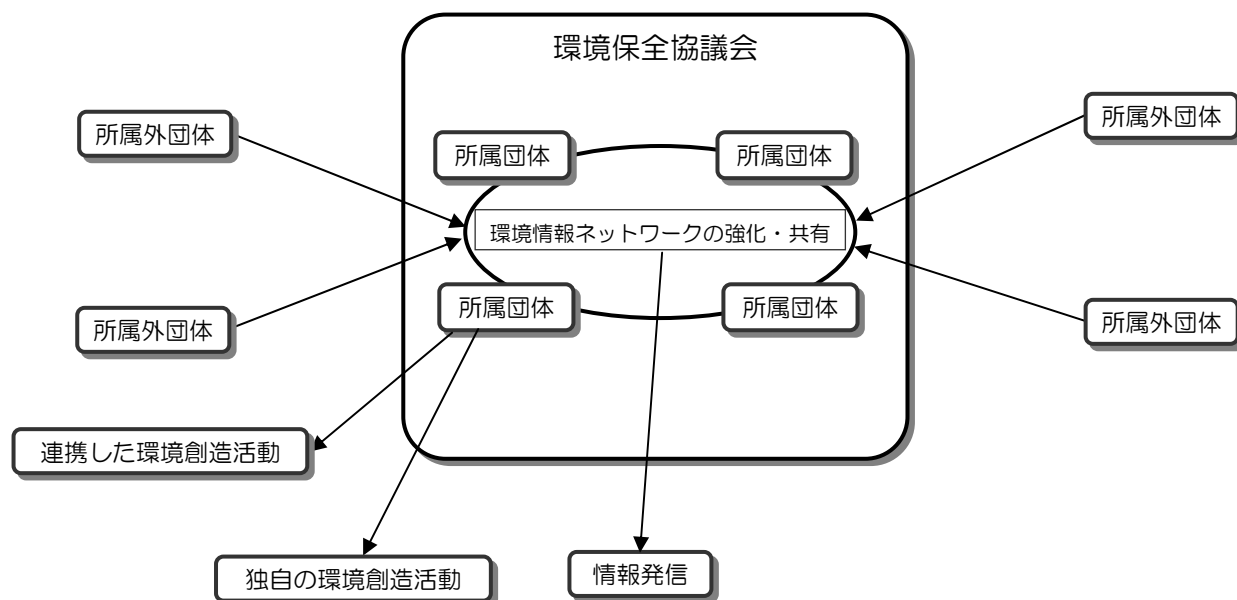
市内各事業所においては、従業員の中から環境リーダーとなる人材を育むとともに、環境リーダーを中心とした体制を構築し、社の方針に基づいて自主的な環境保全活動に取り組めます。また、環境ボランティアなど地域の環境保全活動への積極的な参加・協力に努めるほか、日頃の事業活動で得た独自のノウハウを生かして環境出前講座の開催などで他の主体を支援します。

さらに、市内の各事業所で開催されるオープンファクトリー*や工場見学会等の機会を活用して、事業所の環境への取組みに関する情報を広く地域に公開します。また各事業所間のネットワークを構築して、さらなる地域の環境保全に取り組めます。



③環境関連団体（環境保全協議会※等）

すでに環境保全協議会に所属している環境関連団体はもとより、現在所属していない環境関連団体についても今後参画を促し、協議会の充実と活性化を図ります。民間団体ならではのフットワークを生かして、それぞれの団体が目的とする環境保全活動を中心に取り組む一方で、環境情報ネットワークの強化・共有を図り、他の団体と連携・協力することによって取組みの強化と効率化を図ります。



No.	環境保全協議会所属団体
1	区長会
2	湖南省エルダー婦人会
3	湖南省PTA連絡協議会
4	湖南省甲西赤十字奉仕団
5	湖南省子ども会育成連絡協議会
6	湖南工業団地協会
7	湖南省工業会
8	甲賀郡森林組合
9	野洲川漁業協同組合
10	小学校代表
11	中学校代表
12	日本ボーイスカウト滋賀連盟甲賀第5団
13	日本ボーイスカウト滋賀連盟甲賀第4団
14	ガールスカウト日本連盟滋賀35団
15	ガールスカウト日本連盟滋賀36団
16	NPOワイワイあぼしクラブ
17	みどりのバトンタッチ
18	緑の少年団
19	ひまわり消費学習会
20	茶釜川を美しくする会
21	イワタニランドさとづくり会
22	つつじの会
23	滋賀県自然公園観察員

（平成21年7月1日現在）

④ 市

市の進めるべき重点プロジェクトを中心とする環境保全施策及び市の管理、遂行している施設・事業での環境施策推進について、実施計画を定めて取り組みます。また、各部局の遂行する市の施策を、環境基本計画との整合性を図りつつ推進します。

●庁内関係課連絡調整

施策の推進にあたっては、関連各課が連絡調整を図るとともに、必要に応じて（仮）環境調整会議（副市長・部長クラスにより構成）を開き調整します。

●湖南省環境審議会への報告

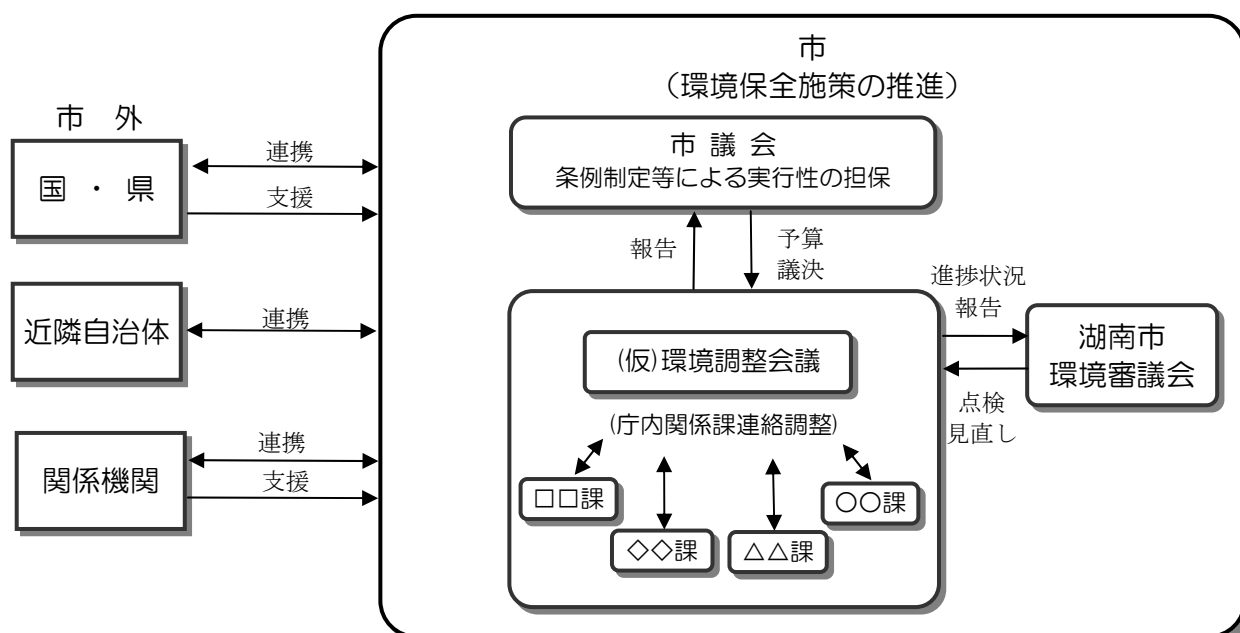
計画の進捗状況について定期的なとりまとめを行い、湖南省環境審議会に報告します。報告を受けた環境審議会は、内容を点検するとともに必要に応じて是正措置を提言します。

●市議会への報告

計画の進捗状況について市議会へ報告します。報告を受けた議会は、進捗状況に応じて実行性を担保するための条例制定や予算の議決等を行います。

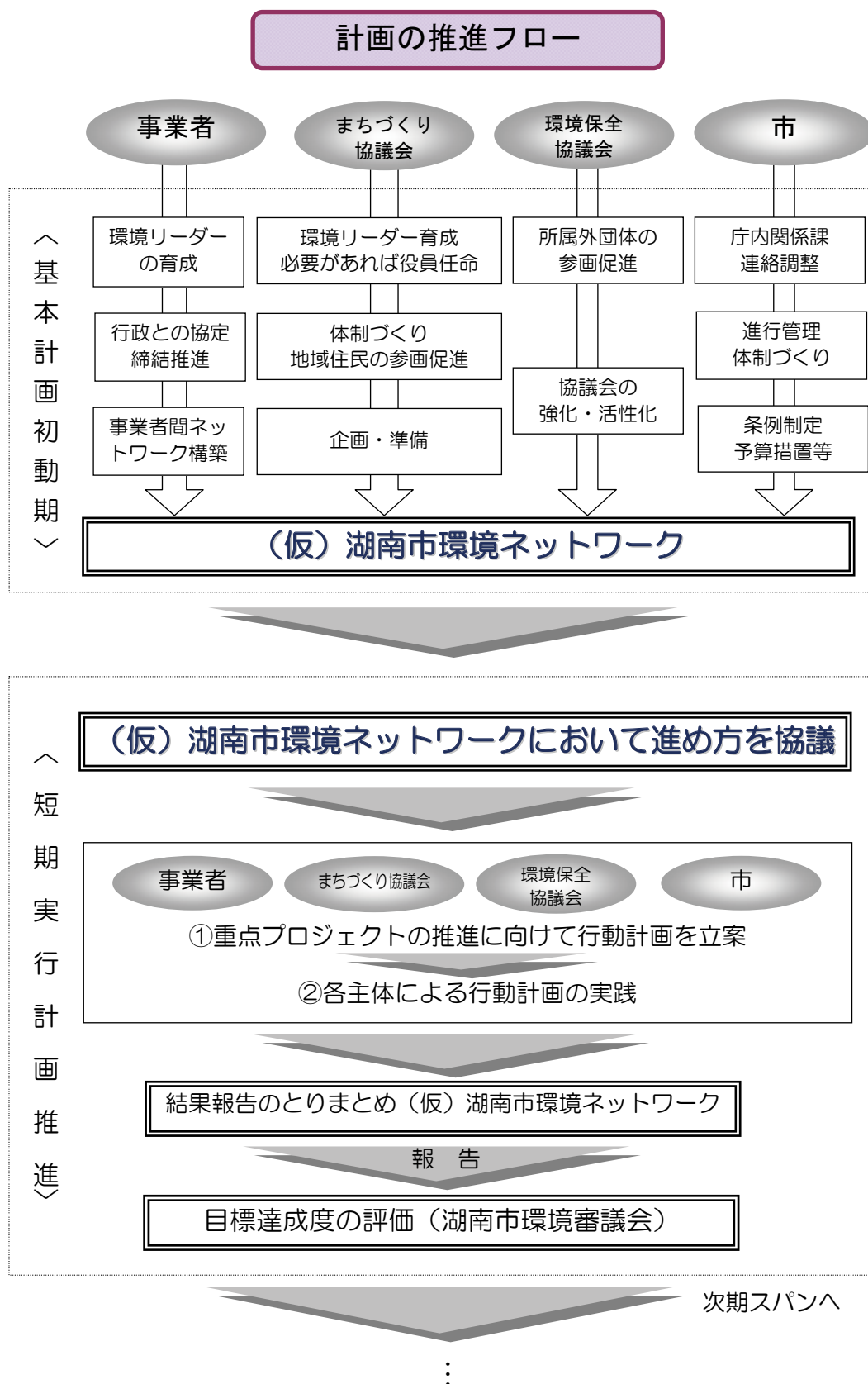
●市外関係機関との連携

市は、広域的な視点から、国や県、近隣の自治体など他の行政機関や関係機関との連携を図ります。また、国・県の補助事業をはじめとして、関係機関等の支援を積極的に活用して計画の推進に取り組みます。



5-3 環境自治の進め方

本計画の着手にあたっては、「初動期」と「短期実行計画推進」に分けて、各主体が以下のフローにしたがって取組みを進めていきます。



第6章 計画の推進方策

6-1 進行管理の基本的な考え方

本計画では、環境未来像の実現に向けた基本施策や各主体が行うべき環境配慮を示していますが、その実効性を確保するために計画の進行管理は重要な位置付けにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

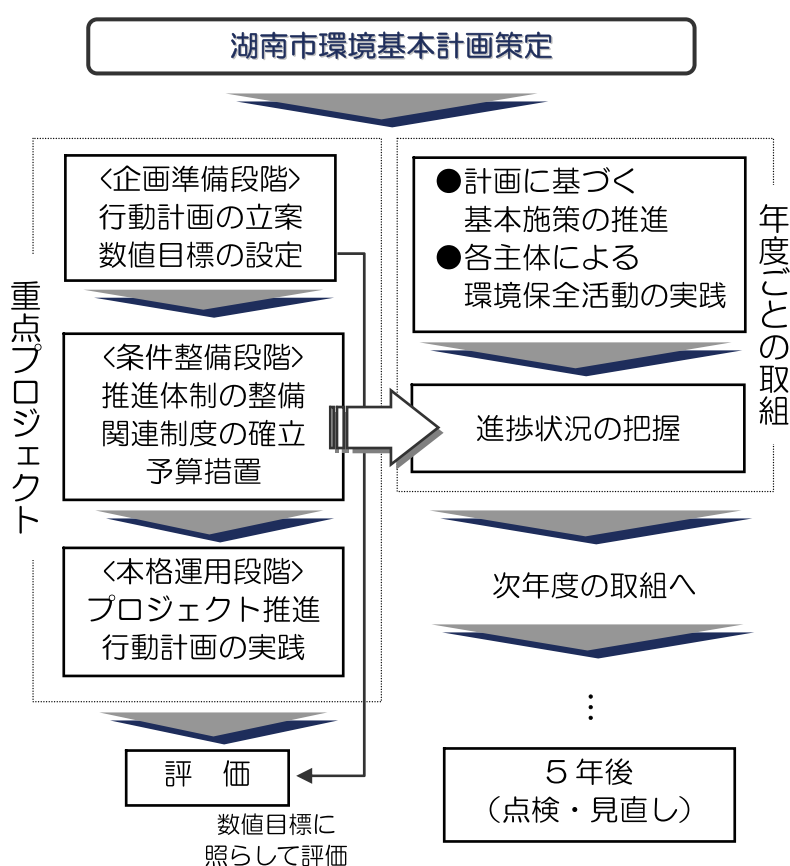
このことを踏まえて、本計画の進行は環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)にのっとった形で管理します。すなわち、「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」という繰り返しの中で継続的な改善を行います。PDCAサイクルというのは下図のようなものであり、国際標準規格であるISO14001*や環境省が策定したエコアクション21*で求められている環境マネジメントシステム*の考え方です。



6-2 取組みの評価

本計画の進行管理は、重点プロジェクトと年度ごとの取組みに区分して行います。重点プロジェクトについては、それぞれ行動計画を定めるとともに、そこでは数値目標をも設定して遂行し、一定の期間ごとにその達成状況を点検・評価します。また、市民が身近な取組みとして感じられるよう、進行管理の過程においてそれらの動向の広報・普及に努めます。

一方、年度ごとの取組みは、計画に基づき実行されている基本施策の内容等を把握し、評価を行って管理します。

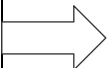
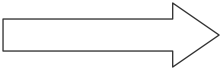
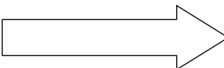


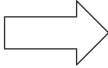
6-3 重点プロジェクトの進め方

ここでは、第4章であげた11の重点プロジェクトについて、その着手時期や進め方に関するプログラムを示します。

基本的な考え方としてA～Dの4つのグループごとに優先順位を設定して取組みを進めていくこととします。計画期間である10年を前半と後半に分け、各プロジェクトについて概ね次の三段階の目安を設けて計画的に推進していきます。

- 企画準備段階：プロジェクト内容について詳細な企画・検討を行う段階
- 条件整備段階：プロジェクトの推進体制、予算措置等、必要な条件を整備する段階
- 本格運用段階：企画に基づいてプロジェクトを本格的に進めていく段階

重点プロジェクト		前 半 (平成 21～25 年度)	後 半 (平成 26～30 年度)
A	①土とのふれあいプロジェクト		
	②里山プロジェクト		 
	③バイオマス利活用(廃棄物系)プロジェクト		 
B	④うつくしふるさと風景プロジェクト	 	
	⑤野洲川「風の道」プロジェクト		 
C	⑥低炭素まちづくりプロジェクト		
	⑦小さな市民協働ダムプロジェクト		
D	⑧エコな語り部プロジェクト		
	⑨平成義民(環境ボランティア)プロジェクト		
	⑩環境情報街道プロジェクト		
	⑪環境作法書プロジェクト		

：企画準備段階 ：条件整備段階 ：本格運用段階

資料編

1. 湖南省環境基本条例

平成 19 年 6 月 20 日

条例第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画(第 8 条)

第 2 節 環境への配慮(第 9 条～第 11 条)

第 3 節 環境の保全と創造を推進するための施策(第 12 条～第 16 条)

第 3 章 環境審議会(第 17 条)

第 4 章 雑則(第 18 条・第 19 条)

付則

湖南省は、南に阿星山、北に岩根山の緑豊かな山並みがあり、中央部に野洲川が流れる自然豊かな街です。川沿いに広がる農地では、その豊かな水を利用して稲作を中心とする農業が古くから営まれてきました。また、かつては旧東海道の宿場町として栄え、豊かな文化が育まれてきました。このことから、社寺仏閣などの文化財も多く残っており、焼き物や藍染め等の伝統工芸や地域に根付いた行事、風習が今も引き継がれ、守られています。

市内には国道 1 号、名神高速道路といった交通の大動脈が走り、工業化の流れにのって多くの工場が進出してきました。また、京阪神への通勤圏として注目され、多くの住宅地が造成されて流入人口も急激に増加しました。このことに加え、市民の環境に対する考え方の多様化から、地域環境に与える影響が顕著に現れるようになりました。また、市民の生活は都市化し、その利便性は高まりましたが、資源やエネルギーの消費量は増大し、地球の温暖化など地球全体の環境に与える影響も深刻さを増してきています。

私たちには良好な環境のもと、健康で快適な生活を営む権利がありますが、同時に人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務も負っています。

このため、私たち一人ひとりが環境問題を正しく認識し、環境に配慮した行動を実践していかなければなりません。また、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で協力、協働して環境に関する施策を積極的に展開することも重要です。

このことから、環境の保全と豊かな環境の創造のための活動に積極的に取り組み、持続的発展が可能な社会を構築することを目指すとともに、湖南省の環境に対する基本的な事項を定め、環境施策の個別事項の規定を整備するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における環境の保全と創造について基本理念を定め、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活ができることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響のうち、環境の保全に支障をきたすおそれのある影響をいう。

(2) 環境の保全と創造 現在、市民が享受している良好な環境についてはこれを適正に保ち、現状で改善の余地のある事象については、市民、事業者及び市が各々の立場で行動してより豊かな環境を創り出すことをいう。

(3) 市民 市内に在住する者及び市内に勤務又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 健全で恵み豊かな環境は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、環境の保全と創造の活動には、次に掲げる事項に配慮して積極的に取り組むこととする。

(1) 環境優先の認識のもとに、自然と調和した恵み豊かな環境を次世代に着実に引き継ぐこと。

(2) 人の健康の保護、良好な生活環境の確保、自然環境の保全のために、大気、水、土壌等の環境の構成要素を良好な状態に保持すること。

(3) 「地域の環境は自らがつくる」を基本に、市民、事業者及び市は協働して自治運営すること。

(4) 地域の個性をいかし、市民の生活に潤いをもたらすために、伝統文化及び歴史遺産を発掘し、保全し、活用すること。

(5) 人の活動による地球温暖化などの地球環境問題が人類共通の課題になっているため、資源及びエネルギーの消費を抑制し、これらの循環的利用を図ること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すこと。

(市民等の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に従い、環境意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めることとする。

2 市民は、市の環境の保全と創造に関する施策の策定と実施に参加するとともに、地域における環境の保全と創造に関する活動に事業者及び市と協働して積極的に取り組むこととする。

3 市の区域内に一時滞在又は通行する者は、地域の環境への負荷の低減に努めることとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に定める基本理念に従い、環境の保全と創造に関

する社会的責任を認識してその事業活動に伴う周辺環境への支障を防止し、及び環境への負荷の低減に努めることとする。

- 2 事業者は、市が実施する環境に関する施策及び市民の環境活動に参加又は協働することとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に定める基本理念に従い、市の区域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する施策及び計画を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自ら率先して環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の環境の保全と創造に関する取り組みを支援又は協働するよう努めることとする。

- 3 市は、市民及び事業者が環境に関する意見を述べる機会を確保するための施策を講じるものとする。

(県等への協力要請等)

第7条 市長は、市の環境に関する施策の実施に関し、県及びその他の関係機関に協力又は連携して実施することを要請することができる。

- 2 市長は、市に関係する県及びその他の関係機関の環境に関する施策について意見を述べることができる。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市民は、環境基本計画の策定に際して、意見を述べることができる。

- 4 市は、環境基本計画の策定にあたっては、第17条で定める環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 6 市は、環境基本計画の目標年次の満了に際しては、その到達状況等について評価を行わなければならない。また、途中年次においても必要に応じて中間評価を行うこととする。

- 7 市は、前項の評価結果及び市を取り巻く状況の変化等から環境基本計画の見直しが必要になったときはこれを変更するものとする。

- 8 第3項から第5項までの規定は、前項の環境基本計画の変更についても準用する。

第2節 環境への配慮

(指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮しなければならない指針を策定する等必要な措置を講じるものとする。

2 市民又は事業者は、日常生活又は事業活動を前項の指針に適合させるよう努めるものとする。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮)

第11条 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業活動の指針を策定し、及び評価する等の環境への配慮をするよう努めるものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(教育及び学習)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするために、環境の保全と創造についての教育及び学習の推進について必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市民及び事業者は、環境の保全と創造についての教育及び学習について、市の施策に協力するとともに自らがそれに参画することができる。

(市民活動の促進等)

第13条 市は、市民及び事業者の環境の保全と創造についての活動が促進されるように、助言、指導及びその他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の収集及び開示)

第14条 市は、環境の状況その他環境に関する必要な情報の収集に努めるとともに、適切に開示するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に関わる環境の状況、環境の保全と創造に対する取り組み等について開示するよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第15条 市は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(技術交流、国際協力)

第16条 市は、国、県、大学、事業者、市民及び国際的に交流のある機関等と連携を図りつつ、環境の保全と創造についての情報交換、技術交流及び国際協力に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第 17 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全と創造に関して、基本的事項等を調査、審議させるため、湖南省環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の事項について調査、審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全と創造に関して識見を有する者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 雑則

(体制整備等)

第 18 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために体制整備等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

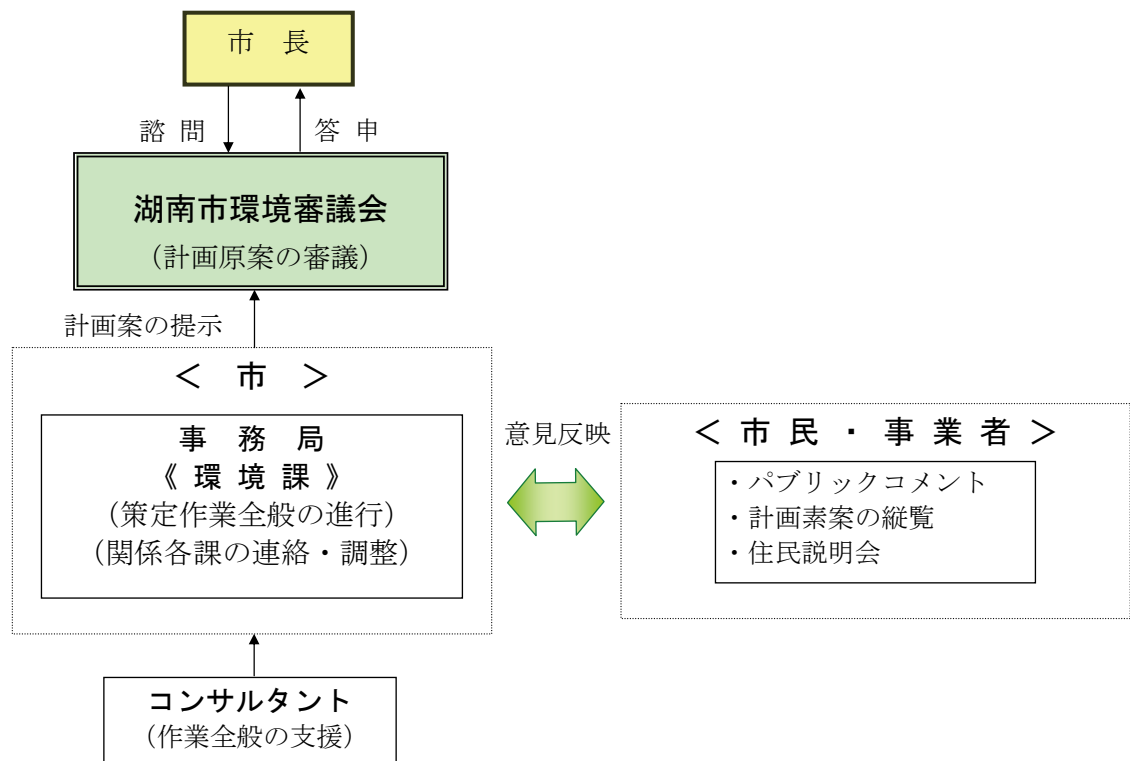
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2. 計画の策定体制と経過

(1) 策定体制



【湖南省環境審議会委員】

(平成 20 年 1 月 21 日現在、敬称略、順不同)

氏 名	所 属	区 分
◎ 日高 敏隆	総合地球環境学研究所顧問 元滋賀県立大学学長	学識経験者
○ 安本 典夫	立命館大学法学部教授	学識経験者
藤井 絢子	県環境生活協同組合理事長 菜の花プロジェクトネットワーク代表 環境省中央環境審議会委員	学識経験者
並河 正勝	湖南省教育委員長	学識経験者
池田 浅右衛門	特定非営利活動法人NPOびわ湖環境	学識経験者
藤井 文和	工業会 (TOTO)	工業代表
三浦 浩明	工業会 (ゴーシュー)	工業代表
山崎 浩	湖南工業団地協会 (東洋ガラス)	工業代表
三大寺 幸雄	甲賀郡森林組合	農林業代表
高畑 学	農業従事	農林業代表
小山 達慈	商工会	商業代表
中野 正義	区長会	市民代表
北村 典子	女性団体 (婦人会)	市民代表
廣井 美子	公 募	市民代表
寺嶋 千晶	公 募	市民代表
小林 泉	南部振興局甲賀県事務所環境農政部	行 政

(平成 20 年 4 月 1 日現在、敬称略、順不同)

氏 名	所 属	区 分
◎ 日高 敏隆	総合地球環境学研究所顧問 元滋賀県立大学学長	学識経験者
○ 安本 典夫	立命館大学法学部教授	学識経験者
藤井 絢子	県環境生活協同組合理事長 菜の花プロジェクトネットワーク代表 環境省中央環境審議会委員	学識経験者
並河 正勝	湖南省教育委員長	学識経験者
池田 浅右衛門	特定非営利活動法人NPOびわ湖環境	学識経験者
藤井 文和	工業会 (TOTO)	工業代表
三浦 浩明	工業会 (ゴーシュー)	工業代表
山崎 浩	湖南工業団地協会 (東洋ガラス)	工業代表
三大寺 幸雄	甲賀郡森林組合	農林業代表
高畑 学	農業従事	農林業代表
小山 達慈	商工会	商業代表
角島 啓一	区長会	市民代表
北村 典子	女性団体 (婦人会)	市民代表
廣井 美子	公 募	市民代表
寺嶋 千晶	公 募	市民代表
中村 敏博	南部振興局甲賀県事務所環境農政部	行 政

◎：湖南省環境審議会会長 ○：湖南省環境審議会副会長

(平成 21 年 4 月 1 日現在、敬称略、順不同)

氏 名		所 属	区 分
◎	日高 敏隆	総合地球環境学研究所顧問 元滋賀県立大学学長	学識経験者
○	安本 典夫	名城大学法学部教授	学識経験者
	藤井 絢子	県環境生活協同組合理事長 菜の花プロジェクトネットワーク代表 環境省中央環境審議会委員	学識経験者
	並河 正勝	湖南省教育委員長	学識経験者
	池田 浅右衛門	特定非営利活動法人 N P O びわ湖環境	学識経験者
	藤井 文和	工業会 (TOTO)	工業代表
	三浦 浩明	工業会 (ゴーシュー)	工業代表
	山崎 浩	湖南工業団地協会 (東洋ガラス)	工業代表
	三大寺 幸雄	甲賀郡森林組合	農林業代表
	高畑 学	農業従事	農林業代表
	小山 達慈	商工会	商業代表
	角島 啓一	区長会	市民代表
	北村 典子	女性団体 (婦人会)	市民代表
	廣井 美子	公 募	市民代表
	寺嶋 千晶	公 募	市民代表
	市木 繁和	甲賀環境・総合事務所環境課長	行 政

◎ : 湖南省環境審議会会長 ○ : 湖南省環境審議会副会長

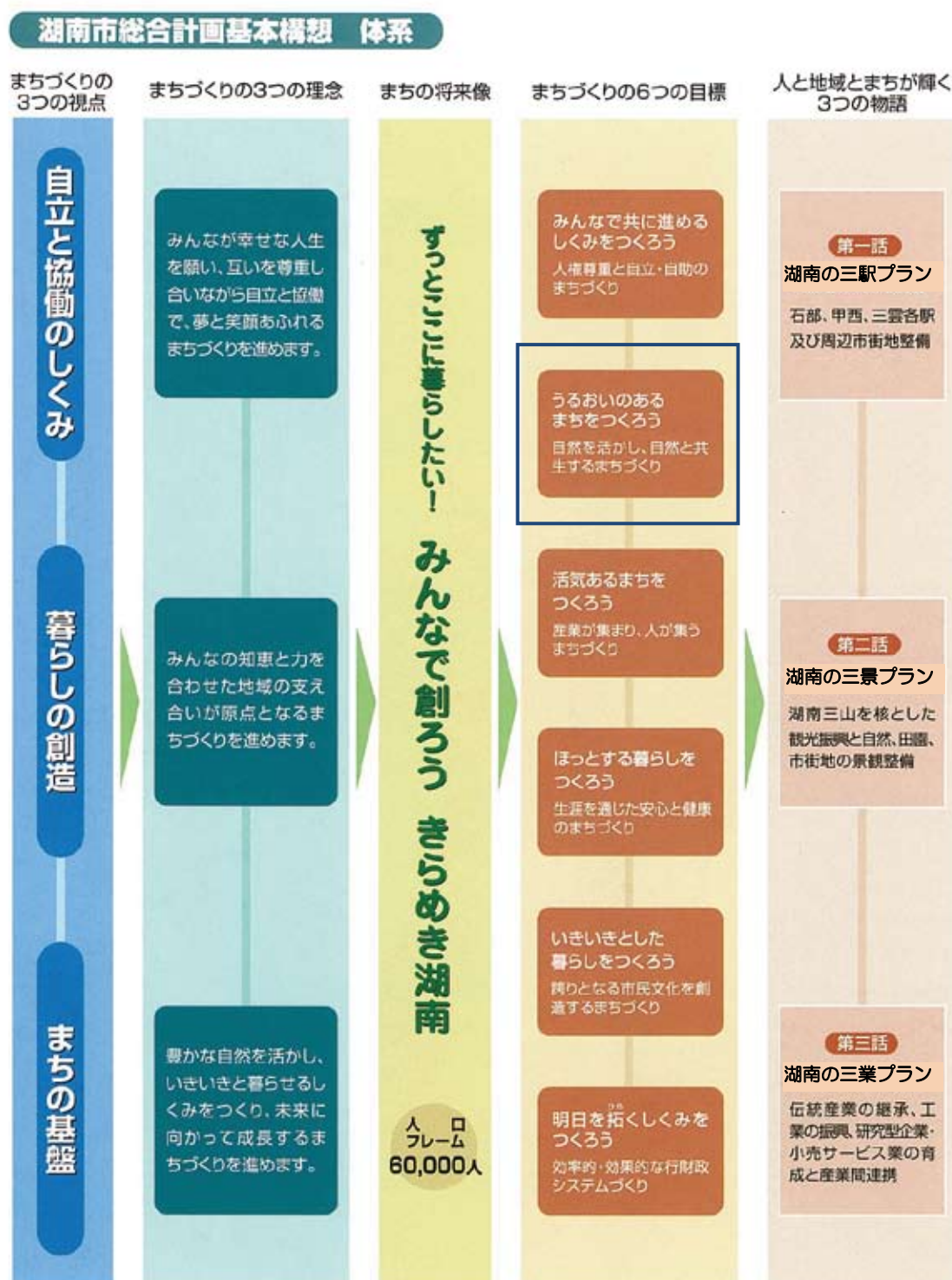
(2) 策定経過

年 月 日		項 目	主 な 内 容
平成 19 年度	1 月 21 日	第 1 回環境審議会	・ 湖南省環境審議会会議傍聴要領（案）について ・ 湖南省環境基本計画策定作業日程（案）について ・ 湖南省の環境に関する市民意識アンケート調査について
	2 月 18 日	第 2 回環境審議会	・ 湖南省環境審議会会議傍聴要領（案）の訂正について ・ 湖南省環境基本計画策定作業について
平成 20 年度	5 月 14 日	第 1 回環境審議会	・ 湖南省の環境に関する市民意識アンケート調査結果について ・ 計画の基本的事項について
	7 月 3 日	第 2 回環境審議会	・ 計画の基本的事項について ・ 湖南省の環境の現状と課題について
	9 月 25 日	第 3 回環境審議会	・ 第 2 回環境審議会フォロー事項について ・ 計画の目標について
	11 月 6 日	第 4 回環境審議会	・ 第 3 回環境審議会フォロー事項について ・ 未来像、基本施策および具体的取組み抽出の視点について
	12 月 24 日	第 5 回環境審議会	・ 基本施策の検討について ・ 未来像について
	1 月 29 日	第 6 回環境審議会	・ 環境未来像について ・ 具体的な取組み、重点プロジェクトの抽出について
	2 月 24 日	第 7 回環境審議会	・ 環境未来像の最終検討 ・ 重点プロジェクトについて ・ 環境自治の推進方策について
	3 月 25 日	第 8 回環境審議会	・ 計画原案の確認について
平成 21 年度	4 月 21 日	第 1 回環境審議会	・ 計画原案の最終確認について
	7 月 13 日	第 2 回環境審議会	・ 計画原案の最終確認について

3. 関連計画

(1) 湖南省総合計画〔平成 18(2006)年 10 月策定、平成 20(2008)年 3 月一部改定〕

「自立と協働のしくみ」「暮らしの創造」「まちの基盤」を視点として、まちづくりの 3 つの理念に基づき「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」をまちの将来像として掲げている。この将来像を実現するため 6 つの目標を設定しているが、このうち環境面では「うるおいのあるまちをつくろう」という中で自然を活かし、自然と共生するまちづくりを目指すこととしている。



基本目標2：うるおいのあるまちをつくろう（関連施策）

■環境の保全

森林の保全／河川環境の保全
／環境保全のためのルールづくり
／環境の美化・不法投棄の防止

■循環型社会の形成

省資源・リサイクルの推進
／ごみ処理体制の整備
／環境にやさしい暮らしの実践
／エネルギー対策の推進

■自然環境の活用

森と川に親しむ環境づくり
／自然と歴史にふれあうネットワークの形成

■上下水道の整備

上水道施設の整備と管理
／下水道施設の整備と管理

■身近な公園・緑地の整備

身近な公園と緑地の整備／レクリエーション場の充実
／災害時のオープンスペースとしての活用

基本構想の具体的な推進にあたっては、3つの重点プロジェクト構想（湖南の三駅プラン、湖南の三景プラン、湖南の三業プラン）の展開を図っている。また、土地利用では地域特性を考慮して市域を6つのゾーンに区分し、各ゾーンの都市機能及び自然環境の保全・活用に向けた整備方針を示している。

湖南の三駅プラン…石部、甲西、三雲各駅及びその周辺の市街地整備

湖南の三景プラン…湖南三山を核とした観光振興、自然保全と田園、市街地の景観整備

湖南の三業プラン…伝統的産業、工業、研究・小売サービス業の振興と連携

各ゾーンの今後の整備方針

東部都市ゾーン ～東部・にぎわいの街～

三雲駅前周辺市街地整備／国道1号バイパス沿線の商業集積／工業団地の環境整備
／農地の保全／河川環境の保全／住宅地の生活環境の充実など

中部都市ゾーン ～中部・集いの街～

甲西駅前周辺市街地整備・商業集積／河川環境の保全／道路ネットワークの整備など

西部都市ゾーン ～西部・やすらぎの街～

石部駅の機能充実／国道1号バイパス沿線の商業集積／旧街道筋の環境整備
／農地の保全／河川環境の保全／道路ネットワークの整備など

農住共生ゾーン

農地の保全／計画的かつ良好な住環境の整備など

北部森林田園ゾーン ～自然あふれる癒しの森～

森林の保全と活用／社寺等を結ぶ遊歩道などの整備など

南部森林ゾーン ～生命輝くうるおいの森～

森林の保全と活用／歴史遺産周辺整備／各歴史遺産を結ぶ遊歩道などの整備
／森林レクリエーション機能の充実など

(2) 湖南省環境基本条例〔平成 19(2007)年 7 月 1 日施行〕

市民が主役の「環境自治」をはじめとする「自然との調和」「良好な生活環境の確保」「歴史・伝統文化の継承」「地球環境の保全」の 5 つの基本理念（下図参照）とともに、環境基本計画の策定や環境の保全と創造を推進するための施策を定めている。また、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協力、協働して総合的・計画的にそれらを推進していくため、各主体の責務を規定し、指針に基づいて環境への配慮を行うこととしている。さらに、市は環境審議会ほかの体制を整備して環境保全に取り組むとともに、講じた施策については報告書を作成・公表することが定められている。

湖南省環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第 3 条 健全で恵み豊かな環境は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、環境の保全と創造の活動には、次に掲げる事項に配慮して積極的に取り組むこととする。

- (1) 環境優先の認識のもとに、自然と調和した恵み豊かな環境を次世代に着実に引き継ぐこと。
- (2) 人の健康の保護、良好な生活環境の確保、自然環境の保全のために、大気、水、土壌等の環境の構成要素を良好な状態に保持すること。
- (3) 「地域の環境は自らがつくる」を基本に、市民、事業者及び市は協働して自治運営すること。
- (4) 地域の個性をいかし、市民の生活に潤いをもたらすために、伝統文化及び歴史遺産を発掘し、保全し、活用すること。
- (5) 人の活動による地球温暖化などの地球環境問題が人類共通の課題になっているため、資源及びエネルギーの消費を抑制し、これらの循環的利用を図ること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すこと。

(3) 湖南省市民憲章〔平成 17(2005)年 11 月 20 日制定〕

（全文）

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切にし、
自然と調和したまちをつくります。
- 一、たがいの人権を認めあい、
思いやりのあるまちをつくります。
- 一、子供が健やかに育ち、
障がい者や老人をはじめ、
だれもが安心して暮らせるまちをつくります。
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、
香り高い文化のまちをつくります。
- 一、社会の規律を守り、
安全で住みよいまちをつくります。

(4) 第三次環境基本計画（国）〔平成 18(2006)年 4 月閣議決定〕

平成 5(2003)年の環境基本法制定を受け、翌年に「循環」「共生」「参加」「国際的取組み」を環境政策の理念とする第一次環境基本計画が閣議決定された。その後、平成 12(2000)年に第二次環境基本計画、さらに、5 年の経過を経て再度見直しが行われ、平成 18(2006)年 4 月に第三次環境基本計画が閣議決定された。

いずれの見直しにおいても当初の政策理念は踏襲されたが、第三次計画では新たなテーマとして「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的向上」が打ち出されている。また、このほかにも「環境保全の観点からの持続可能な国土・自然の形成」などの環境政策展開の方向性が示されており、事象別に 6 つの分野と事象横断的に 4 つの分野で重点政策プログラムが計画されている。

今後の環境政策の展開の方向と重点政策プログラム

①環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上

- ・環境性能の優れた技術や製品が新たな経済活動を生み出す「環境と経済の好循環」
- ・環境への取組みが地域コミュニティを活性化の統合的向上
- ・環境保全と新しいかたちの豊かな暮らしを同時に求める個人が主体となる取組みの促進

②環境保全の観点からの持続可能な国土・自然の形成

- ・自然環境の多様性の維持と質の回復・向上による、ストックとしての国土の価値の増大
- ・既存ストックの活用や農林水産業の機能にも着目した、持続可能な国土づくりの推進

③技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組み

- ・科学的知見及び科学技術の充実、施策決定における最大限の科学的知見の追求
- ・予防的な取組み方法の考え方に基づく不確実性を踏まえた政策決定と柔軟な施策変更

④国・地方公共団体・国民の新たな役割と参画・協働の推進

- ・三位一体の改革を踏まえた役割分担やNPO等との連携強化
- ・施策プロセスへの広範な主体による参画の促進
- ・行政と国民とのコミュニケーションの質量両面からの向上

⑤国際的な戦略を持った取組みの強化

- ・国際的枠組みでの持続可能な開発を目指した戦略的な取組みの強化
- ・国際的なルールづくりへの積極的な参画

⑥長期的な視野からの政策形成

- ・50 年といった長期的な視野を持った取組みに関する「超長期ビジョン」の策定
- ・長期的な取組みのための知見の充実

事象別分野

- 地球温暖化問題に対する取組み
- 物質循環の確保と循環型社会の構築
- 都市における良好な大気環境の確保
- 環境保全上健全な水循環の確保
- 化学物質の環境リスクの低減
- 生物多様性の保全

事象横断的分野

- 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
- 環境保全の人づくり・地域づくり推進
- 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
- 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組みの推進

(5) 新滋賀県環境総合計画〔平成16(2004)年3月策定〕

以下に示す長期的な目標を実現するため、環境と共生したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に向けて、県民との協働により新しいモデルを創造していくこととして、「あなたとつくる“環境滋賀モデル”～琵琶湖から世界へ～」を目指した計画である。

【長期的な目標】

既存の社会のあり方や生活様式を見直し、環境自治の精神に基づき、環境への負荷を環境の復元能力の範囲内に抑えながらも、環境の恵沢の享受による新たな活力を得ることが可能となる、持続可能な発展をする社会を構築する。

また、これらのことを踏まえて、環境保全施策は次の4つの基本方針に基づいて展開されている。

- 共生（生態系と共生する）
- 循環（循環を基調とした環境負荷の少ない社会をめざす）
- 自治（県民、事業者の主体的な取組みによる環境保全を推進する）
- 協働（各主体の協働と連携による取組みを展開する）

さらに以下の5つの戦略プロジェクトが掲げられている。

- 環境を支える人づくり
- 資源循環型社会の実現
- 琵琶湖と流域の環境の回復
- 環境リスクの低減
- 環境保全への基盤づくり

地域別では県内を7つに区分し、それぞれの地域において環境づくりの方向、取組み、推進体制が示されている。湖南市が属する甲賀地域については、「人の環で進めよう鹿深（かふか）の里づくり」をテーマとして以下のような内容となっている。

（環境づくりの方向）

「豊かな自然、環境に恵まれた甲賀地域」をめざし、「環境に配慮した鹿深の里づくり事業～山辺から水辺まで～」を統一テーマに推進

（環境づくりの取組み）

- 生ごみや家畜ふん尿等の有機資源の資源循環農業の推進
- 住民や事業者によるパトロールで不法投棄撲滅作戦の展開
- 多自然型川づくりの推進
- 所有者とボランティアとの協働による里山保全の推進
- 流域アジェンダの推進

国土利用計画法第8条の規定に基づいて、長期にわたって安定し、かつ均衡ある土地利用を確保することを目的として、湖南省における土地利用の必要事項を定めた計画である。第四次国土利用計画（全国計画）及び滋賀県国土利用計画（第三次）を基本としながら、湖南省総合計画との整合性を保ち、進行中のプロジェクトを踏まえて、計画的かつ適正な土地利用の誘導と市民の生活利便性向上が目指されている。

上位計画

- 第四次国土利用計画（全国計画）
- 滋賀県国土利用計画（第三次）

- 国道1号バイパスの整備
- JR草津線の複線化
- 新名神高速道路の整備など

方針5 自ら守り育む土地利用



(7) 湖南省生活環境保全条例〔平成 19(2007)年 1 月 1 日施行〕

すべての市民の健康で快適な生活環境の確保に向けて、周辺環境を適切に保全していくため、市・事業者・市民に対して右に示すような責務を明らかにし、それぞれの立場で実行していくことを目的として制定された条例である。

具体的な内容として、

●市への事前相談・事前協議

(生活環境に影響を与えるおそれのある新規事業や、施設増築・事業拡張が対象)

●周辺地域への環境影響の事前周知要請

●環境保全協定の締結(市⇄事業者)

●事業者の自主的環境管理

●市の立入調査

などについて定めている。

市の責務

- 事業者への助言・指導
- 広域的公害防止対策の推進
- 市民の環境保全意識の高揚

事業者の責務

- 排水、ばい煙などの監視、記録
- 環境保全技術の研究開発
- 環境保全体制の確立
- 苦情、紛争の適正な処理
- 環境汚染防止のための最大努力

市民の責務

- 所有地・公共施設等の周辺環境美化
- 環境保全施策への積極的な協力

各主体が守るべき事項

製造・加工の事業、廃棄物の処理、廃品から有価物の回収を行う事業の事業者

- 公害防止施設の適正稼働
- 廃棄物の減量化及び適正処理
- 事故時の措置
- 法規制対象以外の騒音・振動・悪臭の防止
- 化学物質の適正管理
- 油類などの流出防止

店舗や飲食店、建設業などの事業を行う事業者

- 法規制対象以外の騒音・振動・悪臭の防止
- カラオケ騒音の防止
- 公共用水路、道路の汚濁防止

市民一人ひとり

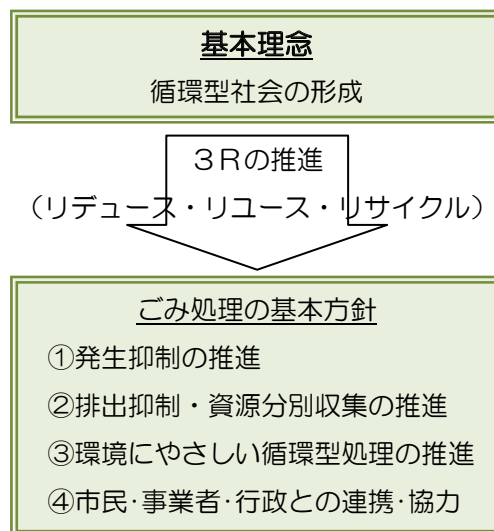
- 静穏の保持(迷惑となる生活騒音の抑制)
- 廃棄物等の野外焼却の禁止
- 生活排水の浄化、浮遊物の除去
- 公共の場所における清潔の保持
- ペットのふんなどの放置禁止
- 腐敗物の放置等による悪臭の防止

(8) 湖南省一般廃棄物処理基本計画〔平成 19(2007)年 3 月策定〕

廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定するもので、湖南省総合計画に定められている一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策を示した計画である。計画期間は平成 19(2007)年度から平成 29(2017)年度までの 11 年間で、平成 22(2010)年度を中間目標年度、平成 27(2015)年度を計画目標年度として、毎年度策定する実施計画にしたがって施策を進めていくこととしている。

■ごみ処理基本計画

ごみ処理に関しては、循環型社会の形成を基本理念として、3R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進するため右の 4 つの基本方針を定めている。また、ごみの総排出量及び処理量に関する将来予測を踏まえて、減量化・リサイクル、最終処分量の削減について目標値を設定するとともに、その達成に向けて行政（国・県・市）、市民、事業者が果たすべき役割を示している。さらに、各主体ごとの減量・リサイクルの具体的な方策のほか、市が行う分別・収集・運搬、中間処理、最終処分に関する計画を定めている。



湖南省におけるごみの減量化目標

【総排出量及び排出量の削減目標】（総排出量＝排出量＋資源集団回収量、排出量＝家庭系＋事業系）

- ◆総排出量(g/人・日) 現状[平成 17(2005)年度]：926 g
⇒平成 22(2010)年度：880 g (5%減)、平成 27(2015)年度：846 g (約 9%減)
- ◆排出量(g/人・日) 現状[平成 17(2005)年度]：880 g
⇒平成 22(2010)年度：827 g (6%減)、平成 27(2015)年度：783 g (11%減)

【リサイクルの目標】

- ◆リサイクル率 現状[平成 17(2005)年度]：14.1%
⇒平成 22(2010)年度：20%、平成 27(2015)年度：24%

【最終処分量の削減目標】

- ◆最終処分量(t/年) 現状[平成 17(2005)年度]：1,829 t
⇒排出量の削減及びリサイクルの推進により、現状に対して更なる削減を図る

■生活排水処理基本計画

清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るため、より一層の生活排水処理施設の整備とともに、一般家庭等から生じる生活排水の衛生的な処理、また、それらとあわせて、し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び汚泥等の有効利用推進を基本理念としている。このため、公共下水道の整備と下水道整備認可区域外等における合併処理浄化槽の設置促進を基本方針とし、平成 27(2015)年度における生活排水処理率の具体的な目標値として 96.0%〔平成 17(2005)年度現在で 83.7%〕を掲げている。

4. アンケート結果

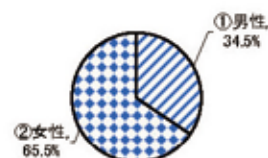
(1) 調査の概要

- 1) 調査実施期間
平成20年3月7日～同3月24日
- 2) 調査対象
無作為に抽出した市民2,000名
- 3) 調査方法
調査対象者にアンケート票を郵送にて配布。アンケート回答後、同封の返信封筒を用いて郵送にて回収を行いました。
- 4) 回答率
29% (574件/2000件)

(2) あなた自身のことについて

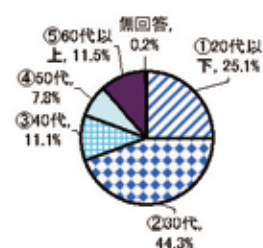
1) 性別

	① 男性	② 女性	無 回 答	回 答 数
回答者数	198	376	0	574
割合 (%)	34.5%	65.5%	0.0%	100.0%



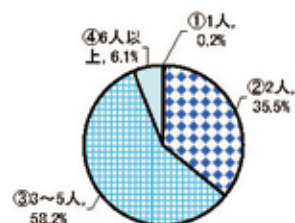
2) 年齢

	① 以 下 十 代	② 三 十 代	③ 四 十 代	④ 五 十 代	⑤ 以 上 十 代	無 回 答	回 答 数
回答者数	144	254	64	45	66	1	574
割合 (%)	25.1%	44.3%	11.1%	7.8%	11.5%	0.2%	100.0%



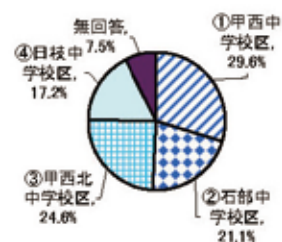
3) 家族は何人ですか

	① 1 人	② 2 人	③ 3 人 以 上	④ 6 人 以 上	無 回 答	回 答 数
回答者数	1	204	334	35	0	574
割合 (%)	0.2%	35.5%	58.2%	6.1%	0.0%	100.0%



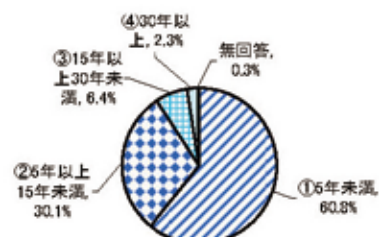
4) どちらの校区にお住まいですか

	① 校 甲 区 西 中 学	② 校 石 区 部 中 学	③ 学 甲 校 西 区 北 中	④ 校 日 区 枝 中 学	無 回 答	回 答 数
回答者数	170	121	141	99	43	574
割合 (%)	29.6%	21.1%	24.6%	17.2%	7.5%	100.0%



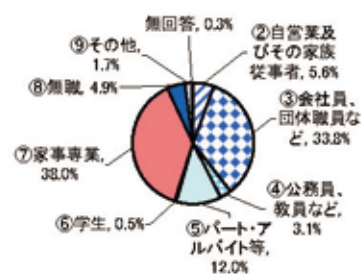
5) 湖南省に何年ぐらい住んでいますか

	① 5 年 未 満	② 5 年 未 満 以 上 十 年 未 満	③ 十 年 未 満 以 上 十 五 年 未 満	④ 十 五 年 未 満 以 上	無 回 答	回 答 数
回答者数	349	173	37	13	2	574
割合 (%)	60.8%	30.1%	6.4%	2.3%	0.3%	100.0%



6) 主にどのような職業に携わっていますか

	① 農林漁業	② 事業者 自営業 家族及び 従事者	③ 会社員 職員など 団体	④ 公務員 教員など	⑤ アルバイト・ パート等	⑥ 学生	⑦ 家事専業	⑧ 無職	⑨ その他	無回答	回答数
回答者数	0	32	194	18	69	3	218	28	10	2	574
割合 (%)	0.0%	5.6%	33.8%	3.1%	12.0%	0.5%	38.0%	4.9%	1.7%	0.3%	100.0%



(3) 普段の行動やご家庭での取り組みについて

1) 以下の行動内容についてお尋ねします。

1. 停車中、駐車中は車のエンジンを切っている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	199	273	57	22	23	574
割合 (%)	34.7%	47.6%	9.9%	3.8%	4.0%	100.0%

2. 台所用洗剤、洗濯用洗剤などの使用量を控えている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	113	272	157	20	12	574
割合 (%)	19.7%	47.4%	27.4%	3.5%	2.1%	100.0%

3. 生ごみを直接流さないように水切りストレイナーなどを使っている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	505	47	10	7	5	574
割合 (%)	88.0%	8.2%	1.7%	1.2%	0.9%	100.0%

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	390	170	9	2	3	574
割合 (%)	67.9%	29.6%	1.6%	0.3%	0.5%	100.0%

5. 家ではごみを燃やさないようにしている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	533	24	4	8	5	574
割合 (%)	92.9%	4.2%	0.7%	1.4%	0.9%	100.0%

6. 犬の散歩の際、糞の始末をしている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	271	23	5	14	261	574
割合 (%)	47.2%	4.0%	0.9%	2.4%	45.5%	100.0%

7. 電車やバスなどの公共交通機関の利用を心掛けている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	48	66	306	141	13	574
割合 (%)	8.4%	11.5%	53.3%	24.6%	2.3%	100.0%

8. 近い所には徒歩や自転車で出かけ、マイカーの利用は控えている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	62	186	237	78	11	574
割合 (%)	10.8%	32.4%	41.3%	13.6%	1.9%	100.0%

9. エアコンの使用を控えたり設定温度に注意し、節電に心がけている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	211	287	61	8	7	574
割合 (%)	36.8%	50.0%	10.6%	1.4%	1.2%	100.0%

10. お風呂は家族が続けて入るようにし、湯かし直しを少なくしている

	① 必ず そう	② そだ うい すた るい	③ ない まり し	④ しま なつ いた く	無 回 答	回 答 数
回答者数	219	245	93	11	6	574
割合 (%)	38.2%	42.7%	16.2%	1.9%	1.0%	100.0%

11. 買い物にはマイバッグ（エコバッグ）を使い、レジ袋をもらわない 12. 牛乳パックや食品トレイは店頭回収などに出している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	161	245	107	56	5	574
割合 (%)	28.0%	42.7%	18.6%	9.8%	0.9%	100.0%

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	250	104	109	108	3	574
割合 (%)	43.6%	18.1%	19.0%	18.8%	0.5%	100.0%

13. 食材として市内でとれた農作物をできるだけ使うようにしている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	49	165	280	70	10	574
割合 (%)	8.5%	28.7%	48.8%	12.2%	1.7%	100.0%

14. 歯磨き・洗顔・炊事・入浴等では、こまめに水を止めている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	221	287	49	12	5	574
割合 (%)	38.5%	50.0%	8.5%	2.1%	0.9%	100.0%

15. 洗濯はまとめ洗いをし、節電や節水に心がけている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	278	252	32	6	6	574
割合 (%)	48.4%	43.9%	5.6%	1.0%	1.0%	100.0%

16. 川、川、用水路などの清掃活動や美化活動に参加・協力している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	96	160	168	137	13	574
割合 (%)	16.7%	27.9%	29.3%	23.9%	2.3%	100.0%

17. 雨水をためて庭や花だんなどの水やり利用している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	31	47	171	292	33	574
割合 (%)	5.4%	8.2%	29.8%	50.9%	5.7%	100.0%

18. 身近な生き物（ホタルなど）のすみかを荒らさないよう注意している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	207	230	76	24	37	574
割合 (%)	36.1%	40.1%	13.2%	4.2%	6.4%	100.0%

19. 里山保全などのボランティア活動に参加している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	6	29	110	410	19	574
割合 (%)	1.0%	5.1%	19.2%	71.4%	3.3%	100.0%

20. 外出時に出たごみは持ち帰っている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	216	244	90	19	5	574
割合 (%)	37.6%	42.5%	15.7%	3.3%	0.9%	100.0%

21. 山や水辺に親しむ機会をできるだけ増やしている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	58	221	232	48	15	574
割合 (%)	10.1%	38.5%	40.4%	8.4%	2.6%	100.0%

22. 近所の人たちと協力して地区の歴史資源や文化の継承に努めている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	10	54	199	288	23	574
割合 (%)	1.7%	9.4%	34.7%	50.2%	4.0%	100.0%

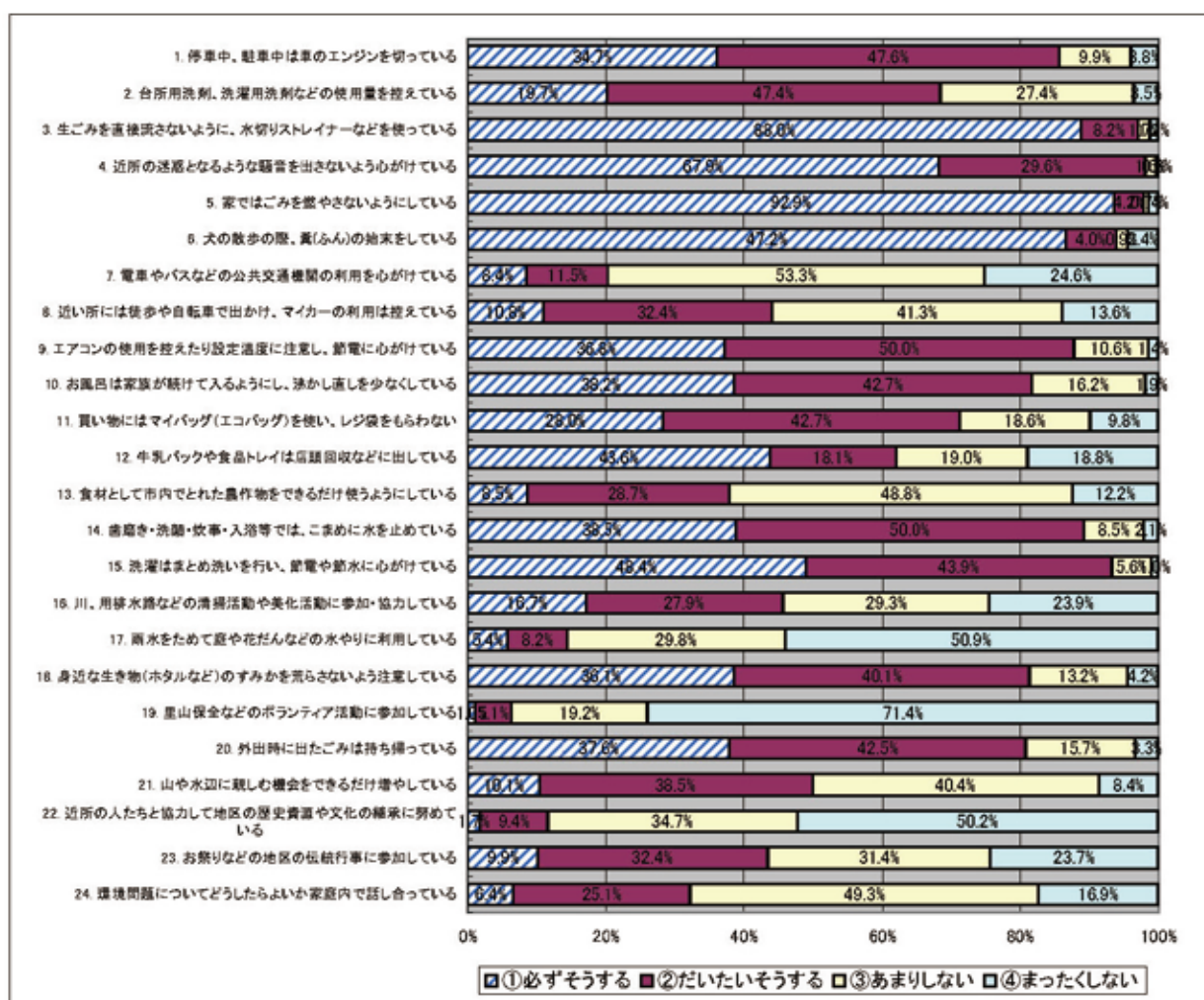
23. お祭りなどの地区の伝統行事に参加している

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	57	186	180	136	15	574
割合 (%)	9.9%	32.4%	31.4%	23.7%	2.6%	100.0%

24. 環境問題についてどうしたらよいか家庭内で話し合っている

	① す 必 ず そ う	② そ だ う い す た い	③ な あ い ま り し	④ し ま な つ た く	無 回 答	回 答 数
回答者数	37	144	283	97	13	574
割合 (%)	6.4%	25.1%	49.3%	16.9%	2.3%	100.0%

	①必ず そうする	②だいたい そうする	③あまり しない	④まったく しない
1. 停車中、駐車中は車のエンジンを切っている	34.7%	47.6%	9.9%	3.8%
2. 台所用洗剤、洗濯用洗剤などの使用量を控えている	19.7%	47.4%	27.4%	3.5%
3. 生ごみを直接流さないように、水切りストレイナーなどを使っている	88.0%	8.2%	1.7%	1.2%
4. 近所の迷惑となるような騒音を出さないよう心がけている	67.9%	29.6%	1.6%	0.3%
5. 家ではごみを燃やさないようにしている	92.9%	4.2%	0.7%	1.4%
6. 犬の散歩の際、糞(ふん)の始末をしている	47.2%	4.0%	0.9%	2.4%
7. 電車やバスなどの公共交通機関の利用を心がけている	8.4%	11.5%	53.3%	24.6%
8. 近い所には徒歩や自転車で出かけ、マイカーの利用は控えている	10.8%	32.4%	41.3%	13.6%
9. エアコンの使用を控えたり設定温度に注意し、節電に心がけている	36.8%	50.0%	10.6%	1.4%
10. お風呂は家族が続けて入るようにし、沸かし直しを少なくしている	38.2%	42.7%	16.2%	1.9%
11. 買い物にはマイバッグ(エコバッグ)を使い、レジ袋をもらわない	28.0%	42.7%	18.6%	9.8%
12. 牛乳パックや食品トレイは店頭回収などに出している	43.6%	18.1%	19.0%	18.8%
13. 食材として市内でとれた農作物をできるだけ使うようにしている	8.5%	28.7%	48.8%	12.2%
14. 歯磨き・洗顔・炊事・入浴等では、こまめに水を止めている	38.5%	50.0%	8.5%	2.1%
15. 洗濯はまとめて洗いをし、節電や節水に心がけている	48.4%	43.9%	5.6%	1.0%
16. 川、用排水路などの清掃活動や美化活動に参加・協力している	16.7%	27.9%	29.3%	23.9%
17. 雨水をためて庭や花だんなどの水やりに利用している	5.4%	8.2%	29.8%	50.9%
18. 身近な生き物(ホテルなど)のすみかを荒らさないよう注意している	38.1%	40.1%	13.2%	4.2%
19. 里山保全などのボランティア活動に参加している	1.0%	5.1%	19.2%	71.4%
20. 外出時に持たざるごみは持ち帰っている	37.6%	42.5%	15.7%	3.3%
21. 山や水辺に親しむ機会をできるだけ増やしている	10.1%	38.5%	40.4%	8.4%
22. 近所の人たちと協力して地区の歴史資源や文化の継承に努めている	1.7%	9.4%	34.7%	50.2%
23. お祭りなどの地区の伝統行事に参加している	9.9%	32.4%	31.4%	23.7%
24. 環境問題についてどうしたらよいか家庭内で話し合っている	9.4%	25.1%	49.3%	16.9%

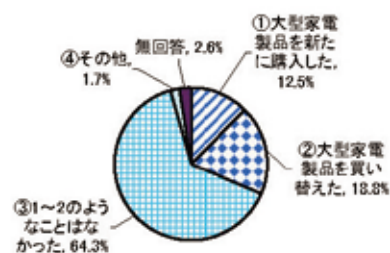


“家でごみを燃やさない”、“生ごみの水切りストレイナーを使用”、について必ずそうするという人が多く、“里山保全などのボランティア活動への参加”や“雨水をためて水やりへ利用する”について、まったくしないという人が多くなっています。

2) 最近あなたのご家庭で次のようなことがありましたか

①家電製品などについて

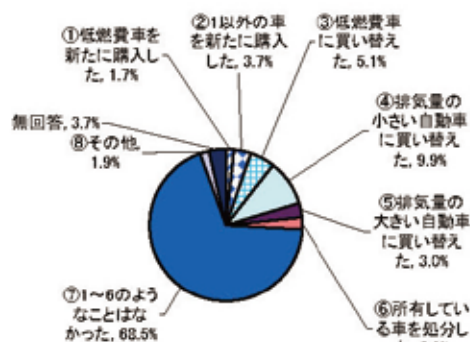
	① 新たに家電製品を 購入した	② 大型家電製品を 買い替えた	③ こーと二の なかつた	④ その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	72	108	369	10	15	574
割合 (%)	12.5%	18.8%	64.3%	1.7%	2.6%	100.0%



約3割の人が大型家電を新たに購入、もしくは買い替えています。

②所有している自動車について

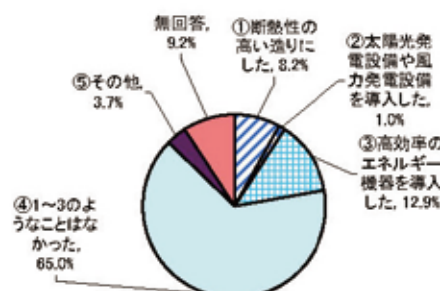
	① 低燃費車を 購入した	② 1以外の車に 購入した	③ 低燃費車に 買い替えた	④ 排気量の 小さい車に 買い替えた	⑤ 排気量の 大きい車に 買い替えた	⑥ 車を処分した	⑦ かなーつと はな	⑧ その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	10	21	29	57	17	15	393	11	21	574
割合 (%)	1.7%	3.7%	5.1%	9.9%	3.0%	2.6%	68.5%	1.9%	3.7%	100.0%



約2割の人が、低燃費車や排気量の小さい車に買い替えたり、所有していた車の台数が減ったと答えています。

③住んでいる家について

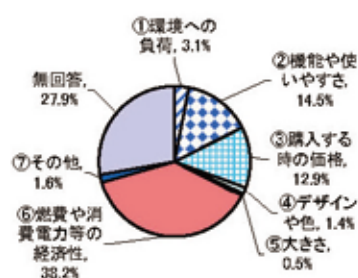
	① 断熱性の 高い	② 太陽光発電 設備や風力 発電設備を 導入した	③ 高効率の エネルギー 機器を導入 した	④ こーと三 のなかつた	⑤ その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	47	6	74	373	21	53	574
割合 (%)	8.2%	1.0%	12.9%	65.0%	3.7%	9.2%	100.0%



約2割の人が、高効率のエネルギー機器を導入したり、断熱性の高い造りにするなどの配慮を行っています。

3) 前問2) ①②③のことを行った際、何を一番考えましたか？

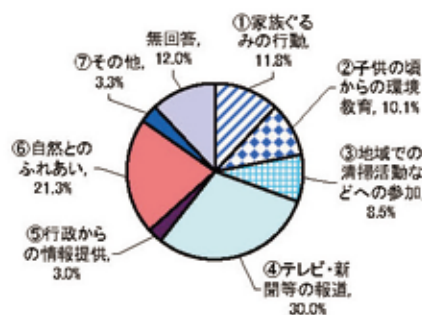
	① 環境への 負荷	② 機能や使 いやす さ	③ 購入する 時の価 格	④ デザイン や色	⑤ 大きさ	⑥ 燃費や消 費電力 等の経 済性	⑦ その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	18	83	74	8	3	219	9	160	574
割合 (%)	3.1%	14.5%	12.9%	1.4%	0.5%	38.2%	1.6%	27.9%	100.0%



上記の取り組みを検討するとき、最も重視することに「燃費や消費電力等の経済性」を上げる人が約4割と最も多くなっています。

4) 環境に関心を持つために、あなたが普段から心掛けていることは何ですか？

	① 家族ぐる みの行 動	② 環境教育 の場から の	③ 地域など での清掃 参加活	④ テレビ・ 新聞等 の報道	⑤ 行政から の情報提 供	⑥ 自然との ふれあ い	⑦ その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	68	58	49	172	17	122	19	69	574
割合 (%)	11.8%	10.1%	8.5%	30.0%	3.0%	21.3%	3.3%	12.0%	100.0%



環境への関心を持つために、約3割の人がテレビ・新聞等の報道を、約2割の人が自然とのふれあいを心掛けています。

(4) あなたの身近における環境について

1) お住いの近くの環境に対して、満足していますか？

1. 空気のさわやかさ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	155	304	76	33	6	574
割合 (%)	27.0%	53.0%	13.2%	5.7%	1.0%	100.0%

2. 川の水のきれいさ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	63	280	158	55	18	574
割合 (%)	11.0%	48.8%	27.5%	9.6%	3.1%	100.0%

3. 地域の静かさ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	172	261	93	41	7	574
割合 (%)	30.0%	45.5%	16.2%	7.1%	1.2%	100.0%

4. 緑の豊かさ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	197	302	52	14	9	574
割合 (%)	34.3%	52.6%	9.1%	2.4%	1.6%	100.0%

5. 地域の清潔さ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	73	244	162	79	16	574
割合 (%)	12.7%	42.5%	28.2%	13.8%	2.8%	100.0%

6. 街並みの美しさ

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	60	316	140	46	12	574
割合 (%)	10.5%	55.1%	24.4%	8.0%	2.1%	100.0%

7. 歴史や伝統文化との接しやすさ

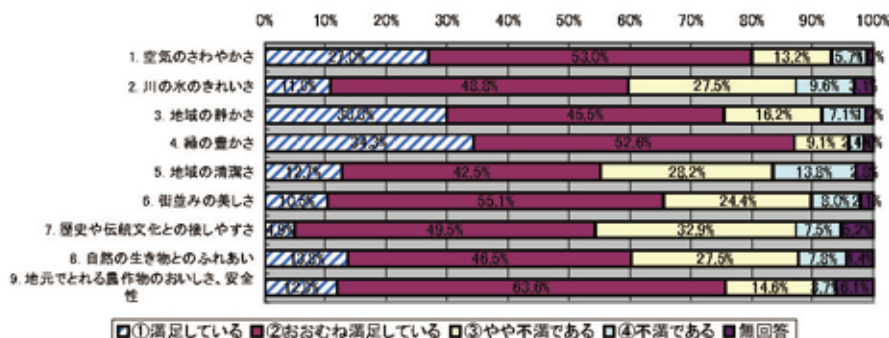
	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	28	284	189	43	30	574
割合 (%)	4.9%	49.5%	32.9%	7.5%	5.2%	100.0%

8. 自然の生き物とのふれあい

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	79	267	158	45	25	574
割合 (%)	13.8%	46.5%	27.5%	7.8%	4.4%	100.0%

9. 地元でとれる農作物のおいしさ、安全性

	① い 満 足 し て	② い 満 お る 足 お し む て ね	③ で や あ る や 不 満	④ る 不 満 で あ	無 回 答	回 答 数
回答者数	69	365	84	21	35	574
割合 (%)	12.0%	63.6%	14.6%	3.7%	6.1%	100.0%

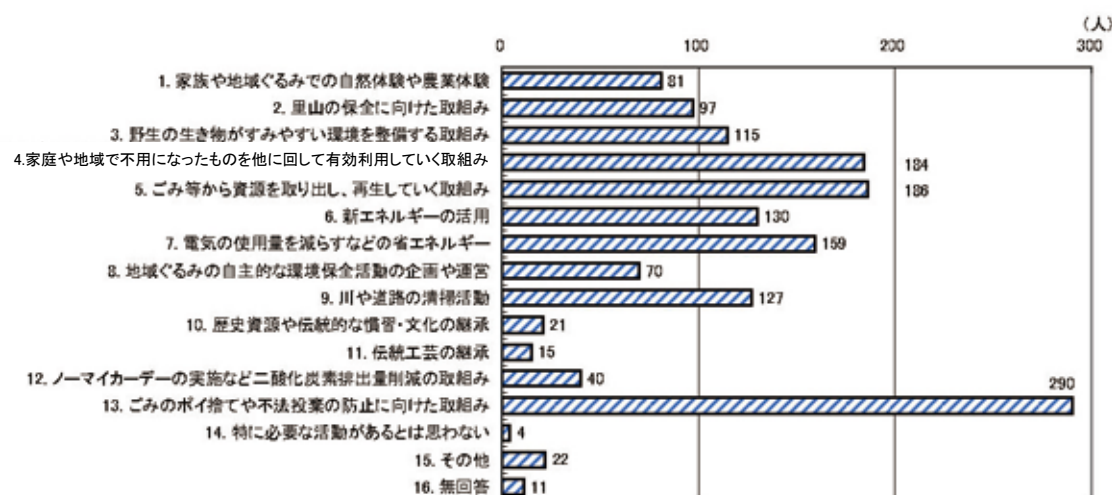


住まいの身近な環境に対し、“緑の豊かさ”や、“地域の静かさ”への満足度は高い一方で、“地域の清潔さ”や“川の水のきれいさ”については不満足が高くなっています。

2) 身近な地域の環境を保全していく上でどのような取組みが必要だと思いますか (3つまで)

	1 家族や地域ぐるみでの自然体験や農業体験	2 里山の保全に向けた取組み	3 野生の生き物がすみやすい環境を整備する取組み	4 家庭や地域で不用になったものを他に回して有効利用していく取組み	5 ごみ等から資源を取り出し、再生していく取組み	6 新エネルギーの活用	7 電気の使用量を減らすなどの省エネルギー	8 地域ぐるみの自主的な環境保全活動の企画や運営	9 川や道路の清掃活動	10 歴史資源や伝統的な慣習・文化の継承
回答者数	81	97	115	184	186	130	159	70	127	21
割合 (%)	14.1%	16.9%	20.0%	32.1%	32.4%	22.6%	27.7%	12.2%	22.1%	3.7%

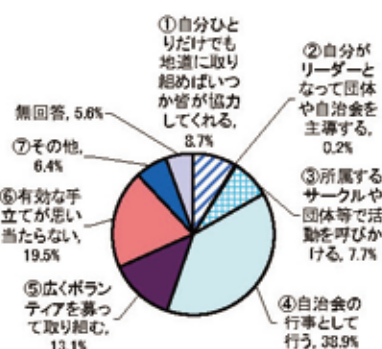
	11 伝統工芸の継承	12 ノーマイカーデーの実施など二酸化炭素排出量削減の取組み	13 ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた取組み	14 特に必要な活動があるとは思わない	15 その他	無回答	回答総数	回答数
回答者数	15	40	290	4	22	11	1,552	574
割合 (%)	2.6%	7.0%	50.5%	0.7%	3.8%	1.9%	270.4%	100.0%



身近な地域の環境を保全するために、約半数の人が「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた取組み」が必要と考えており、3割の人が「ごみ等からの資源の再生利用」や「不用になったものの有効利用」を考えています。

3) 前問2)の活動を進めていくとしたらどのように取り組みますか

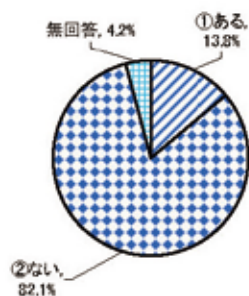
	① ①に自分ひとりで協力してくれる	② ②自分やリーダーと団体や自治会を主導する	③ ③所属するサークルや団体等で活動と呼びかける	④ ④自治会の行事として行う	⑤ ⑤広くボランティアを募って取り組む	⑥ ⑥有効な手立てが思い当たらない	⑦ ⑦その他	無回答	回答数
回答者数	50	1	44	223	75	112	37	32	574
割合(%)	8.7%	0.2%	7.7%	38.9%	13.1%	19.5%	6.4%	5.6%	100.0%



上記の活動を進めるために、“自治会の行事として行う”とする人が約4割と多くっており、次いで約2割の人が“有効な手立てが思い当たらない”と答えています。

4) 前問3)に関連してあなたは環境保全のボランティア活動に参加したことがありますか

	① ある	② ない	無回答	回答数
回答者数	79	471	24	574
割合(%)	13.8%	82.1%	4.2%	100.0%

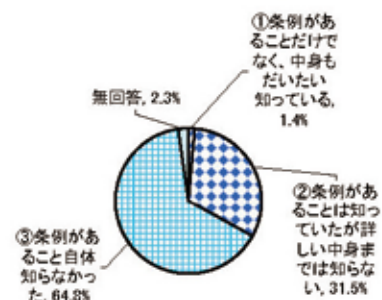


環境を守るためのボランティア活動に参加したことがある人は約1割と少ない状況です。

(5) 環境基本条例と環境保全の取組みに関して

1) あなたは環境基本条例の存在や内容についてご存知でしたか

	① 条例があること は知っているが、 中身も知らない	② 条例があること は知っているが、 中身までは知らない	③ 条例があること は知っているが、 中身までは知らない	無回答	回答数
回答者数	8	181	372	13	574
割合 (%)	1.4%	31.5%	64.8%	2.3%	100.0%



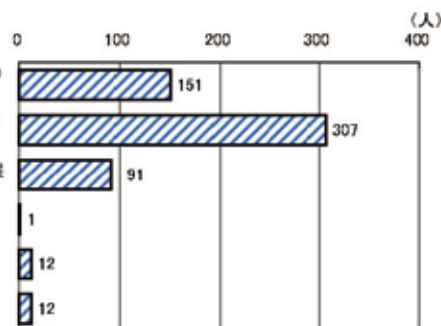
環境基本条例があること自体知らなかった人が約6割と多く、条例があることは知っていた人は約3割となっています。

2) 湖南市環境基本条例の5つの基本理念のことに関連して

①自然と調和した住みやすい良好な生活環境を次世代に残すことについて、あなたはどのように考えますか

	1 住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことだが、なるべくなら生活は不便にならない方がよい	2 住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことだが、なるべくなら生活は不便にならない方がよい	3 住みやすい環境を次世代に残すことが大切なのはわかるが、不便さを我慢するよりも政策的な対応や環境技術の発展で解決すべきである	4 次世代のことなど自分には関係ないので、今の生活が不便になることには耐えられない	5 その他	無回答	回答数
回答者数	151	307	91	1	12	12	574
割合 (%)	26.3%	53.5%	15.9%	0.2%	2.1%	2.1%	100.0%

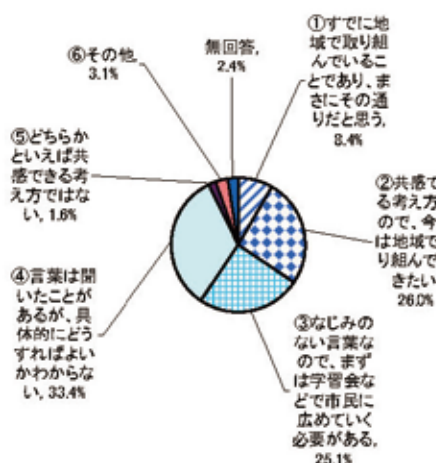
1. 住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことであり今の生活が不便になっても仕方がない
 2. 住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことだが、なるべくなら生活は不便にならない方がよい
 3. 住みやすい環境を次世代に残すことが大切なのはわかるが、不便さを我慢するよりも政策的な対応や環境技術の発展で解決すべきである
 4. 次世代のことなど自分には関係ないので、今の生活が不便になることには耐えられない
 5. その他
- 無回答



9割強の人が住みやすい環境を次世代に残すことは大切なことだと思っていますが、約7割の人が生活が不便になることに抵抗を感じています。

②地域の環境は自らがつくるという「環境自治」の考え方について、どのように考えますか

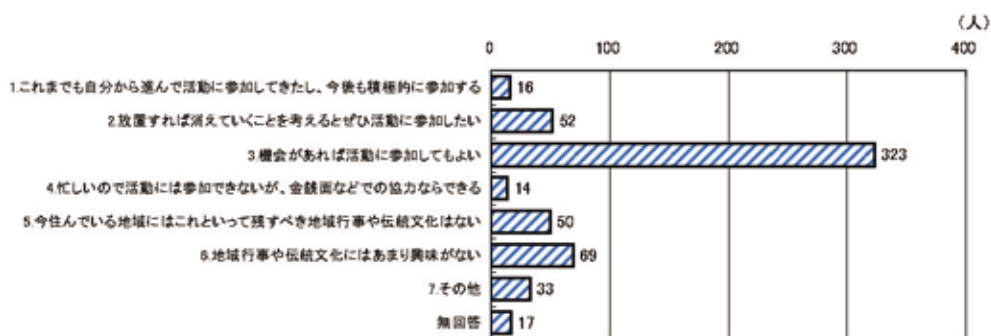
	1 すでに地 域であり、 まさにと その通り だと思っ た	2 い後は 共感でき る地域で 取り組ん でいくこ とを、今 後	3 てすは なじみの ない言葉 なので、 まず字 習会など で市民に 広めてい く必要が ある	4 か具 体的にど うすれば よいか、 わ	5 考え方 ではない か、共感 できる	6 その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	48	149	144	192	9	18	14	574
割合 (%)	8.4%	26.0%	25.1%	33.4%	1.6%	3.1%	2.4%	100.0%



「環境自治」の考え方について、「共感できる考え方」、
「字習会などで市民に広めていく必要がある」とする人が
併せて約6割となっています。

③生活にゆとりと潤いをもたらすためには地域行事や伝統文化を保全することが重要です。
この活動についてどのように考えますか

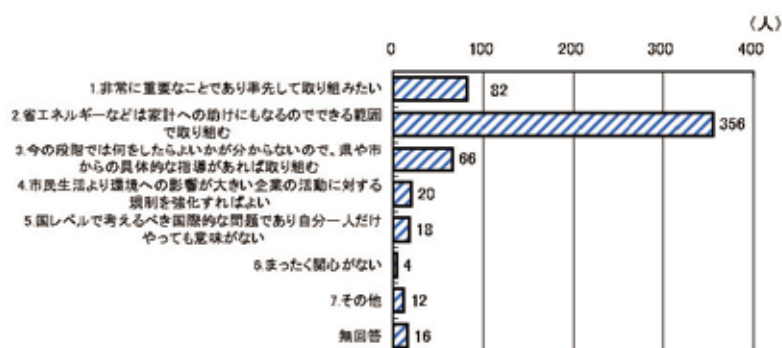
	1 積極的 に参 加し たい	2 い考 え 置 く こ と を 、 今 後	3 も機 会 が あ れ ば 活 動 に 参 加 し て も よ い	4 な忙 しい ので 活 動 に 参 加 し て は な い	5 統 一 性 が あ る こ と を 、 今 後	6 り地 域 の 行 事 や 伝 統 文 化 に は あ ま り 興 味 が な い	7 その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	16	52	323	14	50	69	33	17	574
割合 (%)	2.8%	9.1%	56.3%	2.4%	8.7%	12.0%	5.7%	3.0%	100.0%



地域行事や伝統文化を保全する活動に「機会があれば参加してもよい」とする人が、積極的に
参加したいとする人と併せて約7割と多くなっています。

④地域環境問題の中でも地球温暖化は今や世界共通の緊急課題となっています。この事についてどのように考えますか

	1 非常に 重要な ことで あり 率先 して 取 組 み た い	2 省エ ネル ギー など でき る範 囲で 取り 組む	3 今の 段階 では 何を した らよ い か が 分 ら な い ので、 県 や 市 か ら の 具 体 的 な 指 導 が あ れ ば 取 組 む	4 市民 生活 より 環境 への 影響 が大 き い 企 業 の 活 動 に 対 し て 規 制 を 強 化 す べ い	5 国レ ベル で考 えら るべ き国 際的 な問 題 で あ り 自 分 一 人 だ け や つ て も 意 味 が な い	6 ま っ た く 関 心 が な い	7 そ の 他	無 回 答	回 答 数
回答者数	82	356	66	20	18	4	12	16	574
割合 (%)	14.3%	62.0%	11.5%	3.5%	3.1%	0.7%	2.1%	2.8%	100.0%



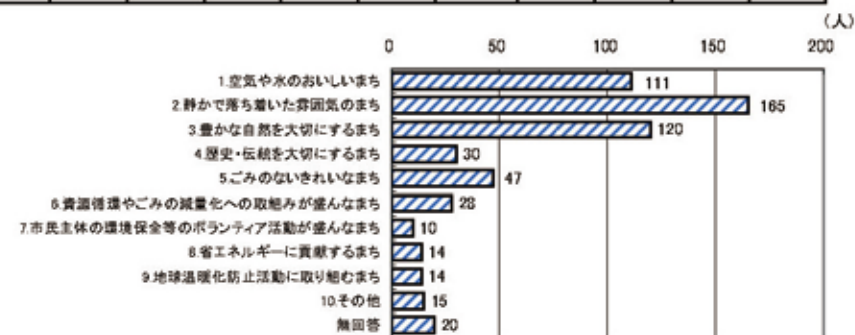
地球温暖化防止への取組について、“省エネルギーなどできる範囲で取り組む”とする人が、“率先して取り組む”とする人と併せて約8割と多くなっています。

(6) 湖南省全体の環境について

1) あなたが思い描く将来の湖南省の環境イメージに最も近いものを順番に3つあげてください

①1番目に描くイメージ

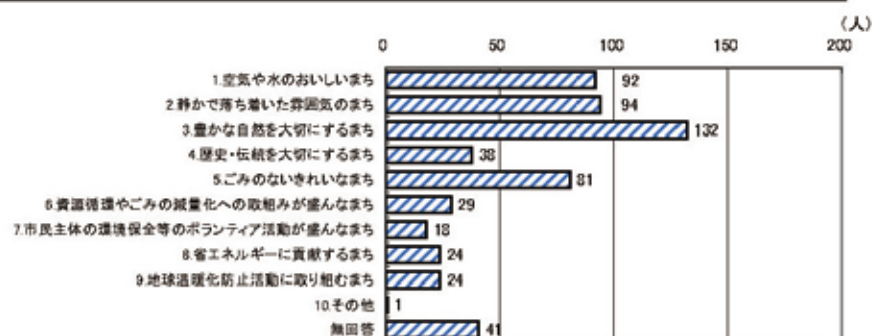
	1 空気や水のおいしいまち	2 静かで落ち着いた雰囲気のみち	3 豊かな自然を大切に するまち	4 歴史・伝統を大切に するまち	5 ごみのないきれいな まち	6 資源循環やごみの減 量化への取組 みが盛んなまち	7 市民主体の環境保全 等のボランティア活 動が盛んなまち	8 省エネルギーに貢 献するまち	9 地球温暖化防止活 動に取り組むま ち	10 その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	111	165	120	30	47	28	10	14	14	15	20	574
割合 (%)	19.3%	28.7%	20.9%	5.2%	8.2%	4.9%	1.7%	2.4%	2.4%	2.6%	3.5%	100.0%



将来の望ましい環境イメージについて、“静かで落ち着いた雰囲気のみち”、次いで“豊かな自然を大切に
するまち”が多くなっています。

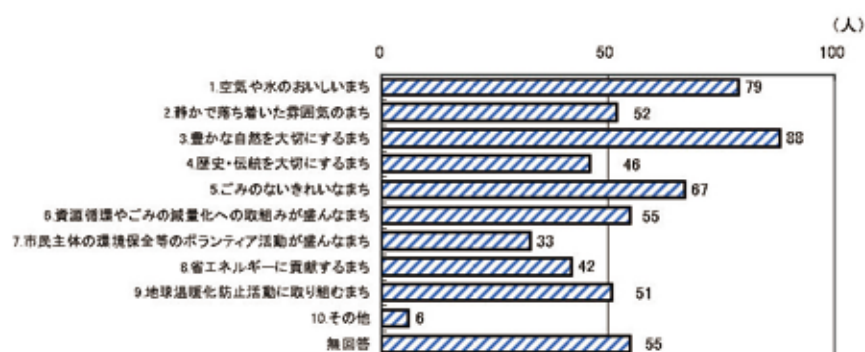
②2番目に描くイメージ

	1 空気や水のおいしいまち	2 静かで落ち着いた雰囲気のみち	3 豊かな自然を大切に するまち	4 歴史・伝統を大切に するまち	5 ごみのないきれいな まち	6 資源循環やごみの減 量化への取組 みが盛んなまち	7 市民主体の環境保全 等のボランティア活 動が盛んなまち	8 省エネルギーに貢 献するまち	9 地球温暖化防止活 動に取り組むま ち	10 その他	無 回 答	回 答 数
回答者数	92	94	132	38	81	29	18	24	24	1	41	574
割合 (%)	16.0%	16.4%	23.0%	6.6%	14.1%	5.1%	3.1%	4.2%	4.2%	0.2%	7.1%	100.0%



③3番目に描くイメージ

	1 空気や水のおいしいまち	2 静かで落ち着いた雰囲気のあるまち	3 豊かな自然を大切にしているまち	4 歴史・伝統を大切にしているまち	5 ごみのないきれいなまち	6 資源循環やごみの減量化への取組みが盛んなまち	7 市民主体の環境保全等のボランティア活動が盛んなまち	8 省エネルギーに貢献しているまち	9 地球温暖化防止活動に取り組んでいるまち	10 その他	無回答	回答数
回答者数	79	52	88	46	67	55	33	42	51	6	55	574
割合 (%)	13.8%	9.1%	15.3%	8.0%	11.7%	9.6%	5.7%	7.3%	8.9%	1.0%	9.6%	100.0%



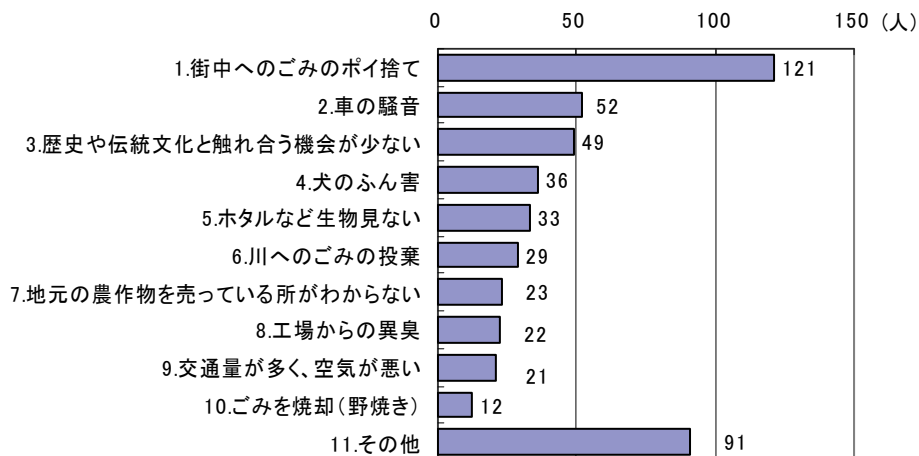
《アンケート調査自由意見について》

(7) 身近における環境の問題点

- ・身近における環境について、不満であるとする具体的な理由に、第1に街中へのごみのポイ捨て(回答数 121)、第2に車の走行騒音(回答数 52)、第3に歴史や伝統文化と触れ合う機会が少ない(回答数 49)などの理由があげられた。
- ・街中へのごみのポイ捨てと川へのごみの投棄を不満とする人を併せると、回答者の約31%の人がごみの投棄に不満を感じていることがわかる。
- ・その他の理由としては、道路や歩道の整備が十分でないことや、マンション住民などのごみ出しのマナーが悪い、路上駐車、工場排水、沿道の草刈りがなされていないなどの意見があげられていた。

(複数回答)

No.	内 容	回答数
1	街中へのごみのポイ捨て	121
2	車の騒音	52
3	歴史や伝統文化と触れ合う機会が少ない	49
4	犬のふん害	36
5	ホテルなど生物見ない	33
6	川へのごみの投棄	29
7	地元の農作物を売っている所がわからない	23
8	工場からの異臭	22
9	交通量が多く、空気が悪い	21
10	ごみを焼却(野焼き)	12
11	その他	91
	計	489

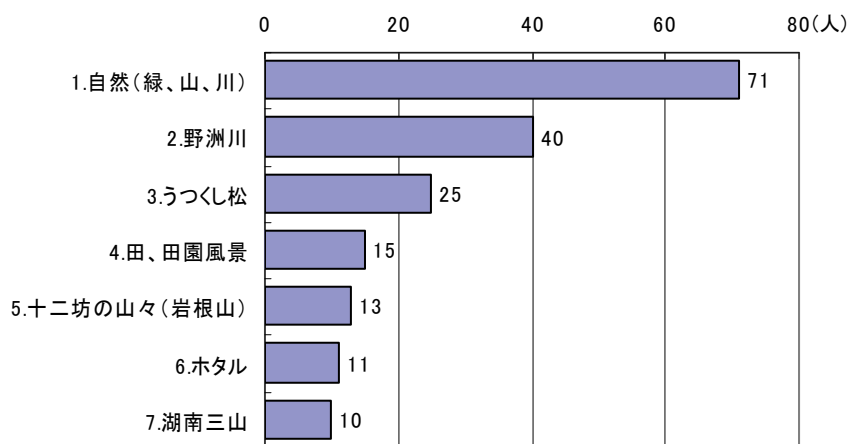


(8) 湖南省環境のシンボルについて

- ・ 湖南省の環境のシンボルとして、漠然と自然（緑、山、川）と答える人が最も多かった（回答数 71）。
- ・ 具体的な名称としては、野洲川（回答数 40）、うつくし松（回答数 25）、十二坊の山々（回答数 13）の順に多くなっている。
- ・ それらがシンボルとしてあげられる理由としては、「市の中心を流れる川である」（野洲川）、「市が有する天然記念物であるため」（うつくし松）、「自然が豊かで温泉もある」（十二坊の山々）などとなっている。
- ・ その他としてあげられているものに、じゅらくの里、東海道（宿場町）、阿星山、工場、湖南米などがある。

No.	内 容	回答数
1	自然（緑、山、川）	71
2	野洲川	40
3	うつくし松	25
4	田、田園風景	15
5	十二坊の山々（岩根山）	13
6	ホテル	11
7	湖南三山	10
8	その他	69
9	特になし	23
	計	277

※回答数10未満は、その他へ含める



(9) 湖南省の環境について

湖南省の環境についての意見に、主に次のようなものがあった。

- ・道路、川へのごみのポイ捨て、不法投棄が多い、犬の飼い主のマナーが悪い。
生活環境の美化意識、マナーの向上が必要。
- ・ごみ分別への取組みについて、取組みの必要性の周知。広報の活用（分別の結果、効果など）。
- ・交通の便の悪さ、公共交通の充実、歩道の整備など。
- ・自動車の排気ガス、国道1号の騒音・振動への対策など。

5. 用語の解説

ア行

ISO14001

1996年にISO（国際標準化機構）が発行した環境マネジメントシステム規格のこと。ISO14000 シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

エコアクション21

エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

エコファミリー

各家庭で楽しみながら「環境にやさしい暮らし」に取り組めるよう、インターネットを通して支援をする環境省の事業。エコファミリーに登録すると、ウェブサイトにてエコライフをサポートする様々なコンテンツに参加したり、活用することができる。

SS（浮遊物質量）

水中に浮遊している微細な固形物の量で、この値が大きいほど汚濁が進んでいることになる。

NPO（Non Profit Organization：民間非営利組織）

非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことであり、株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にする。

エネルギー起源

エネルギーに付随すること、エネルギー由来の意。

淡海エコフォスター制度

公共的な空間の美化および保全のため、市民・事業者等が愛情と責任を持ってボランティアで清掃し、環境美化に対する市民の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止するため、行政と一体となって推進する地域活動。

近江下田焼

藍色をした呉須（ごす／釉薬）の鮮やかな色合いとシンプルな柄が特徴である。素朴で飽きのこない肌合いの下田焼は、そのせいか皿、急須、湯飲み茶碗など普段に使える日用品が多く作られている。

屋上緑化

建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン（O₃）が豊富な層のこと。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念されている。

オープンファクトリー

地域企業の人材確保・定着を促進するため、近隣の地域や学生などを対象に、ものづくりの魅力を知ってもらう事業所見学のこと。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。近年、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。

力行

外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物のこと。

家電リサイクル法

2001 年 4 月に施行された、家庭で不要となったテレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ）、エアコン、電気洗濯機および衣類乾燥機、電気冷蔵庫および冷凍庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

カーボンオフセット

直接的な施策によって削減できない CO₂（カーボン）を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）する仕組みのこと。市場原理を活用した、自主的な取り組みとして注目されている。

環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人。本制度は環境省が創設し、1997 年から登録作業が開始されている。

市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という 2 つの登録部門が設置されている。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、政府が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めることとされている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境基本法

1967年に制定された公害対策基本法、1972年に制定された自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境基本計画

環境基本法（1993年）の第15条に基づき、政府全体の(1) 環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により政府の計画として定めることとされている。策定のプロセスにおいては、パブリックコメントの募集や各種団体との意見交換など、国民参加の促進を図っている。

循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標に据付けて、地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水循環の確保、化学物質対策、生物多様性の保全、環境教育・環境学習などに重点において施策を展開していくこととされている。

環境教育・環境学習

人が活動することで自然へ与える影響との関わりを知り、環境の重要性を認識するとともに、一人ひとりが責任ある行動をする必要があるという考え方を、家庭・学校・地域・職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。環境講座や観察会、見学会、自然体験、農業体験、里山保全活動などの学習を通じて体験・習得することをいう。

環境自治

「地域の環境は自らがつくる」を基本に、市民、事業者及び市が協働して自治運営すること。湖南市では、平成19年（2007年）7月に環境に関する基本的な事項を定めた「湖南市環境基本条例」を施行し、その中に5つの基本理念を掲げており、中でも市民が主役の「環境自治」の考え方はその根幹となるものである。

環境配慮型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配

慮した持続的な農業生産方式の総称。有機農業や自然農法、代替農業、低投入持続型農業などが含まれるが、化学資材の使用はまったく認めない無農薬・無化学肥料栽培という最も厳格な立場から、多少の使用は認めるという減農薬・減化学肥料という立場まで幅がある。

環境文化

日常生活での身近なことや地域の環境などに関心を持つことで、地球環境や地域の環境への理解を深め、自らが行動を起こす力を持ち、地域と協働して取り組み実行することをいう。

環境保全協議会

湖南省内で環境に関する活動を行なっている団体や個人で構成され、豊かな自然や良好な環境の保全について広く検討を行い、お互いに連携、協力して湖南省をより住みよい町にしていくことをめざしている。

環境保全協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のこと。工場の新規立地、施設の増設などを契機に大規模な企業との間に結ばれるものが多い。法律の規制にとらわれず、対象項目、適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでおり、企業側の遵守状況も良好なことから、日本の産業公害の改善に大きく貢献したとの評価もある。

環境マネジメントシステム

事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するシステムのこと。
(1) 環境保全に関する目標を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きによって構成されている。

京都議定書

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005 年 2 月に発効。2005 年 8 月現在の締約国数は、152 カ国と欧州共同体。なお、日本は 1998 年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准。

先進締約国に対し、2008～12 年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

巨樹・巨木林

1988 年に巨樹・巨木林調査を行うにあたり、「地上から 130cm の位置で幹周（幹の円周）が 300 cm 以上の樹木を対象とする」と定め、現在ではこれが巨樹の一般的な定義となっている。

また、巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを持って生えている場合には巨木林と呼ぶ。

グリーン購入、グリーン調達

商品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ行動のことをいう。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の取り組みである。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応

じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

景観行政団体

政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となる。

景観作物

菜の花、レンゲ、ハーブ、ヒマワリなど、緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役だつとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

コージェネレーション

ひとつのエネルギーから複数のエネルギー（電気、熱など）を同時に取り出すシステム。ガスコージェネレーションシステムの場合、都市ガスを用いて発電し、その際に発生する廃熱を冷暖房や給湯・蒸気といった用途に利用する。エネルギー効率が高まり、省エネルギーにつながる。

湖南の三景プラン

2007年に制定された湖南省総合計画において、市が重点的に推進するプロジェクトのひとつ。国宝建造物を有する湖南三山（常楽寺、長寿寺、善水寺）を核とした観光振興を図るとともに、自然と生命を大切にするための河川、森林などの自然環境の保全と人々がやすらぎを得られる田園、市街地の景観整備を進める。また訪れる人々に往時の街道筋を偲ばせる旧東海道筋のまち並み景観づくりを進める。

湖南三山

710～784年の奈良時代に創建された天台宗の「常楽寺」「長寿寺」「善水寺」の3ヶ寺は、「湖南三山」と呼ばれ、国宝に指定されている名刹中の名刹である。ただ歴史が古いというだけでなく、それぞれの寺の建物はどれも荘厳で静かに佇む建造物であり、重要文化財の価値ある仏像や美術品が多く残されている。

混交林

2種以上の木からなる森林。混合林（こんごうりん）ともいう。一般的な森林はすべて混交林である。対立する語は純林で、単一種の植物からなる森林である。

サ行

里山

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、肥料として利用する落ち葉の採取など、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林（里山林）が存在する地域を里山と呼ぶ。クヌギやコナラを中心とする落葉広葉樹の二次林、アカマツの二次林が多い。

3 R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

1992年に施行された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の“マニフェスト制度”の中で、排出者が委託者に対して交付する管理票のこと。マニフェスト制度とは、産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められ、産業廃棄物管理票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを未然に防ぐための制度である。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等が化学変化し、雨水にとりこまれて強い酸性を示すようになった雨をいう。人為的汚染がない場合の、降雨の理論 pH は 5.6 であることから、通常 pH 5.6 以下の雨を指す。

※ pH…水溶液のアルカリ性、酸性の度合いを表す指標。pH 7 のとき中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

※ 酸性雨出現率 = (強酸性雨 + 酸性雨) ÷ 観測回数 × 100
(すべての観測のうち、酸性雨となった割合。試料の採取期間は一週間)

滋賀県環境こだわり農業（環境配慮型農業参照）

持続可能な発展/持続可能な社会

「持続可能な発展(Sustainable Development)」は、資源やエネルギー(とくに化石燃料)の使用や廃棄物を減らし、環境再生を最優先する方向への社会経済の転換を表す包括的な用語である。

自動車リサイクル法

2005年1月に施行された、使用済み自動車から出る部品など(エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの3種類)は自動車メーカーや輸入業者に回収とリサイクルを、自動車の利用者に費用負担を義務付けた法律。

循環型社会

有限な資源の永続性を確保するため、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、または様々な形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

正藍染め

江戸時代の中頃、紺屋政平が京都の染色の技術を学んだことから始まったといわれている。今も昔ながらの技法を守り続けて、のれん、座ぶとんカバー、袋物などを作っている。

省エネルギー

エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようとする事。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する

ことができる人間を育てること。本計画では、特に有機栽培による農作物や食べ残しなど食を通じた環境教育を実施することを指している。

新エネルギー

従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物燃料、廃棄物燃料製造、クリーンエネルギー自動車、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などの新規開発エネルギーのこと。

水源涵養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。雨水が森林土壌を通過することで、水質の浄化にもつながる。

生物多様性

遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれで生物がもつ多様さをまとめて生物多様性という。生物は、同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがある。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

タ行

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめて、ダイオキシン類と定義している。ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物であり、現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などによる。

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式を、太陽光発電という。

太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電があり、これらは区別して理解する必要がある。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つため、早くから注目されてきた。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球温暖化対策新実行計画

平成20年6月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を機に、計画の呼称が「地方公共団体実行計画」は「新実行計画（事務事業）」に、「地球温暖化対策地域推進計画」は「新実行計画（区域施策）」に変わっている。

蓄熱式空調

夜間の割安な電気で熱源機を運転し、蓄熱槽に蓄えられた冷水や温水を利用して、昼間の冷暖房に利用する高効率でクリーンなエネルギーシステム。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

チーム・マイナス6%

地球温暖化防止のために、京都議定書で義務付けられた 6% (90 年比) の日本の温室効果ガス削減数値目標を達成するための国民運動のこと。2005 年 4 月に環境省により提唱され、チームへの登録、交流、情報提供の場として、「チーム・マイナス 6%」のホームページが開設された。「チーム・マイナス 6%」は二酸化炭素の削減のために、「温度調節で減らそう」、「水道の使い方で減らそう」、「商品の選び方で減らそう」、「自動車の使い方で減らそう」、「買い物とゴミで減らそう」、「電気の使い方で減らそう」といった 6 つのアクションを提案している。2006 年 2 月末の時点で、約 185,000 人が参加している。

DO（溶存酸素量）

水中に溶解している酸素の量であり、水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。この値が小さいほど河川の汚濁が進んでいることになる。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。新エネルギー、新エンジンの技術開発により、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素が併せて低減できるものが一般的。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。

低炭素社会

低炭素社会は、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの 1 つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

低燃費車

省エネ法に基づき、定められた燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車のこと。

天保義民

天保 13（1842）年、代官の不正な検地に抗議するため、旧甲賀（こうか）郡、旧野洲（やす）郡、旧栗太郡の総勢約 4 万人の農民がいつせいに蜂起した。これが、歴史に有名な天保一揆である。検地を挫折させ「十万日延期」の目的を達した大闘争であったが、農民達の払った代償も大きかった。

都市公園

基本的には、都市計画において「都市施設」として定められた公園や緑地のこと。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

ノーマイカーデー

地球温暖化や大気汚染の防止、省エネルギーなどを目的として、日や曜日を指定し、自家用車を使用せずに、積極的に公共交通機関を利用する取組み。

バイオマス（B i o m a s s）

バイオマスとは生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物の量を、物質の量として表現したものである。国が定めたバイオマス・ニッポン総合戦略では「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。

廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系のごみに分類される。産業廃棄物は企業などの事業活動にともなって生じた廃棄物のうち法律で定めた 20 種類のものをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1971 年に施行された、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。

バイオディーゼル燃料（B D F）

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。不純物除去の前処理をした廃食用油に、10～20%のメタノールと苛性ソーダ（触媒）を加えて混合攪拌し、加熱した後、しばらく静置して脂肪酸のエステル交換反応を促進させる。生成物を分離して、粘性や引火点の低いメチルエステルを得、軽油代替燃料として使う。反応が簡単で大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結びついていることに特徴がある。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジンと電気モーターの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

パークアンドライド

自家用車を最寄りの駅に駐車（パーク）し、そこから電車やバスなどの公共交通機関に乗って（ライド）都心部へ向かう移動方法。都心部への自家用車の乗り入れを抑制し、公共交通機関利用への転換を促進することにより、交通渋滞の緩和や環境の保全、省エネルギーなどを目的としている。

B O D（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

ビオトープ

ドイツ語の Bio（生物）と Tope（空間、場所）を組み合わせた造語で、本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。都市域では、学校内などにビオトープを造成し、環境教育の現場として活用される例も増えている。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

特に、夏季においては、家屋内の熱を冷房によって外気に排出することにより、外気温が上昇し、それにより更に冷房のためのエネルギー消費を増大させるという悪循環を生み出している。

風力発電

風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステム。回転軸が水平のプロペラ型と垂直のダリウス型等がある。風力エネルギーは無尽蔵でクリーンだが、気象によって変化が大きいため、他の電力との併用が必要。

pH（酸性雨参照）

富栄養化

流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、湖沼などの閉鎖水域が生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象のこと。

フロン回収破壊法

2002年に施行された、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制することを目的とした法律のこと。

マ行

マイバッグ運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋の有料化や、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して商品券と引き換えるなど、マイバッグ運動を支援する取り組みを展開するスーパーも増えている。

マザーレイク21計画

琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとすべく水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い取り組みを進めていくことが必要になっている。また、行政はもとより、県民をはじめ企業、事業者等が日頃から環境負荷の少ない生活や産業活動を実践することが肝要になってくることから、国の関係6省庁の共同実施による計画調査の成果を踏まえながら、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として滋賀県計画を策定し、健全な姿で琵琶湖を次世代に継承しようとするものの。

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコンなど冷房費削減につながることが期待される。

みるエコおうち

家庭での温暖化対策を推進するため、滋賀県が開設したWEBサイト。このサイトは、各世帯で日常の生活における省エネ・省資源行動や、電気、ガスの使用量などをインターネット上で記録するこ

とにより、CO²排出の削減量が目に見えるようにしようとしたもの。

木質バイオマス

バイオマスのうち、植物由来であって森林から発生するもの、あるいは木質で構成されるものの総称。主な木質バイオマスとして、薪、木炭、製材端材、おが屑、樹皮、建設廃材などがある。

ヤ行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ラ行

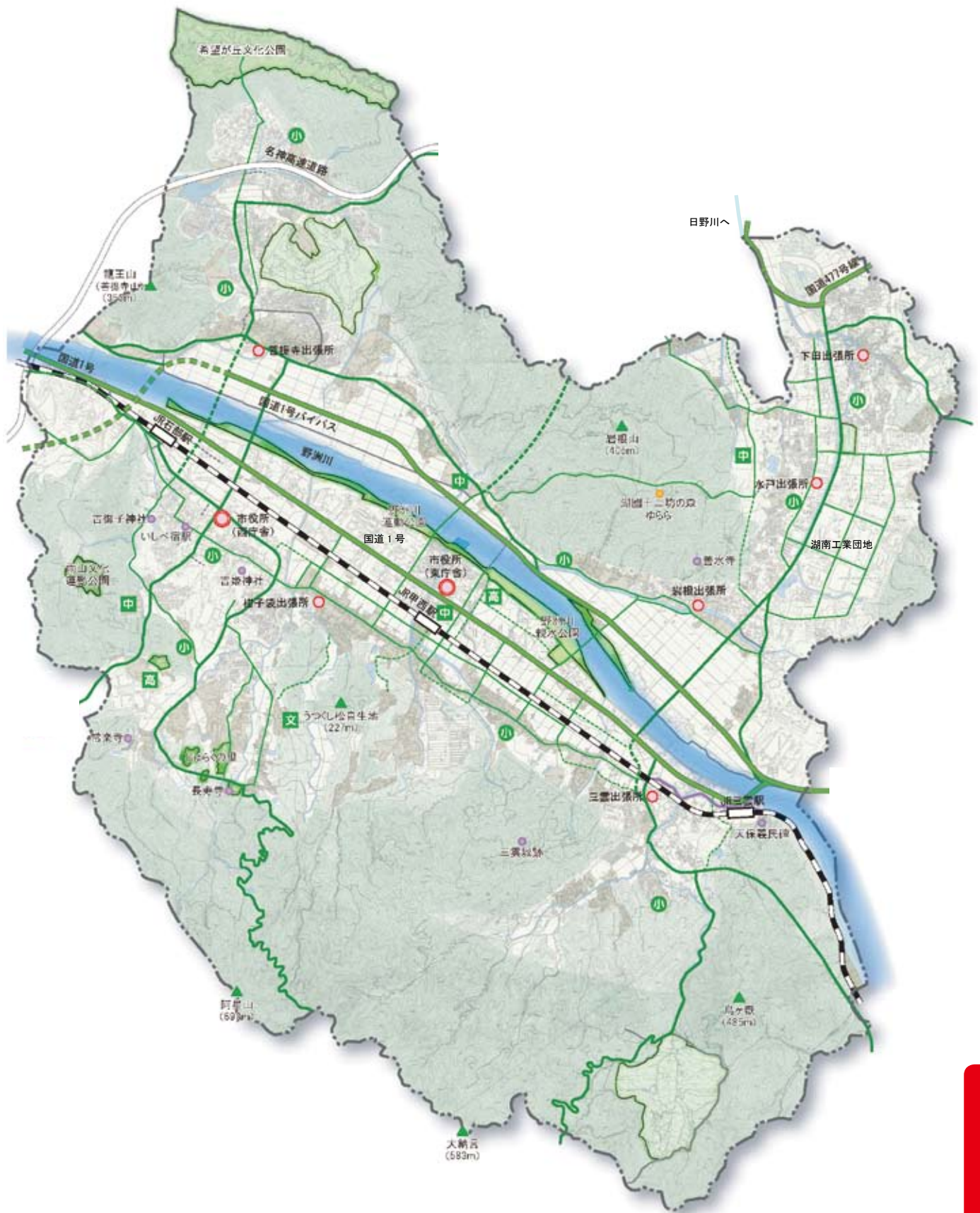
リターナブル瓶

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。ビールびんは平均で20回以上、一升びんは6～7回程度、再使用される。

レッドデータブック

日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種の生息状況等を取りまとめ、出版物として発行したもの。

6. 湖南省の地勢および主要施設位置図



参考掲載

湖南省環境基本計画の策定でご尽力頂きました湖南省環境審議会の会長の日高敏隆氏と谷畑市長、石原市議会議員とが新春座談会で「環世界」について「広報」平成21年1月号に掲載された内容を、参考掲載いたします。

新春座談会 2009 『一人ひとりの「環世界」を大切に』

明けましておめでとうございます。皆さん、どのような新年を迎えられましたか。

昨年は、洞爺湖サミットが開かれ、エコ元年として環境問題への関心が高まった一年であり、皆さんの中にも自分なりのエコ生活を始めたというかたもいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで今回、湖南省環境審議会の会長としてご尽力いただいている日高敏隆京都精華大学客員教授をお迎えし、谷畑市長と石原市議会議員の3人で環境をテーマにお話しをしていただきました。

議長 新年 おめでとうございます。先生、昨年は瑞宝重光章の受章、誠におめでとうございます。

1930年のお生まれとのお事で、ちょうどわたしより20年先輩になります。わたしは還暦まであと1年でぼつぼつリタイヤかなと思っていたのですが、先生のご活躍を拝見し、弱音を吐いていたら叱られるかなと思いながらこの場に座らせていただいています。

市長 先生とは、滋賀県立大学の準備から16年来ずっとおつきあいをいただいています。今、議長は20年違うとおっしゃいましたが、わたしとはちょうど三回り違いますね。

さて、環境問題というのはやはり、人が生きている生活・活動とその周りとの関係性が非常に大事なかなと思います。ちょうど今世界経済が停滞しつつあるなかで、ここしばらくの間は持続可能性ということを考えながら環境と付き合っていて、人類の社会を作っていかなければならないと考えます。

そこで、今後どういう方向を向いていけばいいのかヒントがあれば教えていただきたいのですが…。

環境の中で自分に関係の深いものを拾って世界を創る

日高 一般的には、動物や人間は環境の中に生きているってことになっています。それは間違いではないのですが、本当かなってことなんです。例えば、湖南省というまちがあって、まちの環境はいろいろありますよね。その環境全部が、その中に住んでいる人の環境なのかというとそうではないのではないかなということです。

1934年に出版された『生物から見た世界』という本の中に、「環境があって人間も動物も生きている。生物たちは環境の中に生きていることは確かですが、実際、動物も人間も自分の住んでいる環境の中で、自分に一番関係の深いものを拾っている、それで世界を創っている」という指摘があります。

例えば、藪の中にはダニがいますが、そのダニは藪の中でじっとほ乳類が下を通るのを待っています。ほ乳類が通ると、匂いがぷーんとして、温かみを感じると、枝から離れてぱっと落ちます。落ちたら、血を吸い始めて栄養をとります。木の葉っぱが生えて花が咲いたりしていても、ダニには何の関係もありません。ダニにとってはそんなことはどうでもいいのであって、大事なのは通る獣の匂いなのです。

彼らは環境の中で、自分の世界を創っている。その世界を指して、先程の本の著者の一人ヤーコブ・フォン・ユクスキュルは「環世界」と言ったんですね。要するに、「環境の中から自分に関係のある、自分にとって意味のあるものを拾い出して世界を見る目を創っている」というわけで、大事なのは環世界なのかなということです。

このように見ていくと、人間の環世界というのもいろいろあるのではないかなと思います。ともかく、環境ではなくて環世界を問題にしてもものを考えると、ある場所についていろいろ意味のあることが分かってくるのではないかなと思います。

市長 環境全体ではなく、それぞれ個別の個体が関心を持って、自分が生きていくために必要とするそれぞれのパーツをピックアップした部分が環世界であって、それが個別の個体にとって大事であるということですね。

日高 そうです。湖南省の中にあるいろんな機能を市民の皆さんが全部使っているかということ、必ずしもそうではなく、それぞれ自分の世界を作っているはず。わたしたちが環境問題や、湖南省の未来をどうしていこうと考えるときには、市民がどういう環世界が欲しいと思っているのだろうかということを考えないといけないと思います。

人間という動物は一体どういう動物なのか

市長 人間が生活をしている、環世界をどのように作っていけばいいのかとか、それを守る、変えていくという際に、行政や政治の側からすると、それをコントロールしたいという思いが出てきますが、どのように対処していくべきでしょうか。

日高 それは、やはり個別・具体的に見ていくほかはないと思います。

たとえば公立の学校で、施設・設備はきちんと整備されており、生徒もちゃんとしているときに、それは行政や傍から見れば、いい学校と評価されるかもしれませんが、生徒の側から見ればどうでしょうか。施設などは整っているが、先生から命令的に何でも縛られてつまんない、と思っているかも知れません。一方、ある学校はがちゃがちゃやって、傍から見たら一体何をやってるんだ、先生は何をしているのだと言いたくなるようでも、生徒たちは結構面白がってやっているってこともあり得ます。

生徒にとってどちらが面白い意味のある環世界なのかということを考えなくてはなりません。では、がちゃがちゃでいいのかと言えば、これまたいろいろな意味でまずいのであって、先生がたはきちんと指導しなければなりません。それで、うまくやっていくにはどうするかってあたりは、個々具体的なところで決まってきます。小学校の場合と中学、高校、大学ではまったく違っちゃうでしょうね。それは一つひとつ見ていくほかはないと思います。大変だけれど、それがたぶん一番大事なことなんだろうと思います。

市長 社会的なルールを身につけなければならないという人間社会における教育の機能・役割と、子どもたちが自分たちの力で育っていくという部分とをどうバランスをとって調整していくかというのを個別に見ていくということですか。

日高 要するに、人間という動物は一体どういう動物なんだろうということを考えなければいけないのだと思います。

まず、どうも人間というのは、ある集団を作りたいものらしい。そして、その集団は決して小さくはなく、かなり大きな百人、二百人という集団です。逆に、人間には角も牙も何もない非常に弱い動物です。しかし、アフリカで生まれて以来、20万年も生きてきたわけです。なぜ弱い動物である人間が、世界中にどんどん広がって住むようになったかという、やはり集団を作っているからでしょう。

一人でいるときにライオン一匹が出てきたらそれで終わりでしょうが、10人の集団になるとそうはいかず、逆にライオンに勝つことができるでしょう。その10人の人間は、みんな一人ひとり性格が違うわけで、この違う性格の人とどうやってつきあっていくかということがものすごく大事なことになるわけです。

市長 集団を作っていくうえでですね。

日高 それがうまくいかないと集団はバラバラになってしまいます。

人間は、子どものときから周りの人とうまくつきあいながらやっていきます。それは周りから教えようと思って教えられるものではなく、教わるというより自分で学び取っていきます。10歳くらいになるとだいたいが、他人とはどうつきあっていくのかがほぼ分かってきます。それが分かっているから人間は集団で生きていけるわけです。

そういう集団の中に子どもを放さないで家庭で守ったり、逆に学校で先生がびしっとやったりすると、ほかの人とどう付き合うのか分からなくなって、変な子どもや大人ができることにつながるのではないかと思います。

そのときに、学校なり政治なりが子どもたちをどう指導するかということは、非常に大きな問題です。

人間の持っている環世界は複雑怪奇なもの

市長 それぞれの地域で、どうしていったらいいのかということをみんなで力を合わせてきちんと考えていくということが大事なのだらうと思います。

少し話は変わりますが、今の日本の社会では、失敗を許容するという部分がだいぶ小さくなって来ている感じがします。失敗をしないと、新しいことにつながっていかないとと思うのですが、経験として獲得していくということが少し弱くなってきているのかなという気がしているのですが…。

日高 本当にそう思いますね。結局それはある意味、教育学が進みすぎたから、先生の方が全部教えてあげますよ、ということになってしまっている側面があると思います。人間という動物の育ちから見ると、本来そういうかたちではなくて、人間は失敗しながら探っていく、そのなかで非常に複雑なことを学びとっていく動物なのではないかと。

市長 あまりにも社会が発展しすぎて、人間集団の力の集まりである政治なり行政が、その社会を平板化して管理しやすいようにして、今文句が出ないように、それぞれが困らないような社会を作りつつあるように思います。本当に生きていく知恵を、今後、経験的に獲得できるのかどうかという不安もあると思います。自分で困って知恵を使うということができない社会になりつつあるのでしょうか。

議長 わたしが住んでいる地域に、昔よく散歩をしていた野川があります。そこには住宅街から排水が流れていたのですが、場所によっては泡が立っていました。そのころはまだ住宅化も進み始めてきたところであり、田畑も近くに残っているというなかで、この川の泡はどうなるのかなと思いながら見ていました。

合併前から、旧石部町では公共下水道を整備していくことになり、その結果、ふと気がつくと、泡はいつのまにかなくなっていました。

環世界ということから考えると、自分たちが生きていくため、汚した水をきれいにしていくなだという皆さんの意識が働いたからこそ、きれいになってきたのだと思います。

日高 環世界の一番基本的な認識というのは、そこにいる主体が自分が生きていくうえで大切であると思うものを選び出して、世界を作るわけですね。だからそのときに、何が大切なのかは、変わっていくのではないかと思います。

昔は、家庭からの排水は溝に流していましたが、そんなことを続ければいろんな形でその弊害が自分たちに返ってくる、だからやめようというふうにある時から変わりましたよね。昔は大丈夫と考えられていたことも、今ではみんながそれをやれば大変なことになるといったことが他にも出てきているのではないのでしょうか。行政は、そういうことを皆さんに伝えていく必要があるのではないですかね。

たとえば蛍が戻ってきたという話では、蛍なんか人間が食べるわけではないので、いようがいまいがかまわないものであるわけです。しかし、人間の環世界からしてみると、乱舞しているのを見るときれいだなあと思う情がありますよね。きれいだなあと思う気分を味わっただけで、その人はいいい気持ちになることができてうれしい。人間というのはそこまで複雑なことを感じている動物だと思うのです。

人間の持っている環世界は、相当複雑怪奇なものだと思います。これは、人によっては、変なものを大事に思う人も出てくるわけですが、だれかがどこかでそういう話はおかしいですよってことを言うしかありません。そうすると、行政とすればどこにどう手を出したらいいのか、手を出してはいけないのかというあたりの判断がすごく難しい問題になるのではないかなと思います。

一人ひとりがしっかりと考え行動を

市長 人間が生きていくためには、その集団のなかで主体性を中心とした環世界をどう折り合いをつけていくかが大切ですね。その先に行き着くのは、わがままな主体性を持っている環世界同士のぶつかり合いをどう調整して集団を形成していくか、それぞれがいかに自分たちが安全に暮らしていけるような社会を作っていくかということにつながっていくのでしょね。その際、じゃ独裁者に力を委ねたらいいのか、みんなで討議をして決めていってそれに従っていった方がいいのか、そういう選択になっていくなかで、やはり今の社会は民主的に物事を決めていった方がよりいいのではないかというかたちで、人間社会が成り立ちつつあるということなのだろうと思います。

日高 そうですね。人間って言語を持っているだけじゃなくて、論理性を持っています。言語を使い論理を使って、こういう理屈でも作ることができるのです。これは非常に恐いんですね。変な理屈を考えて、その理屈を使って戦争をすることもできるわけです。

そのときに、何か理屈があるわけではなく、なんかいやだとか、これはうれしいとか、そういう極めて次元の低い感情だけれども、これを大事にしていけないといけなのではないか。

また逆に、今度はその感情ばかりを持ち出すこともあって、どうも人間というのはどっちかへかなり行き過ぎることがあるようです。そこで、これは人間として少し行き過ぎなんじゃないかと絶えずみんなが自分で考えることを忘れてはいけないと思います。何か教訓めいた話になってしまいましたが…。

市長 やはり一人ひとりがしっかりと考えて行かないといけないということですね。一人ひとりがきちんと役割を果たせずに、自分が助けることの手を抜いたら集団から助けてもらえない。動物社会だと弱い個体は当然脱落していくが、人間集団はそうではありません。そういったものも全部包括しながら支えていくというシステムになっているから、それぞれがきちんと手を差し伸べてあげないといけないということですね。

議長 個人で物事をするのはすごく楽なんです。縛りがありませんから。集団で動こうと思うと当然その集団としてのルールがあります。

近年、ご都合主義が非常にはびこってきてしまったという印象を受けますが、そういう風潮をどう変えていくのかは一行政でできるものではないし、また一組織、一企業でできるものでもないでしょう。社会全体で変えないといけないのですが、一度そういう楽を覚えてしまうと、なかなかそれから抜けられない。

数年前までは経済優先の社会でしたが、ここへきてようやく環境に目が向けられ方向チェンジするのかなあとかたちになってきました。しかし、人間というものは究極的には、自分の楽を求めるものなのかなあと、思ってしま

うのですが…。

日高 そういう風に思ったときに、じゃあ、今はどうすればいいのかという話は出てくるわけでしょ。人間ってそういうものですよ。もういいやと思っちゃ具合悪いわけでしょ。

人間以外の動物は遺伝的に、これはこうするということが決まっています。それは周りの状況が変わっても変わらないものです。しかし、人間の場合は、今どうしたいのかとか、今どうすべきかということをいちいち考えていないと、どうにもならなくなっちゃう動物なんです。

市長 日々の努力というものを常に求められているのが、人間であり、人間集団であるということですね。人間は本能だけで動いているわけではないから、その努力とか、義務とかが常に求められ、それをこなさなければ、実は生きてはいけないということでしょうか。それをこなさないでいいようにするということは、人間らしくなくなるということなのですね。

日高 人間は楽に生きていこうとしても生きていけないんだと、楽に生きると人間でなくなるということなんです。

個々の環世界をどのようにして作り守るのか、その違いをどう合意形成するかが問われる

議長 わずか50年余りで、社会は急激に変化を遂げました。わたしは生まれも育ちも田舎であり、かつては、山へ行って薪や柴をとり、風呂を焚き、畑から大根をとってきて漬け物をつけ、琵琶湖から登ってくるフナをつかんでフナ寿司をつけてという生活をしていました。しかし、50年の間に、薪や柴はガスに変わり、今は太陽光だとなってきていますが、先生はこの先、社会はどのように変わっていくと感じておられるのでしょうか。

日高 今言われたのは、琵琶湖を何とかしようとかの環境問題ではなくて、それは議長の環世界であったわけですね。わたしはその時代に琵琶湖の傍に住んでいないので、違う環世界を持っていました。このように、環世界は個々にあるということと、その環世界は人間がいろいろ悪さをやっていくうちに変わっていくわけですね。自分がこういう世界を欲しいなあと思っても、その世界はもう手に入らなくなっちゃう、今はそういう状況ではないでしょうか。

市長 自分で環世界をどう持つのか。湖南省環境基本計画も環世界基本計画にしないといけないのかも…。

日高 環境基本計画というと、温度がどうだとかが大きく出て、いかにそれをコントロールするかなどが環境問題の課題としてクローズアップされがちですが、そうではなくて、むしろ、個人個人の環世界をどのようにして作り守っていけるのかという話だろうと思うのです。

一番大きな問題は、一人ひとりが望んでいる環世界というのは、少しずつ違っているんで、その違っているところをどうするかということが一番難しくなってくるんですね。

市長 合意形成ですね。都市計画や地域の福祉をどうしていこうということも、それぞれの地域ごとに議論をもらった積み重ねを持ち寄って、全体の方向性を作っていくという、そういうまちのづくり方がこれからは重要になってくると思います。その合意をどうとっていくかということと、それぞれが気持ちよく動いてもらえるような形や自分たちの思いを全体のコンセンサスにしていけることが大切ということですね。

日高 そうですね。「気持ちよく」ってことは、随分感情的な言葉だと思いますが、それが人間としてやはり一番大事な話ですね。気持ち悪いけれど我慢しましょう、などというのは意味がありません。

市長 最後に、平成21年を迎えるに当たり、先生から湖南省に対してメッセージをいただけないでしょうか。

日高 湖南省は環境としても自然に恵まれ、優美でなかなかいいところですね。

そのなかで何をやるかと言えば、そこに住む市民がどういう環世界を持っているのか、そして、市民が良い環世界に生きられるようにするにはどうしなければならないのかを一生懸命考え続けていくことが大切だと思います。

市長 本日は大変いいお話しをお聞かせいただき、ありがとうございました。

日高先生プロフィール

東京都出身。少年時代は昆虫少年。高等学校時代に関心の対象が動物学に移り、1952年に東京大学理学部動物学科を卒業。1975年に京都大学教授に就任。1982年に日本動物行動学会の初代会長となる。1993年に京都大学を退官後、1995年から2001年まで滋賀県立大学初代学長。現在、京都精華大学客員教授。



湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。

一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。

一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。

一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。

一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

(平成十七年十一月二十日制定)

湖南省 市民生活部 環境課

発行年月：平成21年(2009年)9月

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

TEL：(0748) 72-1290 (代表) 71-2326 (直通)

E-mail：kankyo@city.konan.shiga.jp

ホームページ：http://www.city.konan.shiga.jp

(湖南省環境基本計画は市のホームページでご覧いただけます)

